

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書

秋田県の電気事業および工業用水道事業について

秋田県包括外部監査人
公認会計士 佐久間 清光

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 監査の実施期間.....	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件を選定した理由	1
8. 外部監査の方法.....	2
9. 利害関係	2
第2 監査対象の事業内容	3
1. 公営企業の沿革.....	3
2. 公営企業の概要.....	5
(1) 組織および職員について.....	5
(2) 中期経営計画について	6
3. 電気事業の概要.....	8
(1) 業務および施設の状況について.....	8
(2) 経営の状況について	12
4. 工業用水道事業の概要.....	27
(1) 業務および施設の状況について.....	27
(2) 経営の状況について	30
第3 外部監査の結果、指摘および意見	43
I 電気事業	43
1. 中期経営計画について.....	43
2. 料金について	46
3. 収入について	50
(1) 電力料について	50
(2) 営業雑収益について.....	51
(3) 受取利息について	53
4. 支出について	54
(1) 県営発電所周辺地域等振興事業助成金について	54
5. 資産について	58
(1) 固定資産仮勘定について.....	58

(2) 遊休資産について	61
(3) 発電事務所・発電所の現地視察について	63
(4) 未収金について	64
6. 施設別セグメント情報について	65
II 工業用水道事業	68
1. 中期経営計画について	68
2. 「第二期改良計画」について	70
3. 料金について	83
(1) 料金のしくみについて	83
(2) 工業用水道使用料の徴収手続について	83
(3) 時間単位計量器と月単位計量器による計量について	84
4. 契約について	86
(1) 工業用水供給契約について	86
(2) 指定管理者制度について	87
5. 収入について	90
(1) 収入の減少リスクへの対応について	90
(2) 発生土の売却について	92
(3) 御所野系統に係る負担金収入について	94
6. 資産について	96
(1) 大館工業用水道の土地に係る会計処理について	96
(2) 建設準備勘定について	98
(3) 前払金に含まれる前渡工事費用について	99
(4) 庁舎使用权について	100
7. 負債および資本について	102
(1) 資本剰余金残高について	102
III 両事業に共通する事項	104
1. 契約について	104
2. 損益について	109
(1) 資本的支出と修繕費・除却費について	109
3. 資産について	111
(1) 固定資産の台帳管理について	111
(2) 固定資産の現物管理について	112
4. 負債および資本について	114
(1) 修繕引当金について	114
(2) 特別修繕引当金について	115
(3) 賞与引当金について	116
(4) 退職給付引当金について	117

5. 秋田県職員が再就職した団体との取引などについて.....	118
（参考）秋田県職員退職者の再就職について.....	122

（注）当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

秋田県の電気事業および工業用水道事業について

3. 監査対象年度

平成23年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

4. 監査対象部局

秋田県産業労働部公営企業課

5. 監査の実施期間

平成24年6月15日から平成25年3月26日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	佐久間清光	公認会計士
補助者	井出 潔	公認会計士
補助者	岩野 裕司	公認会計士
補助者	安池 威志	公認会計士
補助者	矢野 裕紀	公認会計士

7. 特定の事件を選定した理由

秋田県が公営企業として実施する事業は、電気事業および工業用水道事業の2つの事業である。その事業規模は、たとえば平成22年度決算で総資産47,563百万円（電気26,379百万円、工業用水道21,183百万円）、営業収益4,109百万円（電気3,227百万円、工業用水道881百万円）である。秋田県産業労働部公営企業課は、平成22年度からは第Ⅱ期中期経営計画（平成26年度まで）のもと、公営企業として安価で良質な電気と工業用水を安定的に供給するとともに、新たな地域貢献を積極的に講じることとさ

れている。

したがって、電気事業および工業用水道事業については、その事業規模から財務的な重要性が高いこと、また経営計画などに従って効果的効率的な事務の執行がなされているか否かについての県民の関心も高いものと考えられることから、外部監査を実施することに意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、平成 23 年度の電気事業および工業用水道事業の決算では総資産 47,159 百万円（電気 26,035 百万円、工業用水道 21,124 百万円）、営業収益 4,119 百万円（電気 3,242 百万円、工業用水道 877 百万円）となっている。

8. 外部監査の方法

（1）監査の要点

- ① 地方公営企業法第 3 条の規定に従って運営されているか。
- ② 一般会計からの繰出金は、法令などに準拠しているか。
- ③ 料金は適正な原価を基礎として適正に設定されているか。
- ④ 料金の徴収は適切に行なわれているか。
- ⑤ 契約手続は適切に行なわれているか。
- ⑥ 資産・負債・資本の管理は適切に行なわれているか。
- ⑦ 損益・収入・支出の管理は適切に行なわれているか。
- ⑧ 発生主義に基づき、会計処理が適正に行なわれているか。

（2）主な監査手続

- ① 関係者からの説明聴取および関係者に対する質問
- ② 比率分析などの分析的手続
- ③ 関係法令などへの準拠性の検証
- ④ 内部管理文書などの閲覧
- ⑤ 証拠書類との突合
- ⑥ 固定資産などの実査

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

1. 公営企業の沿革

秋田県の公営企業は、昭和31年11月に「電気局」を設置し、鎧畑発電所の運転を開始したことにより始まった。現在は15の発電所による電気事業と、昭和46年7月に給水を開始した秋田工業用水道事業の2事業を実施することにより、秋田県産業の振興と地域経済発展の一翼を担っている。秋田県の公営企業としては、これまで上記2事業のほか、土地造成事業や有料道路事業、観光施設事業を手掛けていたが、一定の役割を終えたと判断し事業を廃止している。秋田県の公営企業の電気事業および工業用水道事業の沿革を時系列で示すと以下のとおりである。

【電気事業】

年 月	沿 革
昭和31年11月	電気局を設置し、鎧畑発電所運転開始
33年12月	田沢湖発電所運転開始
36年 1月	小和瀬発電所運転開始
37年10月	小沢発電所運転開始 (平成元年6月 玉川ダム建設に伴い廃止)
38年 9月	皆瀬発電所運転開始
39年12月	柴平発電所運転開始
41年12月	杉沢発電所運転開始
43年10月	八幡平発電所運転開始
45年11月	素波里発電所運転開始
50年 9月	藤里発電事務所集中監視制御装置の運転開始 (平成18年3月 大館発電事務所に移転設置)
50年12月	早口発電所運転開始
52年 8月	玉川発電事務所集中監視制御装置の運転開始
53年 4月	鹿角発電事務所集中監視制御装置の運転開始 (平成18年3月 大館発電事務所に移転設置)
53年12月	岩見発電所運転開始
60年 4月	板戸発電所運転開始
60年 4月	皆瀬発電事務所集中監視制御装置の運転開始 (平成10年3月 横手発電事務所に移転設置) (平成18年3月 秋田発電事務所に移転設置)
60年 7月	八幡平第二発電所運転開始
61年 4月	秋田発電事務所集中監視制御装置の運転開始
平成 2年 6月	玉川発電所運転開始

年 月	沿 革
3年 4月	山瀬発電所運転開始
10年 4月	横手発電事務所集中監視制御装置の運転開始 (平成18年3月 秋田発電事務所に移転設置)
11年 4月	大松川発電所運転開始
18年 4月	3発電事務所(大館、秋田、玉川)に統合
20年 4月	「秋田発電・工業用水道事務所」統合設置
	現在に至る。

【工業用水道事業】

年 月	沿 革
昭和41年10月	県土木部大館工業用水道給水開始 (昭和43年4月 企業局に移管、平成12年3月 廃止)
46年 7月	秋田工業用水道給水開始(一部)
49年 3月	秋田工業用水道完成
平成 2年度	秋田第二工業用水道建設事業開始(平成17年度 事業廃止) ※
平成 3年10月	秋田工業用水道拡張により御所野地区へ給水開始
19年 4月	指定管理者制度の導入
20年 4月	「秋田発電・工業用水道事務所」統合設置
	現在に至る。

※平成18年度以降については旧秋田第二工業用水道建設事業という。

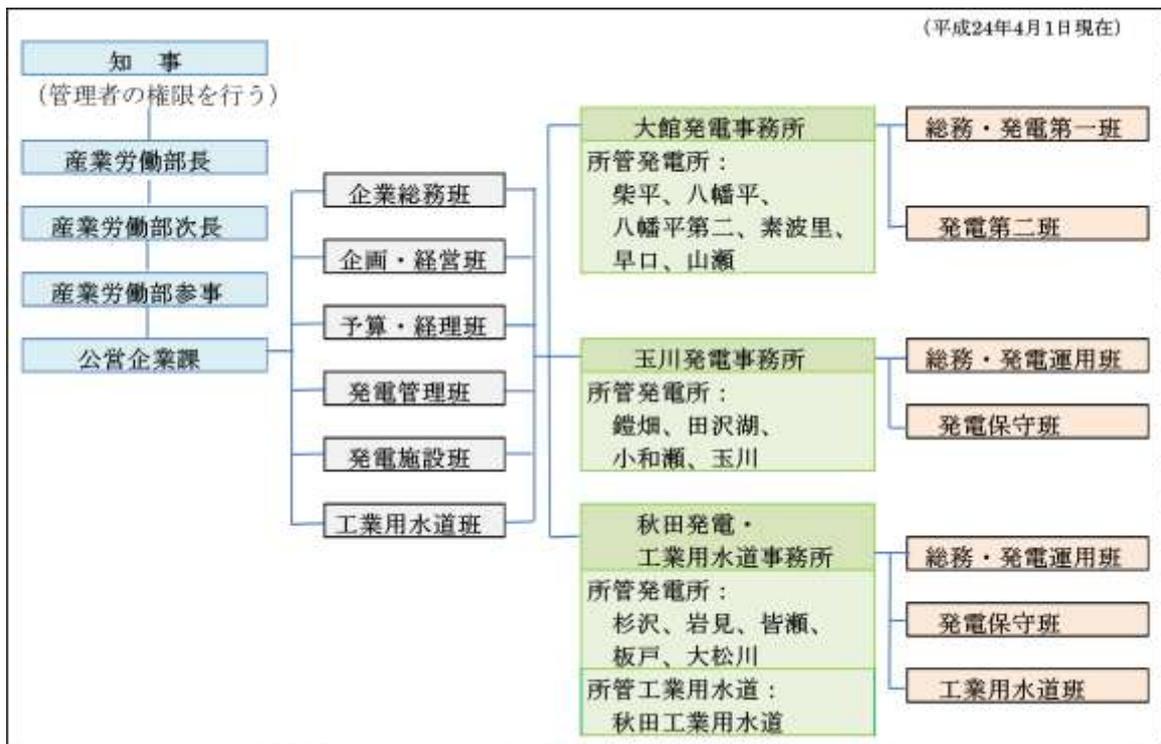
2. 公営企業の概要

(1) 組織および職員について

①組織について

公営企業管理者の権限に属する事務を分掌するため、産業労働部内に公営企業課を設置し、更に所掌事務を分掌するため、6つの班を置いている。また、発電に関する事務および工業用水に関する事務を行なうため、発電事務所および工業用水道事務所を置き、事務所の所掌事務を分掌するため、それぞれの事務所に班を置いている。公営企業の組織図を示すと以下のとおりである。

(組織図)



②職員について

各年度末の職員数は以下のとおりである。

平成23年度末の職員数は92名で、前年度に比べて4名減少している。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
本 課	36名	36名	38名	35名	31名
事務所	72名	69名	63名	61名	61名
合 計	108名	105名	101名	96名	92名

(注) 人数には一般職員との併任である者を含んでいる。

(2) 中期経営計画について

①第Ⅱ期中期経営計画の基本方針

「平成 24 年度 公営企業のあらまし」によれば、第Ⅱ期中期経営計画の概要は以下のとおりとされている。

A. 計画策定期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とし、社会情勢、経営環境等に変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行なう。

B. 事業運営の目標

(a) 安定供給

公営企業として安価で良質な電気と工業用水を安定供給することにより、県民生活の向上と地域産業の振興を図る。

(b) 地域貢献

電気事業の収益の一部を地域に還元することにより、新たな地域貢献策を積極的に講ずる。

②主な具体的な取組

A. 電気事業

(a) 地域への貢献

事業の効率化等によって生み出される収益の一部を地域振興積立金に新たに積立て、次に掲げる事業に支出することにより、地域に還元する。

- ・ 地球温暖化対策、産業振興等の重要施策に関する事業
- ・ 公営企業として行なう電気事業に対する理解の推進に資する事業 等

B. 工業用水道事業

(a) 安定供給の強化

旧秋田第二工業用水道施設を有効活用しながら大規模改良工事を実施し、断水リスクの低減を図り供給の信頼度を高める。

③事業計画（「中期財政収支計画」）

A. 電気事業

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収益的収支 (消費税込)	料金等収入	3,450,046	3,303,976	3,303,976	3,058,580	3,058,580
	人件費・物件費	3,351,392	3,215,457	2,929,534	2,969,613	2,667,491
	経常損益	98,654	88,519	374,442	88,967	391,089
資本的収支 (消費税込)	企業債等	-	-	-	-	-
	建設改良費等	596,021	1,068,894	868,704	1,111,472	1,874,425
	企業債償還金	675,840	670,210	652,056	582,548	488,288

B. 工業用水道事業

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収益的収支 (消費税込)	料金等収入	938,543	938,293	940,494	937,793	937,543
	人件費・物件費	812,308	782,911	801,453	795,460	800,579
	経常損益	126,235	155,382	139,041	142,333	136,964
資本的収支 (消費税込)	企業債等	-	297,000	264,000	259,000	252,000
	建設改良費等	81,822	691,298	615,298	605,298	590,298
	企業債償還金	228,928	243,714	243,613	223,247	226,694

3. 電気事業の概要

(1) 業務および施設の状況について

①業務の状況について

秋田県の電気事業は、昭和 28 年度に鎧畑発電所の建設に着手したことに始まり、新規水力発電の開発を促進し、水資源の有効活用と電力の安定供給に寄与している。

現在、平成 11 年 4 月に営業運転を開始した大松川発電所を加え、15 発電所の営業運転を行っており、最大出力の合計は 110,200kW、供給電力量約 4 億 5 千万 kWh で、そのほとんどを東北電力株式会社に卸供給している。また、売電電力量は秋田県内の年間使用電力量（家庭用）の 2 割近くを占めている。

秋田県電気事業の行なう発電形式は全て水力発電形式であり、近年地球環境問題への関心が高まる中、低炭素社会実現に向けて、二酸化炭素等を排出しない再生可能な水力エネルギーの重要性が再認識されていることから、注目されつつある分野ではあるが、一方で設備の老朽化が進みつつあることから、修繕費および保守管理費が増大し、計画的な施設の更新や保守管理の徹底に努め、安定的に電力を供給することが重要となっている。



(資料元) 平成 24 年度公営企業のあらまし

②施設の状況について

秋田県の各発電所の概要は以下のとおりである。

発電所名称	管轄事務所	発電形式	最大出力 (kW)	運転開始
鎧畑	玉川発電事務所	ダム水路式	15,700	昭和31年11月
田沢湖	玉川発電事務所	ダム式	7,300	昭和33年12月
小和瀬	玉川発電事務所	水路式	8,800	昭和36年1月
皆瀬	秋田発電・工業用水道事務所	ダム水路式	5,300	昭和38年9月
柴平	大館発電事務所	水路式	2,800	昭和39年12月
杉沢	秋田発電・工業用水道事務所	ダム水路式	15,500	昭和41年12月
八幡平	大館発電事務所	水路式	5,400	昭和43年10月
素波里	大館発電事務所	ダム式	6,300	昭和45年11月
早口	大館発電事務所	ダム水路式	7,500	昭和50年12月
岩見	秋田発電・工業用水道事務所	ダム式	5,400	昭和53年12月
板戸	秋田発電・工業用水道事務所	ダム式	2,000	昭和60年4月
八幡平第二	大館発電事務所	水路式	1,500	昭和60年7月
玉川	玉川発電事務所	ダム式	23,600	平成2年6月
山瀬	大館発電事務所	ダム式	2,100	平成3年4月
大松川	秋田発電・工業用水道事務所	ダム式	1,000	平成11年4月

(資料元) 平成24年度公営企業のあらまし

● 鎧畑発電所（雄物川水系玉川）

建設省が築造した鎧畑ダムの多目的利用を図るため計画された県営第一号の発電所である。玉川の酸性水を使用するため、主要機器の材質には耐酸性特殊鋼が採用されている。建設費は1,538,703千円で、ダム水路式の発電所である。

なお、本発電所および田沢湖、小和瀬発電所の運転については、昭和52年に玉川発電事務所からの遠方監視制御方式に切り替えられている。

● 田沢湖発電所（雄物川水系玉川）

昭和14年に国策である「玉川河水統制計画」により玉川の流水を田沢湖に導入したが、田沢湖発電所はこの既設堰堤および導水路を利用して発電するもので、田沢湖の水位が低

下した時に落差が増大し発電力が増加する特性を持っている。

鎧畑発電所で利用した水を再度利用するので、耐酸性には鎧畑同様十分な考慮がなされているほか、田沢湖の低水位時を有効利用するため発電設備のほとんどが地下に設置されている。建設費は 705,590 千円で、ダム式の発電所である。

- 小和瀬発電所（雄物川水系玉川）

玉川上流大深沢、湯田又川から取水し、さらに途中で 9 カ所の溪流取水をしているため、導水路の総延長は 17 k m と長くなっている。建設費は 1,247,806 千円で、水路式発電所である。

- 皆瀬発電所（雄物川水系皆瀬川）

雄物川水系皆瀬川の総合開発事業の一環として、建設省が築造した皆瀬ダムを利用して発電している。

発電放流水を下流の約 11,100 ヘクタールの耕地に灌漑用水として使用する必要から、農林省は企業局と共同で表面取水装置を設置した。

従来、灌漑期間には連続運転を行っていたが、板戸ダムの完成により効率の高いピーク運転が可能となった。建設費は 526,749 千円で、ダム水路式の発電所である。

- 柴平発電所（米代川水系瀬の沢川）

有効落差が県営発電所では最大の 231.26m もあり、また小水量であるためペルトン型水車を採用している。地元土地改良事業の一環として完成していた導水路の一部を利用するなど、従来どおり灌漑用水補給に用いられている。建設費は 319,205 千円で、水路式の発電所である。

なお、運転については八幡平発電所、八幡平第二発電所、素波里発電所、早口発電所および山瀬発電所とともに大館発電事務所からの遠方制御方式によっている。

- 杉沢発電所（米代川水系小阿仁川）

小阿仁川総合開発事業として秋田県が築造した萩形ダムを利用して発電を行なっている。（小阿仁川から取水し馬場目川に放流している。）

地形上の制約から、ずい道終点よりパイプビーム式の鉄管水路とし、また調圧水槽はわが国では例の少ない大規模な鋼板製全露出型となっている。

運転制御には県営発電所として初めてプログラムコントロール方式が取り入れられたが、昭和 61 年度に秋田発電事務所からの遠方制御方式に切り替えられた。

建設費は 1,764,600 千円で、ダム水路式の発電所である。

- 八幡平発電所（米代川水系熊沢川）

国立公園十和田八幡平地区のうち、八幡平地区の観光開発に必要な電力を供給する役目を持っている。本発電所の完成によって八幡平地区への電力導入が容易となり、地区の開

発に大きく貢献している。建設費は 658,803 千円で、水路式の発電所である。

- 素波里発電所（米代川水系粕毛川）

粕毛川総合開発事業の一環として、秋田県が築造した素波里ダムを利用して発電している。発電放流水を下流能代地区の灌漑用水として使用する必要から、農林省は企業局と共同で表面取水設備を設置した。建設費は 678,787 千円で、ダム式の発電所である。

- 早口発電所（米代川水系早口川）

早口川総合開発事業の一環として秋田県が築造した早口ダムを利用して発電している。運転は藤里発電事務所からの遠方監視制御方式による無人発電所として計画したので発電所建物は小規模である。建設費は 2,119,708 千円で、ダム水路式の発電所である。

- 岩見発電所（雄物川水系三内川）

岩見川総合開発事業の一環として秋田県が築造した岩見ダムを利用して発電している。建設費は 1,710,821 千円で、ダム式の発電所である。

- 板戸発電所（雄物川水系皆瀬川）

営農形態の変化、また河川の変化によって皆瀬ダムの運用が不安定となりこれについて附属する皆瀬発電所も正常な機能の維持が困難となった。

これを解消するため、皆瀬ダム下流に秋田県が逆調整ダムとして板戸ダムを築造したのでこのダムを利用して発電を行なうことになった。

この完成により流水の経済的利用が図られ、加えて皆瀬発電所の機能増大に貢献している。有効落差が低いため県営発電所として最初のチューブラ式の水車を採用している。

建設費は 2,958,839 千円で、ダム式の発電所である。

- 八幡平第二発電所（米代川水系熊沢川および赤川）

中小水力エネルギー開発の一環として建設された発電所であり、八幡平発電所とあわせて熊沢川一貫利用を図るものである。

水路および水圧鉄管には経済性、施工期間なども考慮し、わが国初の強化プラスチック複合管が採用されている。建設費は 1,406,142 千円で、水路式の発電所である。

- 玉川発電所（雄物川水系玉川）

玉川流域には、県営および東北電力株式会社などの 8 発電所が稼働していたが、さらに玉川本流に築造される国直轄の玉川ダムを利用して県営最大規模の玉川発電所を建設した。

この発電所の完成により玉川本流では最下流の神代発電所（東北電力株式会社）までその落差はほとんど有効に利用されることとなる。

また、玉川ダムに関連事業として懸案の玉川酸性水について大規模な中和処理施設が建設されて、現在稼働中である。

建設費は 8,467,354 千円で、ダム式の発電所である。

- 山瀬発電所（米代川水系岩瀬川）

岩瀬総合開発事業として、県が建設した山瀬ダムを利用して発電をしており、流量に応じて運転台数を変えられる二輪両掛水車を採用している。

建設費は 2,158,046 千円で、ダム式の発電所である。

- 大松川発電所（雄物川水系松川）

横手川総合開発事業として、県が建設した大松川ダムを利用して発電を行なっている。秋田発電事務所からの遠方監視制御方式により運転されている。

建設費は 1,250,000 千円で、ダム式の発電所である。

（2）経営の状況について

①損益計算書について

損益計算書は、1年間に電気事業で発生した全ての収益と費用が集計され、その差額として損益が計算される。当該損益の金額により、電気事業の採算性が明らかとなる。

電気事業において、収益の大部分は東北電力株式会社へ卸供給した電力料である。電力料は総括原価方式（「第3 外部監査の結果、指摘および意見 I 電気事業 2 料金について」参照）により東北電力株式会社との契約に基づいて計算される。

一方、費用の大部分を営業費用および財務費用が占めている。営業費用は水力発電費、送電費および一般管理費に区分され、水力発電費については、水力発電設備に関する費用および人件費などを整理する項目であり、送電費については、同様に送電設備（小和瀬送電線路および八幡平第二送電線路）に関する費用および人件費などを整理する項目である。また、一般管理費については、公営企業課に属する人員の人件費と経費などで構成されているが、特に退職給与金（平成23年度：156,267千円）が大半を占めている。

財務費用は、ダム建設負担金および発電所建設のために発行した企業債に係る支払利息である。

電気事業の過去5年間の損益計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
営業収益	3,214,839	3,246,118	3,257,262	3,227,966	3,242,410
電力料	3,209,863	3,237,517	3,263,974	3,199,286	3,237,491
営業雑収益(注1)	4,975	8,601	15,034	30,758	4,919
湯水準備引当金	-	-	△ 21,745	△ 2,078	-
財務収益	42,063	45,352	38,695	29,898	22,837
受取利息	39,737	43,031	36,374	27,577	20,863
受取配当金	521	521	521	521	173
地域振興積立金運用収益	1,804	1,800	1,800	1,800	1,800
営業外収益	15,895	6,921	1,791	218	1,536
利子補給金	11,375	5,687	-	-	-
事業外収益	4,519	1,233	1,791	218	1,536
經常収益合計	3,272,798	3,298,393	3,297,749	3,258,083	3,266,784
営業費用	2,660,217	2,610,924	2,755,536	2,872,178	2,794,190
水力発電費	2,235,509	2,224,846	2,221,095	2,511,228	2,420,141
送電費	33,666	35,436	57,294	45,379	39,535
一般管理費(注2)	391,041	350,642	477,146	315,571	334,514
財務費用	362,372	318,533	277,669	238,604	201,856
支払利息	362,372	318,533	277,669	238,604	201,856
附帯事業費用	1,099	1,350	1,392	1,328	1,800
発電所周辺地域等振興事業費用	1,099	1,350	1,392	1,328	1,800
営業外費用	6	2	9,524	8,101	8,631
事業外費用	6	2	9,524	8,101	8,631
經常費用合計	3,023,695	2,930,811	3,044,122	3,120,213	3,006,478
經常利益	249,103	367,581	253,627	137,870	260,306
特別利益	-	2,475	-	-	-
特別損失(注3)	-	-	68,038	-	-
当年度純利益	249,103	370,056	185,589	137,870	260,306
当年度未処分利益剰余金	249,103	370,056	185,589	137,870	260,306

(注1) 22年度には素波里の土地改良区からの受入金を計上している。

(注2) 21年度の増加は退職者の増加(20年度3人→21年度8人;140百万円)による退職金の増加が含まれる。

(注3) 21年度に事業外固定資産に計上していた藤里発電事務所を売却(売却先:藤里町)したことにより、固定資産売却損を計上している。

営業収益、営業費用および支払利息は、比較的安定した推移をみせており、毎年度 1 億円以上の当年度純利益を計上している。

②貸借対照表について

貸借対照表は、電気事業に必要な資金がどのように調達され、どのような資産に運用されているかが明らかになる。水力発電事業は装置型産業であるため、事業の開始時において発電施設の建設に多額の資金を要するが、企業債の発行により、その資金を調達している。その後、当該設備の減価償却費相当額を、総括原価方式により原価に組み入れることで、電力料を通じて、資金を回収し、企業債の返済の資金に充てているという財務構造になっている。

電気事業の過去 5 年間の貸借対照表は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
(資産の部)					
固定資産	24,907,079	23,664,363	22,136,961	20,671,097	19,836,461
電気事業固定資産	17,445,139	17,103,147	16,166,872	15,481,123	15,645,237
水力発電設備	16,692,626	16,371,591	15,423,959	14,770,130	14,959,544
送電設備	83,013	78,757	74,501	70,245	65,989
業務設備	669,500	652,798	668,411	640,747	619,703
事業外固定資産(注1)	4,063	4,063	258,929	251,323	243,716
固定資産仮勘定	254,316	253,593	307,599	435,091	343,947
建設仮勘定	132,545	130,043	182,537	304,448	216,326
建設準備勘定	121,770	123,549	125,061	130,643	127,621
投資	7,203,559	6,303,559	5,403,559	4,503,559	3,603,559
投資有価証券	3,559	3,559	3,559	3,559	3,559
長期貸付金	7,200,000	6,300,000	5,400,000	4,500,000	3,600,000
流動資産	2,618,767	3,475,071	4,753,289	5,708,835	6,198,606
現金預金	2,323,304	3,164,232	4,423,795	5,485,940	5,931,525
未収金	295,463	310,839	329,493	222,894	267,081
資産合計	27,525,846	27,139,434	26,890,250	26,379,932	26,035,067
(負債の部)					
固定負債	528,405	566,092	656,227	846,575	903,397
引当金	528,405	566,092	656,227	846,575	903,397
退職給与引当金	424,728	504,728	584,728	664,728	744,728
修繕準備引当金	103,677	61,364	71,499	181,846	158,668
流動負債	157,294	102,627	262,983	93,500	113,532

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
未払金	44,141	24,331	45,000	33,733	29,756
未払費用（注 2）	108,434	73,697	213,556	55,642	79,633
その他流動負債	4,718	4,598	4,425	4,124	4,141
渴水準備引当金	163,769	163,769	185,514	187,593	187,593
負債合計	849,469	832,489	1,104,725	1,127,669	1,204,522
（資本の部）					
資本金	22,780,635	22,303,946	21,984,056	21,454,264	20,925,210
自己資本金	16,175,880	16,440,673	16,828,350	16,971,423	17,109,604
繰入資本金	1,858	1,858	1,858	1,858	1,858
組入資本金	16,174,022	16,438,815	16,826,491	16,969,564	17,107,746
借入資本金	6,604,754	5,863,273	5,155,706	4,482,841	3,815,605
企業債	6,604,754	5,863,273	5,155,706	4,482,841	3,815,605
剰余金	3,895,741	4,002,998	3,801,468	3,797,998	3,905,334
資本剰余金	1,332,981	1,334,974	1,335,531	1,337,264	1,331,903
受贈財産評価額	50,372	50,372	50,372	50,372	50,372
工事負担金	308	308	308	308	308
保険差益	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814
国庫補助金	1,278,485	1,280,478	1,281,035	1,282,768	1,277,407
利益剰余金	2,562,759	2,668,023	2,465,936	2,460,733	2,573,431
中小水力発電開 発改良積立金	1,913,656	1,897,967	1,880,347	1,866,863	1,859,552
地域振興積立金	400,000	400,000	400,000	456,000	453,572
当年度未処分利 益剰余金	249,103	370,056	185,589	137,870	260,306
資本合計	26,676,377	26,306,945	25,785,525	25,252,263	24,830,545
負債・資本合計	27,525,846	27,139,434	26,890,250	26,379,932	26,035,067

（注 1） 21 年度に旧横手発電事務所（簿価 254 百万円）を水力発電設備より事業外固定資産へ振り替えている。

（注 2） 21 年度は退職者の増加による退職金の未払費用の増加（140 百万円）が含まれている。

平成 23 年度において、資産合計は 26,035,067 千円となっており、そのうち固定資産が 76%を占めている。その固定資産の中でも特に発電所などの水力発電設備が 14,959,544 千円であり、固定資産の 75%を占めており、典型的な装置産業の特徴を示している。

負債合計は 1,204,522 千円であり、その大半は引当金であり、退職給与引当金 744,728 千円および修繕引当金 158,668 千円などとなっている。

資本合計は 24,830,545 千円であり、そのうち資本金が 20,925,210 千円含まれており、資本金には、自己資本金 17,109,604 千円および借入資本金 3,815,605 千円が計上されてい

る。借入資本金はダムの建設負担金や発電所の固定資産の取得のために借入れた企業債である。

③主な経営分析比率について

電気事業の過去5年間の主要な経営分析比率の推移は以下のとおりである。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	全国5年単純 平均(18年度 ~22年度)※
営業収支比率(%)	120.8	124.3	118.1	112.3	116.0	117.5
経常収支比率(%)	101.5	112.5	108.3	104.4	108.7	110.4
流動比率(%)	1664.9	3386.1	1807.5	6105.6	5459.8	1338.3
自己資本構成比率(%)	80.4	75.3	76.7	78.7	80.7	74.8
固定資産対長期資本比率(%)	78.7	87.5	83.1	78.6	77.1	76.2

※(資料元) 地方公営企業年鑑

A. 収益性について

毎期安定して営業利益および経常利益を計上しており、営業収支比率および経常収支比率はいずれも100%を超えている。

(a) 営業収支比率

$$\text{算式：営業収支比率(％)} = \frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$$

平成19年度および平成20年度の営業収支比率が比較的高くなっている主な原因は、営業費用項目の退職給与金および修繕費用が他年度と比較して減少しているため、当該比率計算上の分母である営業費用が少ないにもかかわらず、分子である営業収益が他年度とほぼ同水準であることに起因している。それに加えて、横手発電事務所の除却損(283,162千円)および藤里発電事務所の除却損(86,023千円)の予算分が平成19年度および平成20年度の総括原価方式による電力供給料金の計算(「2.料金について (1) 概要 ③電力供給料金の算出方法」参照)に含めた上で設定され、これに基づいて収益が計上されているにもかかわらず、実際には藤里発電事務所の除却損処理が平成21年度に発生しており、また横手発電事務所は未だ除却処理が現在も終了していない(「5.資産について (2) 遊休資産について」)ことも一因として考えられる。なお、全国平均は117.5%であり、秋田県の営業収支比率もほぼ同水準で推移している。

(b) 経常収支比率

$$\text{算式：経常収支比率（％）} = \frac{\text{営業収益} + \text{財務収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{財務費用} + \text{附帯事業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

平成 20 年度の経常収支比率が上昇している主な原因は、営業収支比率と同様である。
なお、全国平均は 110.4% であり、秋田県の経常収支比率もほぼ同水準で推移している。

B. 財務安全性について

流動比率は 100% を超えており、また自己資本構成比率および固定資産対長期資本比率も高い水準にある。ただし、公営企業の会計基準では民間企業が負債とする企業債を資本金として計上することになる。このため、公営企業においては、民間企業と比べて、一般的に、負債が少なく計上され、資本金が多く計上されている。したがって、流動比率および固定資産対長期資本比率は民間企業に比べ、高くなることが多い。

(a) 流動比率

$$\text{算式：流動比率（％）} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、流動資産と流動負債を比較することで、企業の短期的な支払能力を簡易的に判断する指標である。秋田県の電気事業は多額の現金預金を保有しているものの、毎年度末の未払金など流動負債が少ないため、高い水準を維持している。

(b) 自己資本構成比率

$$\text{算式：自己資本構成比率（％）} = \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

自己資本構成比率は総資本（負債および資本）に占める自己資本の割合である。一般的には、電気事業は施設の建設費の大部分を企業債（借入資本金）によって調達していることから、自己資本構成比率は低いものとならざるを得ない。事業経営を安定化させるためには、自己資本の造成を図ることが必要である。また、自己資本は、負債と異なり原則として返済する必要性のない資本であり、支払利息が発生しないことから、自己資本による建設投資を行なう方が資本費を抑える結果となる。

秋田県の電気事業の場合、企業債（借入資本金）の償還がある程度進んでおり、企業

債の返済相当額が組入資本金相当額として自己資本金に算入されている。このため、自己資本金が多額になっているため、自己資本構成比率も高い水準で推移している。ただし、全国の公営企業も同様の状態であり、秋田県同様に高い水準で推移している。

(c) 固定資産対長期資本比率

$$\text{算式：固定資産対長期資本比率（％）} = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金}} \times 100$$

この比率は自己資本構成比率と同様、事業の固定的・長期的安全性を見る指標である。固定資産対長期資本比率は、資金が長期的に拘束される固定資産が、どの程度返済期限のない自己資本や長期に活用可能な固定負債などの長期資本 { 自己資本 (自己資本金 + 剰余金) および長期借入金 (借入資本金 + 固定負債) } によって調達されているかを示すものである。この比率は常に 100% 以下で、かつ、低いことが望ましい。100% を上回っている場合には、固定資産の一部が借入金などの流動負債によって一時的に調達されていることを示している。

秋田県の電気事業の場合、過去 5 年平均が 81.0% と全国平均の 76.2% と比してやや高い状態にある。その原因としては、固定資産の残高に比して、剰余金 (資本剰余金および利益剰余金) がやや低い水準にあることが考えられる。

④他の自治体との比較について

東北地区において、岩手県、山形県および新潟県の3県が秋田県と同様に東北電力株式会社に対して電力の卸供給を行なっている。これら東北4県の状況を比較すると、その概要は以下のとおりである。

【施設などの比較】

(単位：千円)

	22年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
出力				
最大 (kW)	110,200	147,291	87,600	136,500
常時 (kW)	13,190	35,024	14,000	26,795
年間基準発電電力量 (MWh)	450,248	560,482	397,882	522,613
有効貯水量 (千m ³)	393,936	400,120	192,860	194,050
年間発電電力量 (MWh)	457,183	622,991	374,820	551,757
職員数 (人)	88	116	90	83
	21年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
出力				
最大 (kW)	110,200	147,291	104,700	136,500
常時 (kW)	13,190	35,024	18,720	26,390
年間基準発電電力量 (MWh)	450,248	563,104	397,882	522,080
有効貯水量 (千m ³)	393,936	400,120	200,755	194,050
年間発電電力量 (MWh)	482,061	578,197	347,378	542,909
職員数 (人)	91	116	87	83
	20年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
出力				
最大 (kW)	110,200	147,291	104,700	136,500
常時 (kW)	13,840	35,024	18,720	26,390
年間基準発電電力量 (MWh)	452,306	563,011	373,879	546,496
有効貯水量 (千m ³)	393,936	400,120	200,755	194,050
年間発電電力量 (MWh)	411,124	510,256	365,493	543,297
職員数 (人)	94	115	87	90

(資料元) 地方公営企業年鑑

【貸借対照表などの比較】

(単位：千円)

	22年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
固定資産	20,671,098	29,929,559	24,251,807	47,354,182
(1) 有形固定資産	14,068,346	21,313,913	18,220,098	43,404,039
(2) 無形固定資産	2,099,193	337,732	3,481,661	550,914
(3) 投資	4,503,559	8,277,914	2,550,048	3,399,229
流動資産	5,708,835	10,550,167	10,665,210	5,083,395
(1) 現金および預金	5,485,940	10,107,976	10,350,467	1,222,033
(2) 未収金	222,895	442,175	308,926	361,217
(3) 貯蔵品	-	16	2,751	-
資産合計	26,379,933	40,479,726	34,917,017	52,437,577
固定負債	1,034,169	1,773,280	996,459	560,515
(1) 引当金	1,034,169	1,773,280	996,459	560,515
流動負債	93,501	493,915	164,730	181,319
(1) 未払金および未払費用	89,377	485,885	149,356	162,960
(2) その他	4,124	8,030	15,374	18,359
負債合計	1,127,670	2,267,195	1,161,189	741,834
資本金	21,454,264	30,203,376	21,079,795	44,822,226
(1) 自己資本金	16,971,423	25,898,535	16,867,665	24,412,566
(2) 借入資本金	4,482,841	4,304,841	4,212,130	20,409,660
剰余金	3,797,999	8,009,155	12,676,033	6,873,517
(1) 資本剰余金	1,337,265	2,064,333	9,203,677	4,103,185
(2) 利益剰余金	2,460,734	5,944,822	3,472,356	2,770,332
資本合計	25,252,263	38,212,531	33,755,828	51,695,743
負債資本合計	26,379,933	40,479,726	34,917,017	52,437,577
【分析】				
(1) 自己資本構成比率 (%)	78.7	83.8	84.6	59.7
(2) 固定資産対長期資本比率 (%)	78.6	74.9	69.8	90.6
(3) 流動比率 (%)	6105.6	2136.0	6474.4	2803.6
(4) 総収支比率 (%)	104.4	114.9	116.8	107.4
(5) 経常収支比率 (%)	104.4	114.9	116.8	107.4
(6) 営業収支比率 (%)	112.3	115.2	119.8	126.5
(7) 企業債償還額対減価償却額比率 (%)	77.8	46.2	45.4	108.7

(資料元) 地方公営企業年鑑

(単位：千円)

	21年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
固定資産	22,136,962	30,949,475	24,438,355	45,459,197
(1) 有形固定資産	14,565,240	21,809,664	21,391,968	43,289,225
(2) 無形固定資産	2,168,163	369,820	496,443	567,429
(3) 投資	5,403,559	8,769,991	2,549,944	1,602,543
流動資産	4,753,289	9,357,308	10,547,378	7,981,145
(1) 現金および預金	4,423,796	8,879,183	10,301,392	1,307,521
(2) 未収金	329,493	478,109	243,235	447,986
(3) 貯蔵品	-	16	2,751	-
資産合計	26,890,251	40,306,783	34,985,733	53,440,342
固定負債	841,743	1,494,465	934,808	667,927
(1) 引当金	841,743	1,494,465	934,808	667,927
流動負債	262,983	668,787	425,087	171,928
(1) 未払金および未払費用	258,557	661,530	409,826	154,429
(2) その他	4,426	7,257	15,261	17,499
負債合計	1,104,726	2,163,252	1,359,895	839,855
資本金	21,984,056	30,149,878	20,883,277	45,160,737
(1) 自己資本金	16,828,350	25,336,078	16,376,858	23,422,011
(2) 借入資本金	5,155,706	4,813,800	4,506,419	21,738,726
剰余金	3,801,469	7,993,653	12,742,561	7,439,750
(1) 資本剰余金	1,335,532	2,033,391	9,146,546	3,897,606
(2) 利益剰余金	2,465,937	5,960,262	3,596,015	3,542,144
資本合計	25,785,525	38,143,531	33,625,838	52,600,487
負債資本合計	26,890,251	40,306,783	34,985,733	53,440,342
【分析】				
(1) 自己資本構成比率 (%)	76.7	82.7	83.2	57.8
(2) 固定資産対長期資本比率 (%)	83.1	78.1	70.7	85.3
(3) 流動比率 (%)	1807.5	1399.1	2481.2	4642.1
(4) 総収支比率 (%)	106.0	120.4	116.2	106.8
(5) 経常収支比率 (%)	108.3	120.4	99.4	106.6
(6) 営業収支比率 (%)	118.1	121.3	102.5	127.0
(7) 企業債償還額対減価償却額比率 (%)	82.3	53.5	50.5	109.5

(資料元) 地方公営企業年鑑

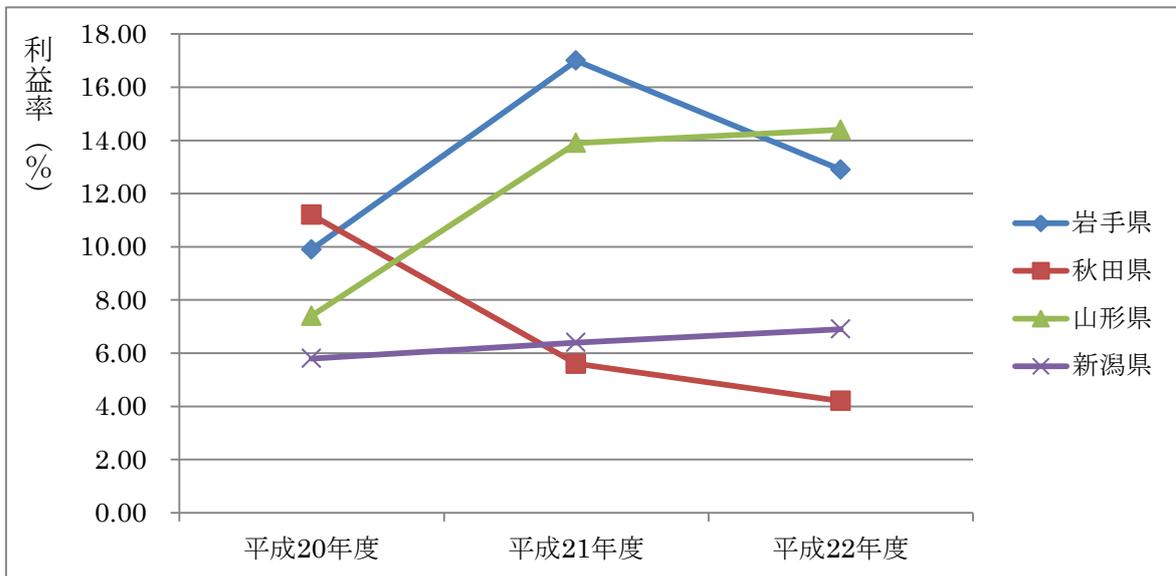
(単位：千円)

	20 年度			
	秋田県	岩手県	山形県	新潟県
固定資産	23,664,363	31,168,140	23,537,632	45,535,894
（1）有形固定資産	15,156,965	21,755,445	20,464,897	43,342,670
（2）無形固定資産	2,203,839	401,924	507,865	587,362
（3）投資	6,303,559	9,010,771	2,564,870	1,605,862
流動資産	3,475,072	8,325,777	6,144,439	9,185,650
（1）現金および預金	3,164,233	7,813,248	5,870,797	1,601,125
（2）未収金	310,839	512,375	253,343	438,372
（3）貯蔵品	-	16	3,299	-
資産合計	27,139,435	39,493,917	29,682,071	54,721,544
固定負債	729,862	1,273,489	835,605	833,140
（1）引当金	729,862	1,273,489	835,605	833,140
流動負債	102,627	325,693	539,448	191,083
（1）未払金および未払費用	98,029	318,244	488,858	173,504
（2）その他	4,598	7,449	50,590	17,579
負債合計	832,489	1,599,182	1,375,053	1,024,223
資本金	22,303,947	30,050,693	21,031,786	45,333,082
（1）自己資本金	16,440,674	24,711,163	16,231,623	22,272,104
（2）借入資本金	5,863,273	5,339,530	4,800,163	23,060,978
剰余金	4,002,999	7,844,042	7,275,232	8,364,239
（1）資本剰余金	1,334,975	1,972,698	4,021,653	3,820,904
（2）利益剰余金	2,668,024	5,871,344	3,253,579	4,543,335
資本合計	26,306,946	37,894,735	28,307,018	53,697,321
負債資本合計	27,139,435	39,493,917	29,682,071	54,721,544
【分析】				
（1）自己資本構成比率（％）	75.3	82.4	79.2	56.0
（2）固定資産対長期資本比率（％）	87.5	79.6	80.8	83.5
（3）流動比率（％）	3386.1	2556.3	1139.0	4807.2
（4）総収支比率（％）	112.6	111.0	107.9	106.1
（5）経常収支比率（％）	112.5	111.0	109.8	107.9
（6）営業収支比率（％）	124.3	111.2	112.3	127.9
（7）企業債償還額対減価償却額比率（％）	87.3	55.4	57.5	113.5

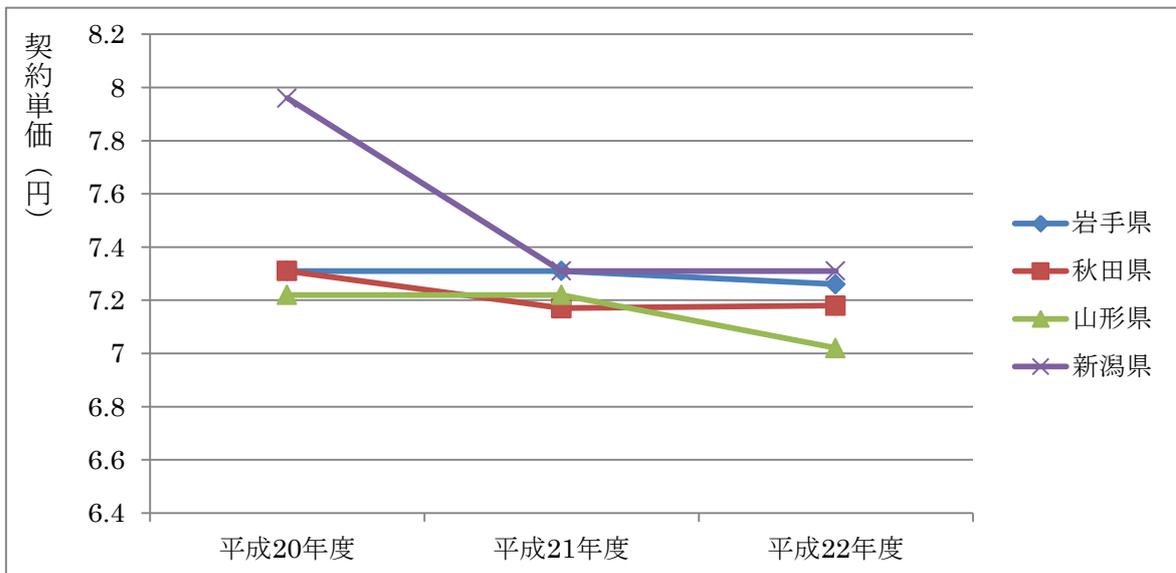
(資料元) 地方公営企業年鑑

上記のデータに基づいて、各県の利益率などを比較分析すると以下のとおりである。

【利益率の経年推移】



【契約単価の経年推移】



秋田県の契約単価は7円台前半で推移しており、他の3県も同様の状況である。ただし、秋田県の利益率は、一定額の利益を計上しているものの、平成20年度を除いて他県と比べて低い水準で推移している。

なお、秋田県の平成20年度利益率が他の年度より高いのは、前述のとおり、営業費用項目の金額に比して営業収益項目の金額が多いことに起因している。特に横手発電事務所および藤里発電事務所の除却損相当額の予算が電力供給料金に含まれて営業収益が計上され

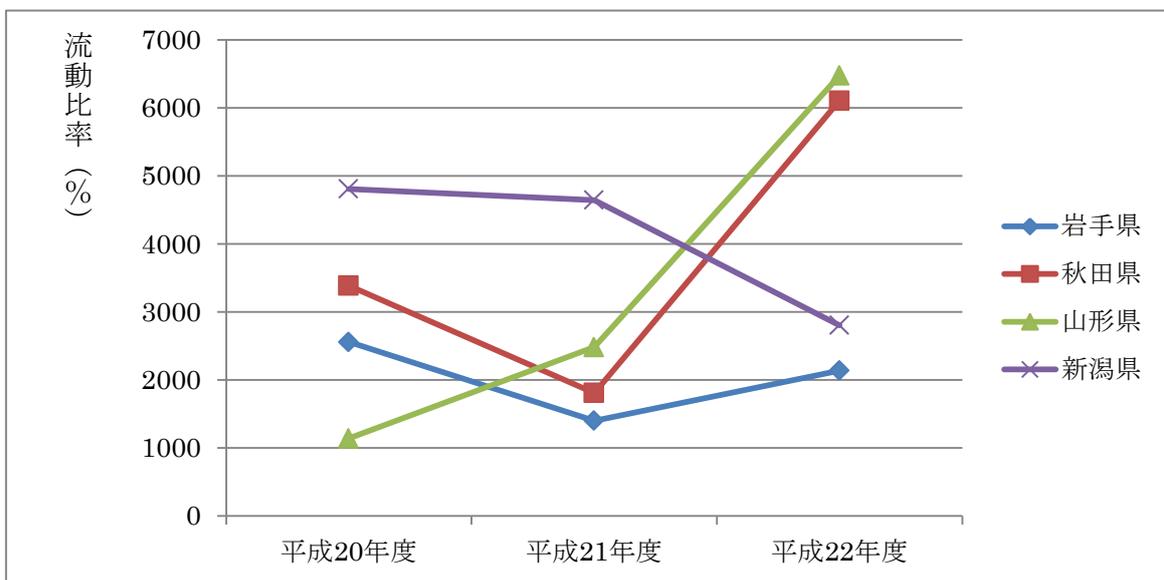
ているにもかかわらず、平成20年度までに当該除却処理が実施されていないことによって、実際の総収益に比して、総費用が少なくなっているためである。

その後の低水準の利益率は、平成21年度および平成22年度の料金改訂および藤里発電事務所の除却実施が原因である。

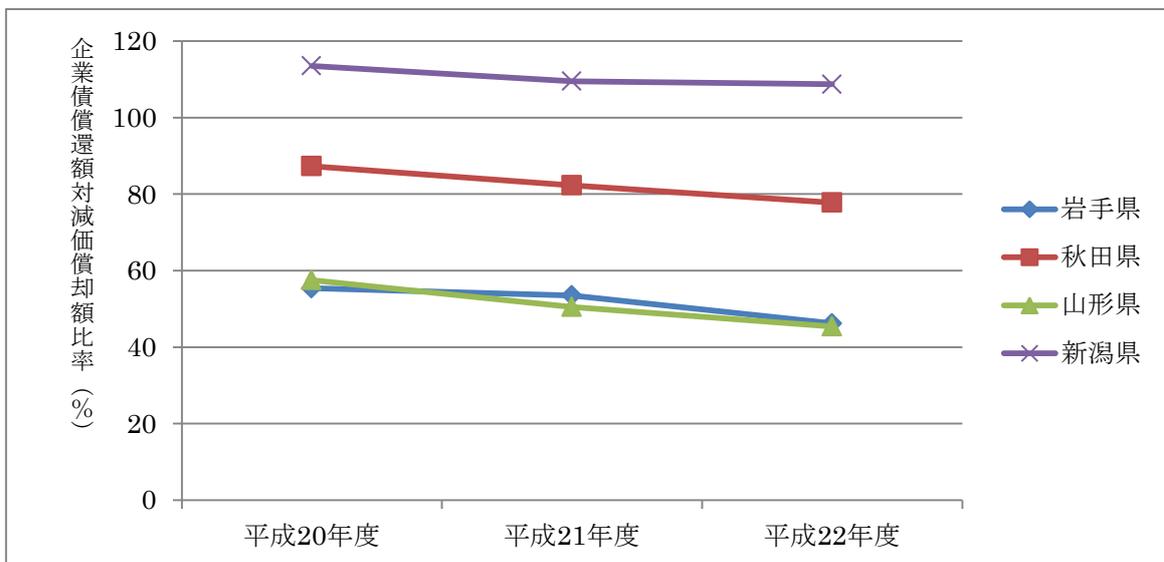
なお、秋田県は、平成23年度には利益率は8.0%まで回復しており、特別な事象がない限り、平成24年度以降もこの水準で推移するものと想定されている。

また、財務の健全性の観点から、秋田県は下表のように近隣他県と比較して、流動比率および企業債償還額対減価償却額比率がやや高い点が特徴的である。

【流動比率の経年推移】



【企業債償還額対減価償却額比率の経年推移】



流動比率は、財務健全性の観点からその数値が高い方が望ましいが、近隣他県においても同様に高い数値を示している。これは、前述のとおり、未払金などの流動負債計上額が3月末に少ないことが原因である。東北地方の場合、積雪などの影響で冬に行なわれる工事が少ないため、結果として工事未払金が年度末に少なくなる。特に秋田県は、積雪量の多い山中の発電所が多いため、その影響が流動比率に顕著にあらわれていると言える。

企業債償還額対減価償却額比率は、投下した資本の回収と再投資のバランスにより、投資の健全性をみる指標であり、企業債元金とその補てん財源である減価償却費に占める割合を示している。（*1）一般にこの比率が100%を超えると再投資を行なうに当たって企業債などの外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性が損なわれるとされているため、低い方が望ましいと言える。秋田県の場合、非資金的支出である減価償却費の計上により、留保した資金を企業債償還額に充てている構造となっているため、当該比率は100%に近い数値となり、高い水準で推移している。

$$(*1) \text{ 算式：企業債償還額対減価償却額比率（\%）} = \frac{\text{企業債償還額}}{\text{減価償却額}} \times 100$$

4. 工業用水道事業の概要

(1) 業務および施設の状況について

①業務の状況について

A. 大館工業用水道

秋田県の工業用水道事業は、昭和 30 年代に県北部一帯で発見された鉱床開発のための用水を供給するため、昭和 41 年の大館工業用水道の給水開始からはじまる。大館工業用水道は、供給していた鉱山の閉山等に伴い平成 12 年 3 月で事業を廃止している。

B. 秋田工業用水道

昭和 40 年 11 月に、「秋田湾地区新産業都市建設計画」の一環として秋田臨海工業地帯の新規立地企業に対し、工業用水を供給する計画が立てられた。そこで、昭和 43 年 4 月から雄物川を水源とする秋田工業用水道の建設に着手し、昭和 46 年 7 月から一部給水開始、昭和 49 年 4 月から全部給水を開始している。

C. 旧秋田第二工業用水道

平成元年に秋田県、秋田市および大王製紙株式会社との間で同社の秋田進出に関する覚書が締結されたのを機に、同社への工業用水を供給するため、玉川ダムを水源とする「秋田第二工業用水道事業」が創設された。平成 2 年度から建設が着工されたが、平成 13 年 4 月に、同社より進出を断念する旨が表明され、建設は中止された（詳細は、「第 3 外部監査の結果、指摘および意見 II 工業用水道事業 2. 「第二期改良計画」について (3) 結果」を参照)。計画総延長 15,315m のうち 6,670m の送・配水管敷設のほか、取水口などの一部施設が完成している。管路は分断して敷設されており、現状では通水できない状況である。

現在、旧秋田第二工業用水道施設を活用して秋田工業用水道の 2 系統化が計画実行されている。

②施設の状況について

秋田県の工業用水道の施設の概要は以下のとおりである。

施設名	秋田工業用水道
所在地	秋田市仁井田字新中島 他
給水区域	秋田湾地区・御所野地区工業地帯
給水開始時	昭和 46 年 7 月 1 日 (昭和 49 年 4 月 1 日全部)
水源	雄物川表流水および玉川ダム貯留水を水源としている。
取水地点	雄物川右岸河口 5 km 上流地点
取水能力	210,000 m ³ /日
給水能力	200,000 m ³ /日
給水事業所数	27
契約水量	154,318 m ³ /日
供給水質	水温 30℃以下、濁度 10 度以下、 水素イオン濃度 pH5.5～8.0
施工年度	昭和 43 年度～昭和 48 年度 (秋田湾地区) 平成 2 年度～平成 3 年度 (御所野地区)
総事業費	76 億円
取水施設	取水ポンプ 4 台 沈砂池 4 池
浄水施設	薬品沈殿池 8 池 汚泥池 2 池 天日乾燥床 10 床
送水施設	送水ポンプ井 4 池 送水ポンプ 6 台
配水施設	配水池 4 池

秋田工業用水道事業概要図



12

(資料元) 平成 24 年度公営企業のあらまし

(2) 経営の状況について

①損益計算書について

損益計算書は、1年間に工業用水道事業で発生した全ての収益と費用が集計され、その差額として損益が計算される。当該損益の金額により、工業用水道事業の採算性が明らかとなる。

経常収益の大部分は給水収益である。給水収益は、基本料金および超過料金からなる。責任水量制を採用しており、使用水量が契約水量に満たない場合でも契約水量に応じた基本料金が徴収される。一方、使用水量が契約水量を超過した場合には、超過水量に応じた超過料金が徴収される。営業雑収益は、主に給水先からの負担金の収入である。

経常費用は、営業費用および営業外費用からなる。営業費用は、主に給水施設の運営に係る経費である「原水及び浄水費」および減価償却費からなる。営業外費用は、主に工業用水道設備の建設・改良のために借入れた企業債に係る支払利息からなる。

工業用水道事業の過去5年間の損益計算書は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
営業収益	922,484	897,742	891,504	881,993	877,143
給水収益	861,025	855,430	853,003	843,602	838,177
営業雑収益	61,459	42,311	38,500	38,390	38,966
営業外収益	11,921	6,402	5,532	4,030	3,402
受取利息	4,510	5,802	4,680	3,631	2,753
雑収益	7,411	599	852	398	649
経常収益合計	934,406	904,145	897,037	886,023	880,546
営業費用	666,488	662,019	640,418	601,607	616,265
原水及び浄水費	375,622	362,130	338,029	304,575	320,482
減価償却費	266,619	274,270	283,856	281,808	281,131
資産減耗費	782	611	3,475	1,416	-
一般管理費	23,464	25,007	15,056	13,806	14,651
営業外費用	126,869	119,330	113,107	102,550	60,434
支払利息	125,483	119,034	112,771	102,550	60,434
雑支出	1,386	296	336	-	0
経常費用合計	793,358	781,349	753,526	704,157	676,700
経常利益	141,048	122,795	143,511	181,866	203,846
特別利益	9,389	-	-	-	-

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
特別損失	-	-	-	-	-
当年度純利益	150,437	122,795	143,511	181,866	203,846
当年度未処分利益剰余金	150,437	122,795	143,511	181,866	203,846

経常収益の大部分を占める給水収益は、契約水量および超過水量に契約単価を乗じて計算される。契約単価は平成 10 年度以降変更されていないため、給水収益は、契約給水量の増減に概ね比例して推移している。下表のとおり、供給先上位 5 社で契約給水量の概ね 90% を占めており、契約給水量は安定して推移しているが、やや減少傾向にある。

【契約給水量の推移】

(単位：事業所、千㎡)

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
供給先	24	24	24	25	27
年間契約給水量	58,317	57,889	57,829	57,092	56,669
(うち上位 5 社)	(53,040)	(52,591)	(52,530)	(51,679)	(51,109)
(上位 5 社の構成比)	(91%)	(90%)	(90%)	(90%)	(89%)

企業債償還による支払利息の減少にともない、経常費用は減少傾向にあり、毎年度、安定的に経常利益および当年度純利益を計上している。

②貸借対照表について

貸借対照表は、工業用水道事業に必要な資金がどのように調達され、どのような資産に運用されているかが明らかになる。工業用水道事業の設備は、企業債の発行並びに国や一般会計からの補助金などにより資金を調達している。

工業用水道事業の過去 5 年間の貸借対照表は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
(資産の部)					
固定資産	20,442,468	20,449,421	20,178,496	19,836,127	19,598,667
有形固定資産	6,148,777	6,144,831	5,916,831	5,682,158	5,445,606
土地	545,250	545,250	545,250	545,250	545,250
建物	233,284	225,433	232,880	224,538	216,209
構築物	2,871,257	2,912,687	2,850,938	2,801,473	2,743,259
機械及び装置	2,470,639	2,434,975	2,262,263	2,093,047	1,924,682
備品	18,894	17,215	16,415	8,949	7,489

科 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共有設備	9,451	9,267	9,083	8,899	8,715
建設仮勘定	19,516	167,623	260,373	293,969	433,709
建設準備勘定	-	2,106	2,106	2,106	2,106
除却勘定	10,716,566	10,717,726	10,717,848	10,717,965	10,718,283
無形固定資産	2,757,608	2,717,134	2,681,336	2,639,927	2,598,961
電話加入権	117	117	117	117	117
ダム使用権	2,703,086	2,662,619	2,622,153	2,581,686	2,541,220
施設利用権	25	18	10	3	-
庁舎使用権	54,379	54,379	54,379	54,379	54,379
財務会計システム	-	-	4,633	3,706	2,779
ソフトウェア	-	-	42	33	464
投資	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000
長期貸付金	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000
流動資産	706,799	843,834	1,086,085	1,347,815	1,525,579
現金預金	625,407	760,986	1,006,606	1,272,813	1,421,294
未収金	81,392	82,848	79,478	75,001	77,923
前払金	-	-	-	-	26,361
資産合計	21,149,268	21,293,255	21,264,581	21,183,942	21,124,246
(負債の部)					
固定負債	234,322	253,938	279,864	284,014	278,447
引当金	234,322	253,938	279,864	284,014	278,447
退職給与引当金	16,635	22,959	28,214	31,877	35,819
修繕準備引当金	217,687	230,979	251,649	252,137	242,627
流動負債	38,259	19,036	35,326	33,817	20,956
未払金	37,510	18,335	34,910	33,237	20,358
未払費用	356	353	165	404	367
その他流動負債	393	347	250	175	230
負債合計	272,582	272,975	315,191	317,831	299,403
(資本の部)					
資本金	7,011,542	7,241,542	7,241,542	7,241,542	7,321,542
自己資本金	3,503,776	3,702,551	3,916,792	4,175,570	4,500,685
繰入資本金	65,532	65,532	65,532	65,532	65,532
組入資本金	3,438,244	3,637,019	3,851,260	4,110,038	4,435,153
借入資本金	3,507,765	3,538,990	3,324,749	3,065,971	2,820,857
企業債	3,507,765	3,538,990	3,324,749	3,065,971	2,820,857
剰余金	13,865,143	13,778,738	13,707,847	13,624,568	13,503,300

科 目	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
資本剰余金	13,247,240	13,236,815	13,236,654	13,230,286	13,230,286
受贈財産評価額	10,799,752	10,799,752	10,799,752	10,793,384	10,793,384
寄附金	83,360	83,360	83,360	83,360	83,360
工事負担金	21,531	21,531	21,531	21,531	21,531
その他資本剰余金	2,342,596	2,332,171	2,332,010	2,332,010	2,332,010
利益剰余金	617,903	541,923	471,193	394,281	273,013
減債積立金	467,465	419,127	327,682	212,415	69,167
当年度未処分利益剰余金	150,437	122,795	143,511	181,866	203,846
資本合計	20,876,685	21,020,280	20,949,390	20,866,111	20,824,842
負債・資本合計	21,149,268	21,293,255	21,264,581	21,183,942	21,124,246

平成 23 年度において、資産合計は 21,124,246 千円となっており、そのうち固定資産が 93%を占めている。固定資産のうち、除却勘定には一般会計から受贈された旧秋田第二工業用水道設備 10,692,669 千円が計上されている（資本剰余金の受贈財産評価額にも同額が計上されている。）。有形固定資産 5,445,606 千円は、主に秋田工業用水道に係る設備であり、無形固定資産に計上されているダム使用权 2,541,220 千円は、秋田工業用水道の水源である玉川ダムの使用权である。

負債合計は、299,403 千円であり、その大半は修繕準備引当金である。

資本合計は、20,824,842 千円であり、その内訳は、自己資本金 4,500,685 千円、借入資本金 2,820,857 千円、資本剰余金 13,230,286 千円および利益剰余金 273,013 千円である。資本剰余金には受贈財産評価額 10,793,384 千円が計上されている。

③主な経営分析比率について

工業用水道事業の過去5年間の主な経営分析比率は以下のとおりである。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	22年度 全国平均 (注)
営業収支比率 (%)	138.4	135.6	139.2	146.6	142.3	125.6
経常収支比率 (%)	117.8	115.7	119.0	125.8	130.1	118.2
流動比率 (%)	1,847.4	4,432.8	3,074.4	3,985.6	7,279.7	796.0
自己資本構成比率 (%)	82.1	82.1	82.9	84.0	85.2	65.0
固定資産対長期資本比率 (%)	96.8	96.1	95.1	93.8	92.9	91.2

(注) (資料元) 地方公営企業年鑑

A. 収益性について

毎年度、安定して営業利益および経常利益を計上しており、営業収支比率および経常収支比率とも100%を超えている。

(a) 営業収支比率

$$\text{算式：営業収支比率 (\%)} = \frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$$

営業収支比率は、営業費用に対する営業収益の割合であり、この比率が高いほど収益性が高いことを示す。100%で営業収益と営業費用が均衡しており、100%未満であることは営業損失が生じていることを意味する。営業外費用に区分される支払利息が含まれていないため、100%を超える比率であることが必要である。

平成21年度の営業収支比率が上昇している主な要因は、修繕費の減少などにより営業費用が減少したことによる。平成22年度の比率が上昇している主な要因は、人件費の減少などにより営業費用が減少したことによる。

平成22年度の全国平均値と比較すると秋田県の収益性は高いと言える。

(b) 経常収支比率

$$\text{算式：経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

経常収支比率は、営業損益のほか営業外損益を含めて算出したものであり、この比率が高いほど収益性が高いことを示す。100%未満であることは経常損失が生じていること

を意味する。

平成 22 年度の経常収支比率が上昇している主な原因は、営業収支比率同様に人件費の減少などにより経常費用が減少したことによる。平成 23 年度の比率が上昇している主な要因は、支払利息の減少により経常費用が減少したことによる。

平成 22 年度の全国平均値と比較すると秋田県の収益性は高いと言える。

B. 財務安全性について

(a) 流動比率

$$\text{算式：流動比率（％）} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は、流動負債に対する流動資産の比率であり、短期的な債務に対する支払能力を表している。流動比率は 100%以上であることが望ましい。

平成 22 年度の全国平均値と比較すると秋田県の当該比率は高いと言える。

(b) 自己資本構成比率

$$\text{算式：自己資本構成比率（％）} = \frac{\text{自己資本金+剰余金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

自己資本構成比率は総資本に対する自己資本の比率であり、この比率が高いほど財務的安全性が高いと言える。

平成 22 年度の全国平均値と比較すると比率は高いと言える。その原因は、受贈財産評価額など資本剰余金が多いからである。

(c) 固定資産対長期資本比率

$$\text{算式：固定資産対長期資本比率（％）} = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債+資本金+剰余金}} \times 100$$

固定資産対長期資本比率は、固定資産がどの程度の長期資金によって調達されているかを示すものである。この比率が低いほど財務安全性が高いと言える。

平成 22 年度の全国平均値と比較すると秋田県の当該比率は同程度であると言える。

④他の自治体との比較について

A. 同規模施設との比較について

秋田工業用水道の配水能力は 200,000 m³/日であり、総務省の現在配水能力規模別区分（下表参照）によると「大規模」に区分される。

現在配水能力規模	全国施設数
大規模：200,000 m ³ /日以上	33
中規模：50,000 m ³ /日以上 200,000 m ³ /日未満	63
小規模：50,000 m ³ /日未満	146
合計	242

（資料元）平成 22 年度 工業用水道事業経営指標

「大規模」で、ダムを水源とする施設のうち、現在配水能力が 250,000 m³未満の施設の指標は以下のとおりである。

	秋田県	福島県	千葉県	岡山県	岡山県
	秋田工業用水道	磐城工業用水道	木更津南部地区	水島第2期工業用水道事業	水島第3期工業用水道事業
現在配水能力（千m ³ /日）	200	233	206	201	206
建設開始年月	昭和43年4月	昭和34年4月	昭和43年4月	昭和41年4月	昭和43年4月
一部給水開始	-	-	昭和44年4月	昭和43年4月	昭和45年9月
全部給水開始	平成3年10月	昭和37年10月	平成2年4月	昭和46年4月	昭和48年4月
給水先事業所数	25	40	16	11	14
実績総事業費（千円）	7,659,993	10,738,168	20,210,611	3,757,434	3,683,652
年間総配水量（千m ³ ）	50,177	71,107	63,088	45,568	54,929
一日平均配水量（千m ³ /日）	137	194	172	124	150
契約水量（千m ³ /日）	154	194	204	201	206
有収水量料金算定分（千m ³ ）	56,913	71,107	74,716	73,547	75,373
契約率（%）	77.1	83.6	99.4	100.0	100.0
現行料金実施年月	平成10年4月	平成18年4月	昭和61年4月	昭和60年4月	昭和56年10月
供給単価（円/m ³ ）	14.82	12.90	24.00	8.24	10.94
給水原価（円/m ³ ）	12.37	11.20	23.00	6.00	6.29
料金回収率（%）	119.8	115.2	104.3	137.3	173.9
経常収支比率	125.8	115.4	107.0	140.7	177.1

	秋田県	福島県	千葉県	岡山県	岡山県
	秋田工業用水 道	磐城工業用水道	木更津南部地 区	水島第2期工業 用水道事業	水島第3期工業 用水道事業
職員数（人）	6	13	25	14	15
1人当たり給水収益（百万円）	140	76	71	43	54

（資料元）平成22年度地方公営企業年鑑

(a) 契約率について

$$\text{算式：契約率（\%）} = \frac{\text{契約水量}}{\text{現在配水能力}} \times 100$$

契約率は、1日当たり配水能力（現在配水能力）に対する1日当たり契約水量の比率であり、施設の効率性を示す指標である。秋田県の契約率は77.1%であり、他の施設と比べて低い。

(b) 料金回収率について

$$\text{算式：料金回収率（\%）} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

$$\text{算式：供給単価（円）} = \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量（料金算定分）}}$$

$$\text{算式：給水原価（円）} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料および不用品売却原価} + \text{附帯事業費})}{\text{年間総有収水量（料金算定分）}}$$

料金回収率は、供給単価と給水原価との比率であり、100%を超えている場合には、給水原価が給水収益により回収されていることになる。秋田県の料金回収率は119.8%であり、岡山県の2施設に比べると低いが、福島県および千葉県の施設より高い。

(c) 経常収支比率について

秋田県の経常収支比率は125.8%であり、岡山県の2施設に比べると低いが、福島県および千葉県の施設より高い。

(d) 職員1人当たり給水収益

秋田県の職員1人当たり給水収益は140百万円であり、他の施設より高い。秋田県では、

指定管理者制度を唯一導入しており、他の施設に比べて職員が少ないことが原因であると考えられる。

(e) その他財務比率について

財務比率については、施設毎のデータが未公表のため、団体単位で分析を行なった。

(単位：%)

	秋田県	福島県	千葉県	岡山県
自己資本構成比率 (%)	84.0	78.3	63.6	78.3
固定資産対長期資本比率 (%)	93.8	95.2	93.6	92.8
流動比率 (%)	3,985.5	3,098.5	1,754.5	1,201.0
企業債償還元金対減価償却額比率 (%)	81.2	119.8	84.7	170.6

(資料元) 平成 22 年度地方公営企業年鑑

自己資本構成比率は 84.0%であり、他の団体より高い。

企業債償還元金対減価償却額比率は、81.2%であり、他の団体より低い水準である。

B. 近隣県との比較について

北東北地方 3 県において、秋田県の工業用水道のほかに、八戸工業用水道、六ヶ所工業用水道（以上、青森県）、第一北上中部工業用水道、第二北上中部工業用水道（以上、岩手県）が事業を行なっている。

各水道について施設の指標を比較すると以下のとおりである。

【経営指標の比較】

	秋田県	青森県		岩手県	
	秋田工業用水道	八戸工業用水道	六ヶ所工業用水道	第一北上中部工業用水道	第二北上中部工業用水道
計画配水能力 (m ³ /日)	200,000	350,000	5,000	38,600	48,360
現在配水能力 (m ³ /日)	200,000	350,000	2,500	38,600	29,760
建設開始年月	昭和 43 年 4 月	昭和 40 年 3 月	平成 13 年 4 月	昭和 51 年 1 月	昭和 53 年 5 月
一部給水開始	-	昭和 41 年 6 月	平成 14 年 4 月	昭和 53 年 5 月	昭和 56 年 1 月
全部給水開始	平成 3 年 10 月	昭和 45 年 10 月	平成 24 年 4 月	平成 15 年 1 月	平成 24 年 4 月
給水先事業所数	25	10	2	12	6
実績総事業費 (千円)	7,659,993	1,786,544	566,124	7,795,975	10,385,218
年間総配水量 (千 m ³)	50,177	103,942	427	6,288	2,793

	秋田県	青森県		岩手県	
	秋田工業用水道	八戸工業用水道	六ヶ所工業用水道	第一北上中部工業用水道	第二北上中部工業用水道
一日平均配水量 (m ³ /日)	137,471	284,773	1,170	17,227	7,652
契約水量 (m ³ /日)	154,218	333,080	2,230	25,970	16,061
有収水量料金算定分 (千m ³)	56,913	116,492	662	8,924	5,837
契約率 (%)	77.1	95.2	89.2	67.3	54.0
現行料金実施年月	平成10年4月	平成16年4月	平成14年4月	平成4年4月	平成4年4月
供給単価 (円/m ³)	14.82	7.38	45.48	52.62	70.46
給水原価 (円/m ³)	12.37	5.55	63.67	47.89	68.37
料金回収率 (%)	119.8	132.9	71.4	109.8	103.0
経常収支比率	125.8	134.6	71.7	123.1	115.0
職員数 (人)	6	18	1	7	5
1人当たり給水収益 (百万円)	140	47	30	67	82

(資料元) 平成22年度地方公営企業年鑑

東北3県で比較してみると、秋田県工業用水道は、青森県の八戸工業用水道に次いで2番目に大きな配水実績を有しており、供給単価および給水原価も同水道に次ぐ水準であることが分かる。

東北3県の貸借対照表および損益計算書を比較すると、以下のとおりである。なお、貸借対照表は水道別に開示されたものがないため、県別の比較としている。

【貸借対照表の比較】

(単位：千円)

	平成22年度		
	秋田県	青森県	岩手県
固定資産	19,836,128	3,802,349	13,004,393
(1) 有形固定資産	16,696,201	3,801,568	13,003,396
(2) 無形固定資産	2,639,927	781	997
(3) 投資	500,000	-	-
流動資産	1,347,815	2,977,784	164,159
(1) 現金及び預金	1,272,813	2,920,394	136,349
(2) 未収金	75,002	47,538	27,810
(3) 貯蔵品	-	9,852	-
資産合計	21,183,943	6,780,133	13,168,552
固定負債	284,014	307,179	1,682,725
(1) 他会計借入金	-	45,000	1,635,530

	平成 22 年度		
	秋田県	青森県	岩手県
(2) 引当金	284,014	262,179	47,195
流動負債	33,818	61,109	116,755
(1) 未払金及び未払費用	33,643	59,422	116,433
(2) その他	175	1,687	322
負債合計	317,832	368,288	1,799,480
資本金	7,241,542	5,276,353	7,172,045
(1) 自己資本金	4,175,570	3,173,043	2,811,136
(2) 借入資本金	3,065,972	2,103,310	4,360,909
剰余金	13,624,569	1,135,492	4,197,027
(1) 資本剰余金	13,230,287	119,086	4,038,517
(2) 利益剰余金	394,282	1,016,406	158,510
資本合計	20,866,111	6,411,845	11,369,072
負債資本合計	21,183,943	6,780,133	13,168,552
【分析】			
(1) 自己資本構成比率 (%)	84.0	63.5	53.2
(2) 固定資産対長期資本比率 (%)	93.8	56.6	99.6
(3) 流動比率 (%)	3985.5	4872.9	140.6
(4) 総収支比率 (%)	125.8	130.7	119.2
(5) 営業収支比率 (%)	146.6	142.6	122.8
(6) 企業債償還額対減価償却額比率 (%)	81.2	106.6	181.1
料金収入に対する比率			
(7) 企業債償還元金	27.1	20.9	60.0
(8) 企業債利息	12.2	7.3	12.0
(9) 企業債元利償還金	39.3	28.2	72.0
(10) 職員給与費	6.3	21.8	12.0

(資料元) 平成 22 年度地方公営企業年鑑

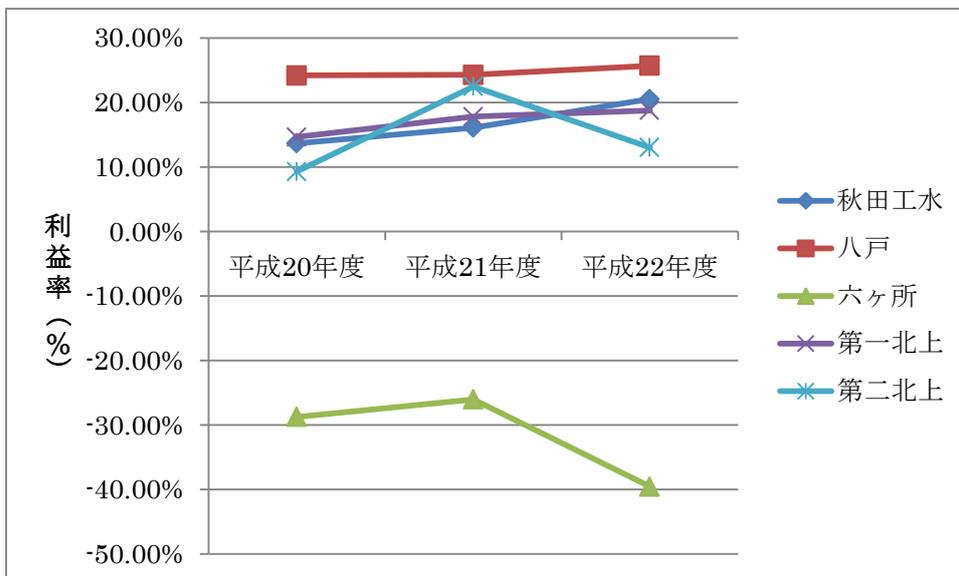
【損益計算書の比較】

(単位：千円)

	平成 22 年度				
	秋田県	青森県		岩手県	
	秋田工水	八戸	六ヶ所	第一北上	第二北上
総収益	886,023	870,757	30,199	526,166	458,807
(1) 営業収益	881,993	859,711	30,107	471,879	411,261
(2) 営業外収益	4,030	11,046	92	54,287	47,546
(3) 特別利益	-	-	-	-	-
総費用	704,157	646,958	42,148	427,395	399,068
(1) 営業費用	601,607	591,876	32,199	363,700	355,383
(2) 営業外費用	102,550	55,082	9,949	63,695	43,685
(3) 特別損失	-	-	-	-	-
経常利益 (△損失)	181,866	223,799	△11,949	98,771	59,739
純利益 (△損失)	181,866	223,799	△11,949	98,771	59,739
【分析】					
利益率	20.5%	25.7%	△39.6%	18.8%	13.0%

上記のデータに基づいて、利益率などを比較分析すると以下のとおりである。

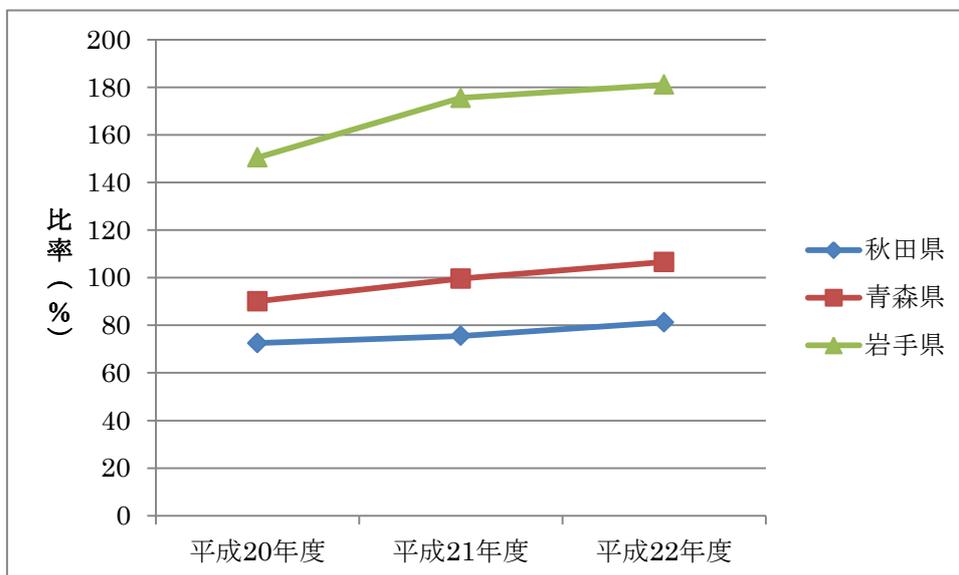
【利益率の経年推移】



経営規模が著しく小さい六ヶ所工業用水道を除いては、いずれの事業も利益を計上しているが、なかでも秋田工業用水道は、3年間順調に利益率を増加させてきている。これは、

主に企業債の償還の進行による支払利息の減少により、経常費用が減少傾向にあるためである。

【企業債償還額対減価償却額比率の経年推移】



企業債償還額対減価償却額比率は一般的に、低い方が望ましい。東北3県の中でも秋田県は、その比率が最も低くなっており、100%を下回っている。これは秋田県の工業用水道が、比較的企業債に依存しない経営を行なっていることのあらわれであると言える。

第3 外部監査の結果、指摘および意見

I 電気事業

1. 中期経営計画について

(1) 概要

公営企業課は平成22年2月に第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～26年度）を公表している。この中期経営計画に記載されている「中期財政収支計画」と実績（平成22年度～23年度）を比較すると以下のとおりである。

【電気事業中期財政収支計画と実績の比較】

（単位：千円）

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
収益的 収支	料金等収入	中期計画	3,450,046	3,303,976	3,303,976	3,058,580	3,058,580
		実績値	3,419,583	3,428,945			
		差引	△30,463	124,969			
	人件費	中期計画	825,536	852,514	827,883	796,489	835,576
		実績値	803,709	822,412			
		差引	△21,827	△30,102			
	物件費	中期計画	2,525,856	2,362,943	2,101,651	2,173,124	1,831,915
		実績値	2,464,440	2,294,584			
		差引	△61,416	△68,359			
	経常損益	中期計画	98,654	88,519	374,442	88,967	391,089
		実績値	151,434	311,949			
		差引	52,780	223,430			
資本的 収支	企業債等発行	中期計画	-	-	-	-	-
		実績値	-	-			
		差引	-	-			
	建設改良費等	中期計画	596,021	1,068,894	868,704	1,111,472	1,874,425
		実績値	327,899	1,093,899			
		差引	△268,122	25,005			
	企業債償還金	中期計画	675,840	670,210	652,056	582,548	488,288
		実績値	672,865	667,235			
		差引	△2,975	△2,975			

なお、この第Ⅱ期中期経営計画は以下の課題を前提に策定されている。

①土木施設の老朽化

- ・ 今後、土木施設の大規模改良が必要となる見込みであり、より計画的な更新が求められている。

②維持放流による減電対応

- ・ 河川維持放流により、近年、発電電力量が減少しつつあるため、より計画的、効率的な運用を図る必要がある。

③効率性の追求

- ・ 料金単価の平準化のため、単年度費用を均等にする必要がある。
- ・ 料金単価は低下傾向にあるものの、東北管内ではやや高い水準にある。
- ・ 今後、新規建設や大規模改良が予定されており、より一層の効率的経営が必要である。
- ・ 事務所の統廃合などによる業務の広域化に対応した、書類等の管理体制の整備が必要である。

④地域への貢献

- ・ 公営企業として存在意義を示し、地域の発展に寄与していくため、社会のニーズにマッチした目に見える形での地域貢献をする必要がある。

⑤未利用エネルギーの活用

- ・ 県内にはまだ活用されていないエネルギーがあることから、今後調査活動を通し、新たな実用化に向けて検討を進めていく。

⑥国の制度見直しへの対応

- ・ 再生可能エネルギー導入促進に向けた制度の見直しにより、事業経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、推移を注意深く見守る必要がある。

(2) 実施した手続

第Ⅱ期中期経営計画に記載されている「中期財政収支計画」と実績との比較をした上で、計画の進捗状況を検討した。また、建設改良費については、平成22年度と平成23年度の差異分析を秋田県へ依頼し、その差異分析の説明についてヒアリングによる確認を行なった。

(3) 意見

秋田県では、経営評価調書において、中期財政収支計画の収益的収支については各年度の実績と比較しているが、資本的収支についてはこれを行っていない。今後は経営評価の際に、中期財政収支計画の「建設改良費等」についても各年度の実績との差異分析を行なうことが望ましい。

なお、「建設改良費等」については、担当者が下記「(参考)【「建設改良費等」の中期計画と実績値の差異分析】」のような差異分析表を作成しているが、これは公営企業課内で稟議など正式な決裁を受けた書類として作成しているわけではない。

(参考)

【「建設改良費等」の中期計画と実績値の差異分析】

(単位：千円)

所名	改良件名	22年度				23年度			
		計画	実績	差異額	差異理由	計画	実績	差異額	差異理由
柴平発電所	取水堰堤下流護床工設置	—	—	—	—	20,000	—	20,000	手法検討のため先送り
早口発電所	取水ロスクリーン改良	40,060	—	40,060	河川法許可申請協議により次期へ先送り	—	35,498	△35,498	22年分の執行
杉沢発電所	導水路排水装置改良	—	—	—	—	20,000	—	20,000	次期以降へ先送り
	水車ランナー購入	—	2,728	△2,728	修繕から資本的支出へ変更	—	29,822	△29,822	修繕から資本的支出に変更
	発電機巻線更新	22,826	18,828	3,998	—	133,682	227,705	△94,023	見積もり額の増加による
玉川発電事務所	集中監視制御装置更新	22,288	17,478	4,810	請負差額による	273,019	233,022	39,997	請負差額による
	雪上車更新	—	—	—	—	21,000	—	21,000	購入計画の見直し
鎧畑発電所	ガイドベーン無給油化	207,428	55,895	151,533	地震による繰越	—	97,223	△97,223	22年度分の執行
その他		303,419	232,870	70,449		601,193	470,629	130,564	
計		596,021	327,899	268,122		1,068,894	1,093,899	△25,005	

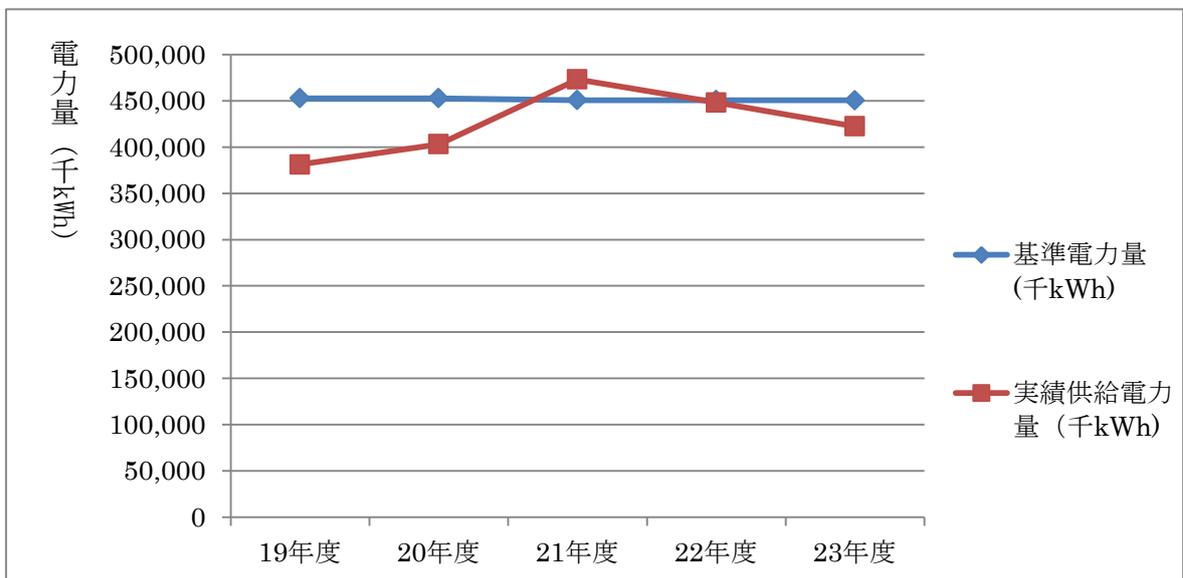
2. 料金について

(1) 概要

①電力量、電力料金収入および契約単価の推移

販売電力量、電力料金収入および契約単価の推移は以下のとおりである。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
基準電力量 (千 kWh) A	452,872	452,872	450,811	450,811	450,544
実績供給電力量 (千 kWh) B	381,160	403,079	473,197	448,132	422,475
比率 (%) B/A	84.2%	89.0%	105.0%	99.4%	93.8%
電力料金収入 (千円)	3,208,827	3,237,517	3,263,974	3,199,287	3,237,491
契約単価 (円/kWh)	7.31	7.31	7.17	7.18	7.33



実績供給電力量は、降雨量および降雪量による出水量の増減ならびに各発電所などの改良・修繕工事による運転停止期間の有無により、増減するものである。一方、電力料金収入は東北電力株式会社との契約により、基準電力量に基づく固定価格相当分が含まれているため、実績供給電力量の増減ほどには変化しない仕組みとなっている。

契約単価については東北電力株式会社との間で2年毎に見直しが行なわれており、平成23年度および平成24年度に適用の単価については、7.33円と前年度に比べると若干増加している。

②電力供給契約

東北電力株式会社との間で平成22年2月に締結された「秋田県営発電所の電力需給に関する基本契約書」において、秋田県が経営する発電所の発生電力量のうち、その所内および特定供給に必要な電力量を除いた全量を東北電力株式会社に供給する長期契約となっている。電力供給料金を含めた電力供給のための具体的な契約内容は、東北電力株式会社との間で締結される「電力受給契約書」により定められており、2年毎に東北電力株式会社との協議により、更改される。

③電力供給料金の算出方法

電力供給料金は、卸供給料金算定規則（平成11年12月3日通商産業省令第107号 最終改正平成24年3月28日）に基づいて、いわゆる「総括原価方式」により決定されている。つまり、将来の合理的な期間（2年間）において卸供給事業の運営に必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た金額を電力供給料金としている。

なお、電力供給料金算定の基礎となる総括原価の内訳は以下のとおりである。

項	目	節等	摘要
営業費	水力発電費	—	損益計算書に計上される水力発電費（交付金および減価償却費除く）と対応する。
	送電費	—	損益計算書に計上される送電費（減価償却費除く）と対応する。
	一般管理費	退職給与金	退職給与引当金の繰入額は含まれない。
		その他	損益計算書に計上される一般管理費（減価償却費および退職給与金除く）と対応する。
	国有資産等所在市町村交付金	—	損益計算書に計上される水力発電費の交付金と対応する。
	減価償却費	—	損益計算書に計上される水力発電費、送電費および一般管理費の減価償却費の合計に対応する。
事業報酬	自己資本報酬	—	自己資金で投資した設備相当額に一定率を乗じて算出したものなど。
	他人資本報酬	他人資本報酬 (イ)	企業債の支払利息に対応する。

項	目	節等	摘要
		他人資本報酬 (ロ)	企業債償却額から減価償却費を差し引いた金額が正の場合。
控除収益	電気事業雑収益	—	—
	受取利息	—	—
	特定供給等	—	玉川ダム管理所への送電相当分

(2) 実施した手続

平成 22 年度および平成 23 年度の総括原価に関する費用の集計方法を書面により確認を行なった。

(3) 意見

総括原価方式は前述のとおり事業運営に必要な原価と利潤の確保を目的とした制度であるが、最終消費者への安定的およびより安価な電気の供給と言う観点からは、電気事業運営の効率化による原価の低減などが期待されている。そうした電気事業運営の効率化を検討する資料としては、総括原価算定に織込まれた予算費用と実績費用の比較分析を行なうべきである。現在、秋田県では、このような事後分析が担当者の個別資料という位置付けであるため、今後はこのような予算額と決算額の比較資料を公営企業課内共通の正式な資料として保管することが望ましい。

なお、総括原価算定に織込まれた予算費用と実績費用の比較分析については、以下のような 2 つの方法が考えられる。

i) 2 年間の費用の予算および実績の比較分析

総括原価方式に織込まれている期間（2 年間）全体での比較分析を行ない、次回の総括原価の算定の際に効率化分を反映させるための基礎資料とする。また、修繕費用の差異分析を行なうことにより、修繕費用の支出を長期的な計画に組み込むために基礎資料とする。

ii) 単年度の費用の予算および実績の比較分析

総括原価方式に織込まれていた期間（2 年間）のうち、単年度の費用の予算と実績の比較分析を行い、途中経過を確認する基礎資料とする。これにより、次年度の費用について計画的な支出ないし効率的な支出が可能となる。

なお、現状の総括原価方式の算定期間は平成 23 年度から平成 24 年度の 2 年間である。平成 23 年度（単年度）の電気料金織込み予算額と決算額（実績）の比較分析を行なうと以下のようなになる。

(参考)

【平成 23 年度 電気料金織込予算額と決算額の比較】

(単位：千円)

科目		総括原価 への織込 み予算額 (a)	決算額 (b)	差引 (b) - (a)	増減率 (b) ÷ (a)	摘要
営業費	水力発電費、送電 費および一般管理 費	1,771,482	1,804,515	33,033	101.9%	給与手当の減少△25百万 円、入札請差および改良費 への振替えなどによる委託 費の減少△22百万円、退職 給付引当金繰入額を料金織 込外で計上 80 百万円、厚生 費の減少△5百万円他
	国有資産等所在市 町村交付金	142,402	142,402	0	100.0%	
	減価償却費	854,414	847,274	△ 7,140	99.2%	
事業報酬	自己資本報酬	257,179	260,306	3,127	101.2%	
	他人資本報酬(イ)	202,656	201,857	△ 799	99.6%	
	他人資本報酬(ロ)	-	-	-	-	
控除収益	電気事業雑収益	202	246	44	121.8%	
	受取利息	22,345	20,863	△ 1,482	93.4%	
	特定供給等	17,020	16,180	△ 840	95.1%	

3. 収入について

(1) 電力料について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業損益計算書における営業収益のうち電力料の計上額は 3,237,491 千円であった。このうちのほとんどが電力受給契約に基づき、東北電力株式会社に対して電力を供給したことによる収益である。平成 23 年度の電力料月別計上額（発生主義ベース）は以下のとおりである。

年	月	計上額（税込・千円）	
平成 23 年	4	310,071	
	5	339,237	
	6	305,392	
	7	298,864	
	8	284,585	
	9	273,809	
	10	263,169	
	11	265,333	
	12	286,555	
	平成 24 年	1	265,194
		2	265,243
		3	241,909
		3,399,366	

消費税振替額	161,874
--------	---------

収益計上額	3,237,491
-------	-----------

②実施した手続

平成 23 年度の電力料計上額の正確性、実在性を検証するために、公営企業課から東北電力に発行した請求書、公営企業課内で決裁・保管される収入調定伺、通帳との突合を実施した。

③結果

すべての月の電力料は、所定の手続を経て入金されていた。

(2) 営業雑収益について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業損益計算書における営業収益のうち営業雑収益の計上額は 4,919 千円であった。その内訳は、管理受託収入 4,625 千円、管理費 204 千円、使用料 89 千円となっている。この中で、管理受託収入には以下のものが計上されている。

内容	金額 (税抜・千円)
萩形ダムの共有設備に係る管理費負担金	3,016
早口ダムの共有設備に係る管理費負担金	1,609
	4,625

②実施した手続

当該管理受託収入の正確性、実在性を検証するために、公営企業課が収益計上の根拠とした証憑の閲覧、公営企業課内で決裁・保管される収入調定伺、通帳との突合を実施し、必要に応じてヒアリングを実施した。

③結果

当該収益は、秋田県が管理するダムで、公営企業課が保守・管理する共同管理施設について発生する委託費・修繕費の精算に伴う収益であることが分かった。

すなわち、当該共同管理施設に関連する委託費・修繕費については、まず公営企業課が受注者に当該費用を支払った後、協定書に基づく負担割合に応じ、秋田県の負担額の入金を受ける。そして、当該入金額に基づき管理受託収入が計上されている。具体的な費用の負担関係と、会計処理を示すと以下のとおりとなる。

A. 萩形ダムの共有設備に係る管理費

(単位：千円)

	契約額全体	うち公営企業負担額	うち県負担額
委託費	3,056	1,222	1,833
修繕費	1,333	0	1,333
合計	4,389	1,222	3,167



・業者への支払時の会計処理

(借方)	委託費	3,056	(貸方)	現金預金	4,389
	雑修繕費	1,333			

・秋田県から入金を受けた際の会計処理

(借方)	現金預金	3,167	(貸方)	管理受託収入	3,167
------	------	-------	------	--------	-------

B. 早口ダムの共有設備に係る管理費

(単位：千円)

	契約額全体	うち公営企業負担額	うち県負担額
委託費	1,596	367	1,228
修繕費	490	29	460
合計	2,086	396	1,689



・業者への支払時の会計処理

(借方)	委託費	1,596	(貸方)	現金預金	2,086
	雑修繕費	490			

・秋田県から入金を受けた際の会計処理

(借方)	現金預金	1,689	(貸方)	管理受託収入	1,689
------	------	-------	------	--------	-------

(注) 上記はすべて税込金額である。また、複数回にわたる仕訳を、便宜上合算して表記している。

(3) 受取利息について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業損益計算書における財務収益のうち受取利息の計上額は 20,863 千円であった。その内訳は、預金利息 668 千円、貸付金利息 20,195 千円となっている。このうち、貸付金利息については、18,450 千円が一般会計への長期貸付金に対する利息、1,745 千円が一般会計への短期貸付金に対する利息である。

また、財務収益のうち地域振興積立金運用収益（注）の計上額 1,800 千円についても、一般会計への長期貸付金に対する利息である。

(注) 秋田県では、一般会計への長期貸付金のうち、元本 400,000 千円に係る利息を「4. 支出について」で後述する県営発電所周辺地域等振興事業助成金の財源に充てており、会計上、地域振興積立金運用収益に計上している。

貸付種類	貸付期間	利息収入の計上科目	計上金額 (千円)
長期	平成 18 年 3 月 31 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	受取利息	18,450
		地域振興積立金運用収益	1,800
短期	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 30 日	受取利息	1,745

②実施した手続

当該貸付金利息の正確性、実在性を検証するために、貸付金に係る契約書類などの閲覧、公営企業課内で決裁・保管される収入調定伺、通帳との突合を実施した。

③結果

当該貸付金利息については、契約に基づく金額が実際に入金されていた。

4. 支出について

(1) 県営発電所周辺地域等振興事業助成金について

①概要

A. 当該助成金の目的

秋田県は、県営発電所周辺地域等振興事業助成金交付要領（以下、「要領」という。）を定め、県営発電所周辺地域等の住民との良好な関係を保持、発展および電気事業に対する理解を促進させる目的で、県営発電所施設が所在する市町村などに、地域振興積立金を財源とした助成金を交付する旨を規定している。

B. 対象となる市町村

当該助成金の交付対象となる市町村は要領別表一で定められており、鹿角市、大館市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、秋田市、五城目町、仙北市、横手市、湯沢市の10市町村となっている。

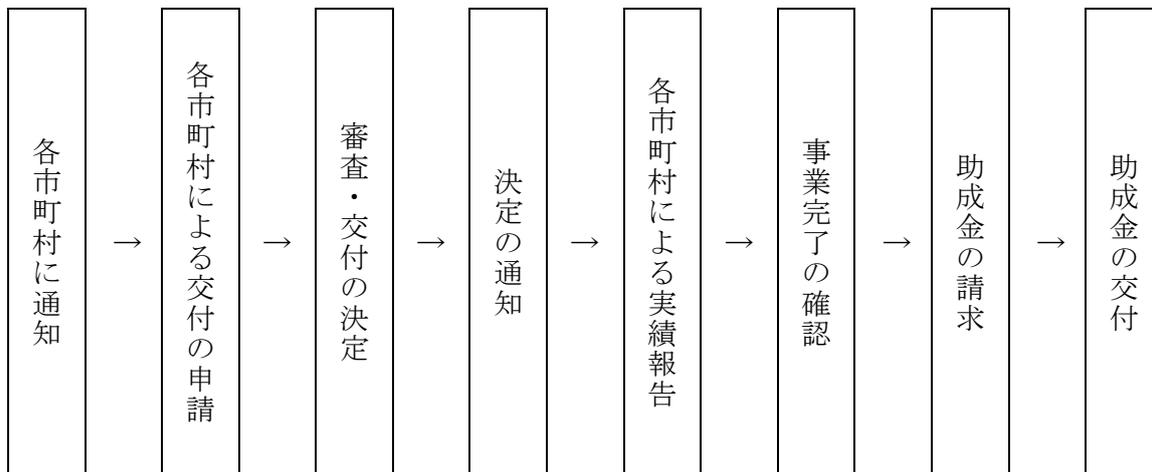
C. 対象となる事業

当該助成金の交付対象となる事業は要領別表二で定められており、また、各事業の内容については各市町村への事務連絡通知でなされており、以下のとおりとなっている。

対象とする事業内容		助成対象事業者	助成額又は 交付率	対象経費
地球温暖化対策、 産業振興等の重要 施策に関する事業	(1) 地球温暖化対策 事業	県営発電所周 辺地域等市町 村	10/10 以内 とし、予算 の範囲内 において、 知事が事 業ごとに 定める額 とし、 1,000 円 未満の端 数がある ときは切 り捨てる。	事業費のうち、 運営費、事 務費等の 消費的な 経費を助 成の対象 としない。
	(2) 産業振興事業			
公営企業として行 う電気事業に対 する理解の推 進に資する事 業	(3) 電気事業理 解促進事業			

D. 助成金交付のフロー

助成金交付までのフローについては、基本的に秋田県公営企業財務規程（以下、「財務規程」という。）の定めに沿うものであり、交付条件や様式などにつき要領で詳細に定めている。助成金交付までのフローの概要は以下のとおりである。



E. 助成金の交付規模

当該助成金は、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で、1 市町村当たり 5,000 千円を上限として交付される（注）。したがって、3 年間で上限 50,000 千円の助成金交付が計画されている。

（注）たとえば、ある市が平成 23 年度に 5,000 千円の助成金交付を受けた場合、その後の 2 年間においては当該助成金の交付はなされないことを意味する。

F. 助成金の財源

当該助成金の財源は、地域振興積立金（利益剰余金）、および、当該積立金の運用益となっている。

・ 地域振興積立金を財源とした交付

	<u>金額（千円）</u>
平成 23 年度期首積立金残高	456,000
平成 22 年度決算認定による積立	7,000
平成 23 年度中の交付	△9,428
平成 23 年度末積立金残高	453,572

- ・積立金の運用益を財源とした交付

	金額（千円）
運用原資	400,000
運用益	1,800
平成23年度中の交付	△1,800
運用益の余剰	0

当該積立金の平成23年度期首残高456,000千円は下記の各年度の剰余金処分として積み立てられてきた。

	金額（千円）
平成4年度決算認定による積立	200,000
平成9年度決算認定による積立	200,000
平成21年度決算認定による積立	56,000
	456,000

一方、積立金の運用は、一般会計への長期貸付という形で行なわれており、平成18年3月31日付けで実施された一般会計への貸付10,000,000千円（電気事業会計から9,000,000千円、工業用水道事業会計から1,000,000千円）のうち400,000千円を当該積立金の運用原資として積み立て、当該貸付に係る利息収入1,800千円（利率0.45%）を助成金の交付財源に充てている。なお、地域振興積立金取扱要綱において、当該運用原資たる400,000千円については処分することができない旨の規定がある。

G. 助成金の交付実績

平成23年度における当該助成金の交付実績は以下のとおりである。

市町村	対象事業名	事業目的	主な使途	助成金交付金額（千円）	採択理由
大館市	LED照明灯設置事業	照明灯を設置し、運動公園の利用促進の一助とする。	LED照明灯5基購入	5,000	運動公園の利用環境の向上につながり、また効率のよいLED灯設置により温暖化ガスの排出低減にも寄与する。よって、要領別表二（1）地球温暖化対策事業に合致するため採択する。

市町村	対象事業名	事業目的	主な用途	助成金交付金額(千円)	採択理由
北秋田市	スポーツ備品整備事業	運動器具を導入することにより、市民の健康増進の一助とする。	フィットネス器具 1 台購入	1,228	地域住民の健康増進につながり、また電気事業に対する理解の促進にも寄与する。よって、要領別表二(3)電気事業理解促進推進事業に合致するため採択する。
湯沢市	森林作業道整備維持用車両購入事業	森林作業道整備維持のため車両を導入し、産業振興事業の一助とする。	四輪駆動ダンプ 1 台購入	5,000	産業振興に資するものであり、また温暖化ガスの排出低減にも寄与する。よって要領別表二(1)地球温暖化対策事業に合致するため採択する。

②実施した手続

当該助成金につき、平成 23 年度の交付実績を確認し、申請から交付まで、手続上の不備がないかを確認した。

③結果

平成 23 年度に交付があった上記 3 市のケースについては、所定の手続を経て交付されていた。

④意見

当該助成金については、交付対象の事業が要領別表二で規定されている。そのため、本来的には申請を行なう市町村が、助成金交付申請書において、「助成対象の事業区分」を記載し、助成対象を明確にする必要があるが、現状では助成金申請書において、「助成対象の事業区分」を記載する箇所がない。

当該助成金は、電気事業遂行のうえ稼得された剰余金と一般会計への貸付による利息収入が財源となっている。したがって、広範な電気利用者から（東北電力を介し）収納した電気料金を、県営発電所周辺地域の振興という、特定地域の利益のために交付する助成金であり、その交付には厳格な運用が求められるため、申請時での助成事業対象を明確にすることは助成申請のための重要な要件であると考えられる。

そのため、各市町村が、申請の段階で、要領別表二の対象事業のいずれに該当した申請であるかを明確になるように助成金申請書において、「助成対象の事業区分」の記載を行なうことが望ましい。

5. 資産について

(1) 固定資産仮勘定について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業貸借対照表においては、固定資産仮勘定の内訳として、建設仮勘定の残高が 216,326 千円、建設準備勘定の残高が 127,621 千円計上されている。

財務規程において、建設仮勘定とは、「工事又は製造を行なう場合において固定資産として精算するまでに要した経費を経理する勘定をいう」とされている。また、建設準備勘定とは、「建設工事の実施の決定を行なう場合に、測量、調査その他建設工事を実施し、又は実施しないことを判断するために要する経費」とされている。

②実施した手続

以下のようなものが建設仮勘定・建設準備勘定の内訳として計上されていないか、ヒアリングや資料の閲覧などにより検討した。

- 本来、有形固定資産の取得原価に含めてはならないもの（支出時の費用とするべきもの）が建設仮勘定・建設準備勘定に計上されていないか。
- 事業廃止などにより、将来有形固定資産への振替が行なわれないことが確実であることが決定されているものが建設仮勘定・建設準備勘定に残っていないか。

③結果

A. 建設仮勘定・建設準備勘定の残高管理について

一般的に、電気事業における固定資産の建設は、建設実施前の調査も含めると相当程度長期間にわたることが想定される。このため、建設仮勘定は長期間にわたり、貸借対照表に計上され続ける。ここで、貸借対照表に建設仮勘定として残高がある以上は、建設仮勘定の各内訳項目につき、いつ、どのような内容として、いくら計上されたかといった残高管理をすることが必要である。この点、当該勘定の残高の内訳を確認するため、工事毎の残高内訳資料の提出を依頼した。その結果、内訳項目毎の計上額までは把握されているものの、いつ、どのような内容として、いくら計上されたかがすぐに一覧できるような残高管理表は作成しておらず、これらの内容などを把握するためには、過去の総勘定元帳やその計上根拠資料をあたる必要があるとのことであった。

(単位：千円)

勘定名	工事	資産名		平成23年度末残高
建設仮勘定	成瀬発電所建設費	無形固定資産		81,747
		仮設備	諸設備	875
		総係費	賃金	16
			消耗品費	2,404
			賃借料	20
			委託費	73,731
			旅費	3,408
			負担金及び分担金	200
			仮設備費用（工事用備品）	431
			仮設備費用（諸設備）	4,612
	萩形発電所建設費	仮設備	諸設備	15
		総係費	委託費	11,324
			旅費	287
			仮設備費用（諸設備）	181
	大館発電事務所改良費	機械装置		9,520
		総係費	旅費	39
	小和瀬発電所改良費	総係費	委託費	7,672
				4,919
				4,250
				5,635
2,650				
1,356				
早口発電所改良費	機械装置		1,028	
			216,326	

勘定名	工事	資産名		平成23年度末残高
建設準備勘定	岩見三内調査費	仮設備	諸設備	9,106
		総係費	賃金	38
			消耗品費	1,437
			賃借料	1,505
			委託費	98,531
			通信運搬費	4,547
			仮設備費用（建物）	3,558
			仮設備費用（諸設備）	1,643
	濁沢調査費	仮設備	諸設備	530
		総係費	消耗品費	166
			委託費	6,100
			通信運搬費	138
	黒石沢調査費	仮設備	諸設備	24
		総係費	消耗品費	196
			通信運搬費	96
				127,621

B. 建設準備勘定について

建設準備勘定については、上記のとおり、3箇所の調査についての残高がある。当該調査の状況についてヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

調査	調査開始時期	調査終了時期	状況
岩見三内	昭和56年	未定	新規開発地点として今後検討していくが、発電コストなどの課題がある。なお、平成24年3月までは、測水所を設け測水業務を行っていたものの、測水所を廃止しても測水業務が実施可能であることから、当該測水所については廃止されている。
濁沢	昭和55年	未定	平成24年から25年にかけて測水業務を行い、当該測水データをもとに概略設計を行い、建設可能性を検討する。
黒石沢	平成3年	未定	新規開発地点として今後検討していくため、現況確認をしている。

④意見

A. 建設仮勘定・建設準備勘定の残高管理について

建設仮勘定・建設準備勘定については、今後、いつ、どのような内容として、いくら計上されたかなどが把握できるよう、残高管理表を作成して管理していくべきである。なお、過去の計上分についても可能な限り内容などを把握することが望ましいが最低限、今後の増加分については実施すべきである。

B. 建設準備勘定の残高について

上記のとおり、建設準備勘定に計上されている調査については、いずれも調査開始から20年以上経過しているものである。ここで、財務規程上は、建設準備勘定を「建設工事の実施の決定を行なう場合に、測量、調査その他建設工事を実施し、又は実施しないことを判断するために要する経費」と規定している。このため、建設工事の実施決定または実施しないことの決定が行なわれていない3調査について、残高が残っていることは財務規程に反するとは言えない。しかしながら、開発などを当面休止または見合わせるものについての資産性は疑問であり、資産として計上しておくことは財務の健全性を損なうおそれがある。そこで当面の開発延期が決定され、一定期間の内に再開発の目処がたたないなど資産性があるとは言えないものについては、精算ないし費用処理できるような財務規程を整え、財務の健全性を維持していくことが望ましい。

(2) 遊休資産について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業貸借対照表における事業外固定資産の残高は、減価償却後の帳簿価額ベースで 243,716 千円であり、その内訳は以下のとおりである。

箇所	種類	金額 (千円)
旧横手発電事務所	土地	59,088
	建物	172,636
	機械装置	2,394
	諸装置	5,533
田沢湖発電所	土地	389
柴平発電所	土地	42
杉沢発電所	土地	3,631
		243,716

②実施した手続

事業外固定資産につき、事業外に分類されている理由、今後の処分見込みなどについてヒアリングを実施した。

③結果

A. 事業外固定資産としている理由

各資産が事業外固定資産に分類されている理由は以下のとおりである。

旧横手発電事務所の諸資産	平成 17 年度をもって横手発電事務所を廃止（秋田発電事務所に統合）したため、遊休化したもの。現在、旧横手発電事務所は売却物件としているため、会計上事業外固定資産に分類している。
田沢湖発電所の土地	旧見張所および旧職員寮の跡地が遊休化しているため、会計上事業外固定資産に分類している。
柴平発電所の土地	旧公舎の跡地が遊休化しているため、会計上事業外固定資産に分類している。
杉沢発電所の土地	旧合宿所および旧公舎の跡地が遊休化しているため、会計上事業外固定資産に分類している。

B. 今後の処分見込み

各資産の今後の処分見込みは以下のとおりである。

旧横手発電事務所の諸資産	平成 19 年 5 月より売り出し中であり、本報告書提出日現在においても売却先は決まっていない。
田沢湖発電所の土地	処分は決定しているが、具体的な処分方法は検討中。
柴平発電所の土地	処分は決定しているが、具体的な処分方法は検討中。
杉沢発電所の土地	処分は決定しているが、具体的な処分方法は検討中。

C. 旧横手発電事務所の諸資産に係る含み損について

上記のとおり、旧横手発電事務所の諸資産の帳簿価額は合計して 239,653 千円となっている。一方で、当該資産の販売予定価額は 36,400 千円（税抜）となっており、当該価額で販売できたと仮定した場合の売却損は 203,253 千円となる。

【旧横手発電事務所（秋田県ホームページ）写真】



④意見

A. 旧横手発電事務所について

新地方公営企業会計基準においては、固定資産につき減損会計が導入される。したがって、当該基準が適用される平成 26 年度以降において、旧横手発電事務所が売却されず残っている場合には、当該固定資産につき、減損損失を認識する必要がある。

つまり、当該旧横手発電事務所については、売却することが決定されているため、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に該当し、減損の兆候がある。そして、現時点での販売予定価額は帳簿価額を大きく下回っているため、減損損失を認識しなければならないと判定される。したがって、帳簿価額を回収可能額まで切り下げ、帳簿価額と回収可能額との差額を減損損失として認識することとなる。

また、現状の販売予定価額 36,400 千円ではいまだに売却できていない状況を勘案すると、

平成 26 年度以降の当該物件の回収可能額を現状の販売予定価額である 36,400 千円とすることについては十分に再検討すべきである。

B. その他の遊休資産について

上記のとおり、田沢湖発電所、柴平発電所、杉沢発電所の土地は遊休資産となっている。減損会計においては、資産又は資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合には減損の兆候があると判定されることになる。

そのため、平成 26 年度以降も遊休状態が続いており、将来の用途が定まっていない場合には、減損損失を認識することが必要となる点に留意が必要である。

(3) 発電事務所・発電所の現地視察について

①概要

秋田県電気事業における各発電事務所・発電所については、「第 2 監査対象の事業内容 3. 電気事業の概要」にあるように、公営企業課のある庁舎から距離の離れた場所に位置するものがほとんどである。

②実施した手続

発電所・発電事務所において、会計上考慮すべき事項がないか確かめるために、岩見発電所および秋田発電・工業用水道事務所の視察を行なった。

③結果

発電所視察の結果、建屋内に発電設備の予備品が保管されているのを確認した（写真参照）。

（写真①：推力冷却蛇管）



（写真②：カバーライナー）



上記は、いずれも平成 18 年度に実施した水車発電機細密点検修繕工事に関連するものとのことであった。このうち、推力冷却蛇管については、交換により取り外した使用済み部品であった。一方、カバーライナーについては、点検の結果、従来部品が継続使用可能と判断されたため、当時納入された新品を予備品として保管しているとのことであった。なお、当該予備品については、緊急取替などの必要が生じた場合に使用可能であることから台帳管理されているとのことである。

④指摘

秋田県公営企業課財務規程の第 184 条において、工事などにより発注されたもので、再用品として使用可能なものについては、貯蔵品として経理する旨が明記されている。

この点、上記カバーライナーのように、点検修繕工事に際して発注されたものの、点検の結果、取り替えは不要と判断され、保管されることとなったものについては、貯蔵品として資産計上することが必要である。なお、公営企業課が設計額に請負比率を乗じて試算したところ、当該カバーライナーの金額は 1,635 千円と算定された。今後、このような貯蔵品については取得時の購入価額などを調べた上で、適正な取得価額をもって資産計上することが必要である。

また、今回、我々は岩見発電所以外については視察を行っていない。したがって、上記のような貯蔵品が他の現場にもないかを確認し、決算時までには漏れなく貯蔵品が各現場より報告され、資産計上される体制を整えることが必要である。

(4) 未収金について

①概要

平成 23 年度秋田県電気事業貸借対照表における未収金の残高は、267,081 千円であり、その内訳は以下のとおりである。

	<u>金額 (千円)</u>
平成 24 年 3 月分電力料	241,909
未収還付消費税	25,172
	<u>267,081</u>

②実施した手続

平成 23 年度末における未収金につき、その回収可能性を検証するために、上記内訳のうち、金額的に重要な割合を占める「平成 24 年 3 月分電力料」について収入調定伺、請求書を閲覧の上、通帳にて入金を確認した。

③結果

当該未収入金は、平成 24 年 4 月に入金されていた。

6. 施設別セグメント情報について

(1) 概要

電気事業において、施設毎の損益および資産負債の状況を把握することは、各施設の効率化を図るための指標として大変有用な情報となる。

たとえば、施設毎の営業損益および経常損益の金額の推移を把握することで、施設毎の非効率および効率性の指標となる。また、中期計画の取組にもあるように「(3) 効率的な業務の推進」を実施するに当たって、どの施設に対して重点的に効率化を押し進めるかを検討する資料として役立つこととなる。更にセグメント資産と損益の金額の関係を分析することで投下資本に対する回収予定も明らかとなる。

このように電力事業における施設毎の損益の分析は非常に有用な情報を含んでいる。

(2) 実施した手続

施設別セグメント情報の作成の有無を確認し、作成を検討中である場合にどのような計算方法が適切かを検討した。

(3) 結果

電力料金算定の基礎が総括原価方式であることから、電気事業全体での損益を重視し、公営企業課としては施設毎のセグメント損益の把握は行なっていないとのことである。

また、新しい地方公営企業会計（「(4) 意見 ①セグメント情報について」参照）の適用にあわせて検討中とのことである。秋田県の電気事業の施設毎のセグメント情報を作成するに当たっては、全施設共通の総括原価方式により、各施設共通の単価に基づいて、収益額が決定されるため、営業収益の各施設への配分に当たっては以下の 2 通りの方法が考えられる。

①案 1：同一の料金単価で計算する方法

各施設共通の総括原価方式により決定した共通の単価（平成 23 年度は 7.33 円）に売電電力量を乗じて計算する。

この方法によると、同一条件下での各施設の比較が可能となり、赤字となる施設も明確となることから、効率化を検討する上での資料として役に立つ。しかしながら、一方

で、そもそもの総括原価方式の考え方が施設全体の費用全額を全体としてカバーした上で一定の利潤を付加する計算方式となっているため、特定の施設の効率性ないし損益（黒字か赤字か）がどのようになっているか、という観点を持っていない。したがって、案1の計算方式は、そもそもの総括原価方式の考え方と矛盾した計算結果となる可能性があるとも考えることができる。

②案2：料金単価を施設毎に計算する方法

各施設毎の発生原価を基準に売上高を按分して計算する。

この方法によると、総括原価計算方式による収入の計算は各施設の費用全額をカバーする形での計算を前提としているため、その意味では正しい損益計算となる。ただし、結果として、非効率な施設運営があった場合にも営業損益および経常損益は赤字となることはないため、効率性を検討する指針としては適切ではないと考えられる。

上記の案1および案2の施設別セグメント情報については、いずれも一長一短があるため、どのような管理目的を主眼に置くかによって、いずれを採用するかを決定することになると考えられる。また、内部管理用に両方の施設別セグメント情報を作成し利用することも考えられる。

（4）意見

①セグメント情報について

上記（3）は、内部管理目的の情報（資料）をどのように取扱うかという問題である。一方において、外部への開示情報（資料）として、今後は以下の問題が生じる。

すなわち、現行の地方公営企業会計では、セグメント情報の開示は求められていないが、企業会計においては、セグメント情報を開示することにより、財務諸表利用者が「経営者の行動を予測し、その予測を企業の将来キャッシュ・フローの評価に反映することが可能となる」として、その開示を求めている。また、地方独立行政法人会計においても、「住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から」セグメント情報の開示を求めている。（「セグメント情報等の開示に関する会計基準」企業会計基準第17号、「地方独立行政法人会計基準注解（公営）」）新たに導入される地方公営企業会計においても、企業会計や地方独立行政法人会計の先例を踏まえ、平成26年度の事業年度（予算）より適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められることとなった。

セグメント情報の開示に当たっては、企業会計におけるマネジメント・アプローチ（注）の考え方を踏まえて、民間企業や地方独立行政法人における区分も参考にしながら、開示する一定の事業単位（報告セグメント）の区分を各地方公営企業において判断することとなる。電気事業の場合、施設毎を一つの事業単位とし、上記のような施設別セグメント情

報を開示することを検討する必要がある。

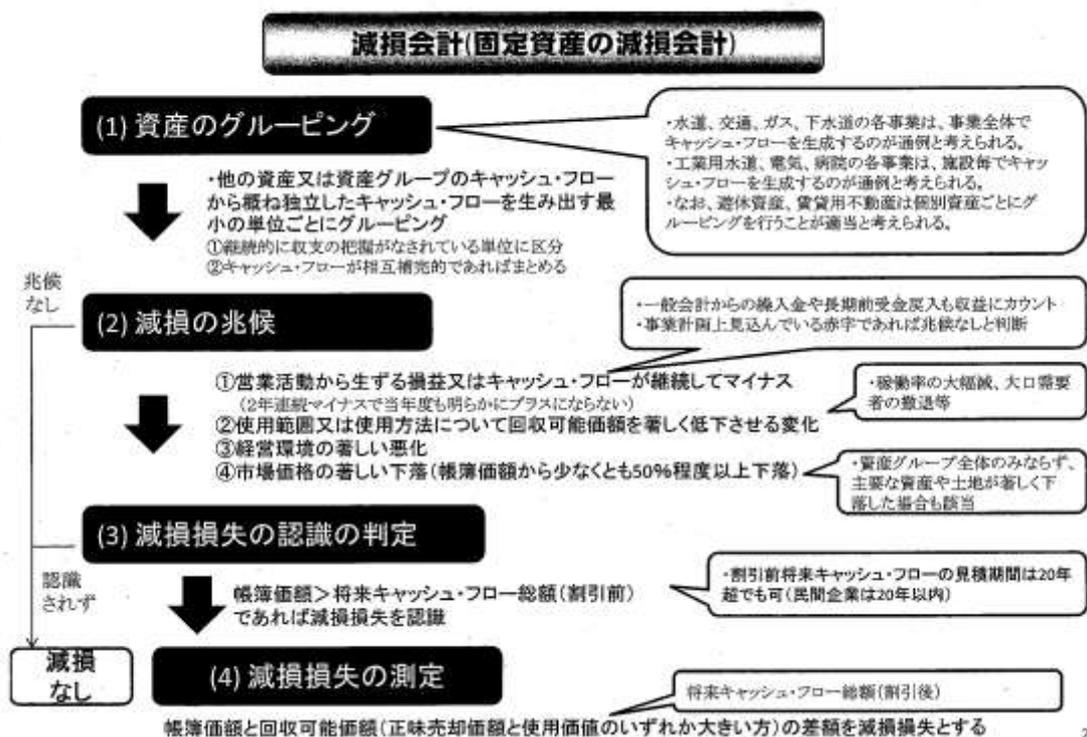
(注) 企業の最高意思決定機関が意思決定や業績評価において使用する事業単位毎に開示する方法

②減損会計の導入について

セグメント情報の開示と同様に現行の地方公営企業会計では、減損会計は導入されていなかったが、平成26年度の事業年度(予算)より地方公営企業会計においても公営企業型地方独立行政法人における減損会計と同様の減損会計を導入することとなっている。

「地方公営企業会計制度の見直しについて」によると減損会計のフローおよびその概要は以下のとおりである。この記載の中に、資産のグルーピングを行なう際、電気事業の場合は「施設毎でキャッシュ・フローを生成するのが通例と考えられる。」とある。

したがって、平成26年度(予算)からの減損会計導入時には、秋田県の電気事業においても、施設単位での資産のグルーピングについて検討することが必要である。



21

(資料元) 総務省 地方公営企業会計制度の見直しについて

Ⅱ 工業用水道事業

1. 中期経営計画について

(1) 概要

公営企業課は平成22年2月に第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～26年度）を公表している。この中期経営計画に記載されている中期財政収支計画と実績（平成22年度～23年度）を比較すると以下のとおりである。

【工業用水道事業中期財政収支計画と実績の比較】

（単位：千円）

			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収益的 収支	料金等収入	中期計画	938,543	938,293	940,494	937,793	937,543
		実績値	930,115	924,429			
		差引	△8,428	△13,864			
	人件費	中期計画	61,105	61,717	62,334	62,957	63,587
		実績値	52,263	55,304			
		差引	△8,842	△6,413			
	物件費	中期計画	751,203	721,194	739,119	732,503	736,992
		実績値	693,625	658,193			
		差引	△57,578	△63,001			
	経常損益 (注1)	中期計画	126,235	155,382	139,041	142,333	136,964
		実績値	184,227	210,932			
		差引	57,992	55,550			
資本的 収支	企業債等発行 (注2)	中期計画	0	297,000	264,000	259,000	252,000
		実績値	482,300	139,900			
		差引	482,300	△157,100			
	建設改良費等 (注3)	中期計画	81,822	691,298	615,298	605,298	590,298
		実績値	49,584	150,756			
		差引	△32,238	△540,542			
	企業債償還金 (注2)	中期計画	228,928	243,714	243,613	223,247	226,694
		実績値	741,077	385,014			
		差引	512,149	141,300			
	資本的収支差 引(注4)	中期計画	△310,750	△638,012	△594,911	△569,545	△564,992
		実績値	△308,361	△395,870			
		差引	2,389	242,142			
企業債残高	中期計画	3,095,822	3,149,108	3,169,496	3,205,249	3,230,556	
	実績値	3,065,971	2,820,857				
	差引	△29,851	△328,251				

(注1) 経常損益が中期経営計画を上回っている主な理由は、動力費、減価償却費、企業債利

息が中期経営計画を下回ったことが原因である。

(注 2) 支払利息軽減のため、平成 22 年度は借換債を発行し、平成 23 年度は繰上償還を行なったため、実績と計画が乖離している。

(注 3) 「建設改良費等」は秋田工業用水道の改良である。実績と計画が乖離しているのは、中期経営計画期間内での工事契約期間にズレが生じている工事があるためである。

(注 4) 「資本的収支差引」は資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額であり、その不足額は内部留保資金(減債積立金および過年度分損益勘定留保資金)で補てんしている。

なお、当該第Ⅱ期中期経営計画は以下の課題を前提に策定されている。

①土木施設の老朽化

- ・ 施設の老朽化が進んでいることから、今後も安定的に工業用水を供給するための整備を進める必要がある。

②施設の大規模改良

- ・ 現有施設が老朽化しており、また新規ユーザーに対応していくためにも、施設の改良、増強が必要である。
- ・ そのため旧秋田第二工業用水道施設を利活用した大規模改良をする必要がある。

③料金単価の維持

- ・ 土木施設更新をメインとした次の大規模改良計画では、多額の費用を要する見込みであるが、新規ユーザーの獲得と既存ユーザーの負担軽減のため、料金単価を可能な限り据え置く必要がある。

④指導監督能力の向上

- ・ 指定管理者に対する適切な指導・監督を行なうため、指導監督能力の維持・向上を図る必要がある。

(2) 実施した手続

第Ⅱ期中期経営計画に記載されている「中期財政収支計画」と実績との比較をした上で、計画の進捗状況を検討した。

(3) 結果

平成 12 年度で建設が中止されていた旧秋田第二工業用水道設備を活用し、秋田工業用水道の 2 系統化とする改良工事が実行されている。当該改良工事の基本的な方針などに変更はないが、工事の契約ないし施工順序などは第Ⅱ期中期経営計画策定時から見直しが行な

われ、第二期改良計画として実施されている。そのため、以下のように、「中期財政収支計画」の建設改良費等の発生と「第二期改良計画」とに発生年度のズレが生じているが、期間合計では大きな乖離は生じていない。

【中期財政収支計画と第二期改良計画の比較】

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	期間合計
中期計画の大規模改良費	82,000	691,000	615,000	605,000	590,000	2,583,000
第二期改良計画	24,717	440,448	296,228	513,280	1,145,650	2,420,323

(4) 意見

第Ⅱ期中期経営計画の基本方針の中には「社会情勢、経営環境等に変化が生じた場合など、必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。

秋田県では第Ⅱ期中期経営計画の基本方針には変更はなく、また、計画期間における改良費合計に大きな乖離はないため「中期財政収支計画」の見直しは現時点では不要と判断しているとのことである。しかし、工事契約期間変更の結果、年度ごとの計画が大きく乖離する見込みである場合には中期経営計画における「中期財政収支計画」の見直しを検討すべきである。

2. 「第二期改良計画」について

(1) 概要

秋田工業用水道は、昭和46年から使用しており、既に約40年が経過し、送配水管などの設備の改修が必要である。ユーザーへの配水を停止したうえで改修作業を行なえばよいが、供給を停止することはできない。そのため、前述のとおり、旧秋田第二工業用水道の送配水管を利用して現行の秋田工業用水道を2系統とし、新たに出来る送水系統に通水し、現行の送水系統の老朽化調査および改修を行なう計画である。秋田県では、中期経営計画のベースとなる資料として平成21年度から平成32年度までの第二期改良計画を策定している。

なお、平成10年度から平成20年度までを第一期改良計画として、電気設備や機械設備の改良を実施済みである。

(2) 実施した手続

旧秋田第二工業用水道事業廃止の経緯、廃止に伴う会計処理の内容、「第二期改良計画」の内容などについてのヒアリングを行なった。また、過年度の総勘定元帳など関連資料を閲覧し確認した。

(3) 結果

「第二期改良計画」では、既存の旧秋田第二工業用水道の設備を活用し、現行の秋田工業用水道設備の改良を行なうことが計画されている。旧秋田第二工業用水道の構築物等の費用（以下「秋田第二工業用水道建設事業費」という。）106億円は、平成17年度に事業廃止後、平成18年4月から固定資産（除却勘定）に計上されている。それは、全て一般会計からの受贈として、その他資本剰余金（受贈財産評価額）に計上されている。当該固定資産（除却勘定）が計上されるまでの経緯および会計処理は以下のとおりである。

①旧秋田第二工業用水道建設事業の開始および廃止の経緯について

A. 旧秋田第二工業用水道建設事業開始の経緯

昭和40年に秋田湾地区が「新産業都市建設促進法（昭和37年法律第117号）」による「秋田湾地区新産業都市」に指定、翌昭和41年に「秋田湾地区新産業都市建設基本計画」が国に承認され、秋田湾の本格的な整備がすすめられた。

秋田県では、鉄鋼、石油化学などの大規模開発を行なうために必要な工業用水を確保するため、昭和48年に建設省の玉川ダム基本計画に参画した。秋田第二工業用水道は、誘致が予定されていた銑鋼一貫製鉄所などの需要に対応するために、玉川ダムを水源とし、取水量は1日当たり40万 m^3 が計画された。

しかし、その後、石油ショックなどにより経済環境が悪化し、当初予定していた企業誘致の目途が立たなくなり、玉川ダムを水源とする工業用水の新たな需要先の確保が必要となった。

そのような状況下で、昭和63年に大王製紙秋田工場の誘致が行なわれ、交渉の結果、平成元年1月に秋田県・秋田市・同社の間で「大王製紙株式会社秋田進出に係る覚書」が締結された。そこでは、平成7年操業開始予定で、工業用水料金を1トン当たり12円50銭とされた。平成2年12月に3者で「大王製紙株式会社秋田工場建設に関する基本協定書」および「公害対策に関する確認書」が締結された。

このような経緯により秋田県では、平成3年1月に通商産業大臣に工業用水道事業

法に基づく工業用水道事業の届出をし、工事に着手することとなった。

B. 住民訴訟について

平成2年12月に締結された秋田県、秋田市および大王製紙株式会社（以下、「大王製紙」という。）による基本協定書などに対して、平成4年7月に「大王製紙の進出を反対する会」が、工業用水道事業への補助金支出事前差し止め、進出予定地内の産業廃棄物処分場の遮水性の問題による建設許可の取り消し（工事請負契約が締結されたため、平成6年10月に訴訟取り下げ）を求め、住民訴訟を提起した。

平成9年3月の第一審判決で、産業廃棄物処分場設置に関する損害賠償請求（平成6年4月提訴）についての住民の請求は棄却されたが、補助金の一部について違法とされ、秋田県の一部敗訴となった。住民側、県・市側とも一審判決を不服として控訴した。

控訴審は平成13年7月に結審したが、その後、後述する大王製紙の進出断念が確定し、訴訟物である秋田県および秋田市の補助が行なわれる見込みがなくなり、また、産業廃棄物処分場が大王製紙から排出される産業廃棄物の処分場として使用される見込みもなくなったことから、住民側は訴えの全部を取り下げ、県・市側も同意し、平成13年10月に和解となった。

C. 大王製紙の進出断念について

平成元年1月に締結された覚書では、平成7年操業開始予定でトン当たりの工業用水料金を12円50銭とする内容であったが、その後、大王製紙から、市況低迷などを理由として計画延期の申し出があった。

これを受け、秋田県と秋田市は平成6年3月に同社との間で、「大王製紙株式会社秋田工場建設に関する基本協定書附属覚書」を締結し、平成12年の操業開始予定へと変更された。また、当該覚書の内容に基づいて、平成7年3月に、秋田進出を保証する担保措置として大王製紙は県に55億6,600万円の預金証書を担保として提供した。

その後、平成9年3月に前述の住民訴訟の第一審判決で県が敗訴したことから、工業水の価格を値上げする必要性が生じた。そこで、平成10年4月に、県・市・大王製紙は、「大王製紙株式会社秋田進出に係る覚書等を変更する覚書」を締結し、工業水の価格を1トン当たり12円50銭から13円70銭へと変更し、操業開始予定も平成12年7月から平成15年7月へと延期された。

住民訴訟の控訴審が長引くなかで、平成13年4月に大王製紙は、「社会・経済環境

の変化が激しく迅速な経営判断が求められる時代にあつて、進出の大前提となる工業用水単価の確定時期がまったく不明確なこと、工業用水単価確定後の手続期間も予測できないことなどにより、秋田進出は断念せざるを得ないと判断するに至った。」旨を県および市に申し出た。

更に、平成 13 年 10 月に、大王製紙は秋田県に差入れている担保金（55 億 6600 万円）の返還を求める訴訟を提起し、一方秋田県は大王製紙に対して違約金として約 84 億円（平成 15 年 10 月に請求拡張）の支払を求め、訴訟を提起した。

平成 16 年 5 月の第一審判決で秋田県は敗訴した。秋田県は第一審を不服として平成 16 年 6 月に控訴したが、平成 17 年 2 月に東京高等裁判所から和解勧告書が提示された。平成 17 年 4 月に秋田県は大王製紙に担保金を返還し、大王製紙は秋田県に対して 11 億円を支払うことで和解した。

D. 事業廃止について

秋田県では、平成 2 年度から秋田第二工業用水道の建設事業に着手していたが、上記大王製紙の進出断念に伴い、平成 13 年度以降の工事は休止され、平成 18 年 3 月 31 日に事業を廃止した。

平成 12 年度末までに、計画総延長 15,315mのうち 6,670mの送配水管布設のほか、取水口などの一部施設が完成している。管路は分断して布設されており、通水できない状況である。

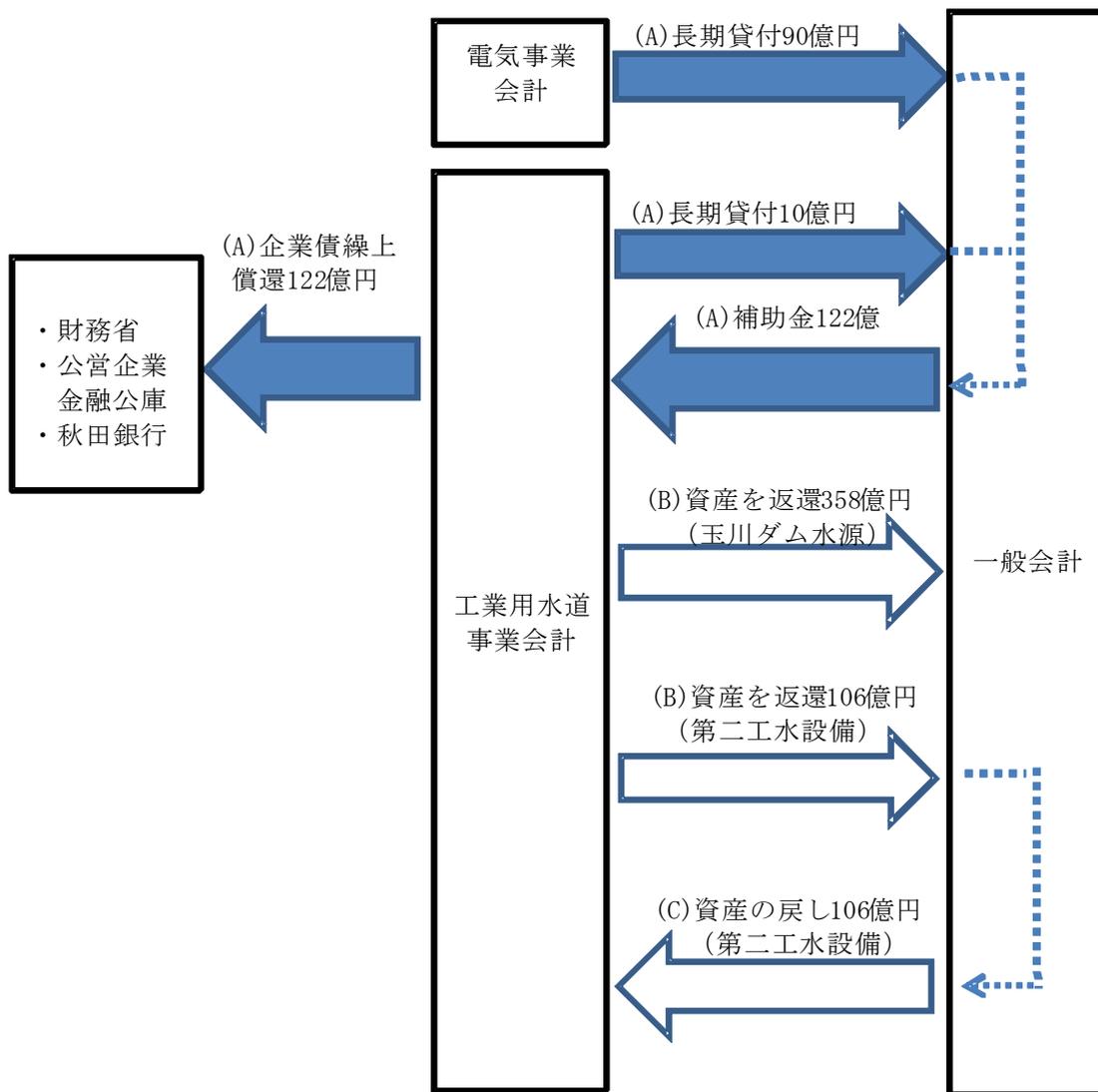
上記の概要（経緯）を時系列で示すと以下のとおりである。

昭和 40 年	秋田湾地区が国の「秋田湾地区新産業都市」に指定される
41 年	「秋田湾地区新産業都市建設基本計画」が承認される
48 年	国の玉川ダム基本計画に参画 第 1 次石油ショック
52 年	東北通商産業局から「秋田湾地区工業用水道計画基本調査報告書」が提出される
54 年	第 2 次石油ショック
63 年	大王製紙の秋田工場誘致が行なわれる
平成元年 1 月	秋田県・秋田市・大王製紙 3 者で「秋田進出に係る覚書」締結。 平成 7 年操業開始予定で、トン当たりの工業用水料金を 12 円 50 銭とする内容
2 年 2 月	「大王製紙の進出に反対する会」発足
12 月	秋田県・秋田市・大王製紙 3 者で基本協定、公害対策に関する確

		認書を締結
3年	1月	通商産業大臣に工業用水道事業の届出
4年	7月	秋田市民ら166人が、工業用水道事業への補助金支出事前差し止め、進出予定地内の産業廃棄物処分場の建設許可の取り消しを求め、秋田県、秋田市に対して提訴
5年	3月	大王製紙が市況低迷を理由に2年間の計画延期を申し出
	11月	更に3年間の延期
6年	3月	「大王製紙株式会社秋田工場建設に関する基本協定書附属覚書」を締結。事実上、平成12年の操業開始予定へと変更
7年	3月	大王製紙は県に55億6600万円の預金証書を担保として提供した
9年	3月	秋田地裁が、県の補助金と、秋田市の補助金の一部を差し止める判決。県と秋田市、住民が控訴
10年	4月	「大王製紙株式会社秋田進出に係る覚書等を変更する覚書」を締結。工業用水の価格を1トン当たり12円50銭から13円70銭へと変更。操業開始予定が平成12年7月から平成15年7月に3年間延期
12年	7月	秋田県環境影響評価条例が成立
13年	4月	大王製紙から、秋田工場進出を断念する旨の申出
13年	10月	大王製紙は県に差入れている担保金（55億6600万円）の返還を求める訴訟を提起。県は大王製紙に約84億円の支払を求め提訴
16年	5月	一審判決
	6月	県は一審判決を不服として控訴
17年	4月	和解成立
18年	3月	事業廃止

②秋田第二工業用水道事業廃止に伴う会計処理について

秋田第二工業用水道事業の廃止の際に、工業用水道事業会計は、関連資産（玉川ダム水源事業費および秋田第二工業用水道建設事業費）を一般会計へ移管した上で、このうち秋田第二工業用水道建設事業費を直ちに一般会計からの無償譲渡という形で再移管により受入れている。その一連の処理の結果、事業廃止前に存在した秋田第二工業用水道建設に係る対価が、借入資本金から受贈財産評価額（その他の資本剰余金）へと振替えられることになった。以下は、一連の処理を図示したものである。



上記の処理は、平成 17 年度と平成 18 年度の 2 つの年度にわたって行われている。その詳細は以下のとおりである。

A. 平成 17 年度の処理

工業用水道事業会計は、平成 18 年 3 月に一般会計からの補助金を財源として、企業債残高 122 億円（うち、秋田第二工業用水道建設事業費 71 億円、玉川ダム水源事業費 51 億円）を繰上償還した。しかしながら、一方で一般会計に対して、電気事業会計から 90 億円、工業用水道事業会計から 10 億円の貸付が行なわれている。

秋田県の説明によると、企業債の繰上償還は利息負担を軽減することが目的であり、繰上償還することによる利息の軽減効果は 34 億円とのことである。一般会計には繰上償還を行なうための資金が不足していたため、電気事業会計が 90 億円を一旦負担し、10 年かけて一般会計から返済することとしている。また、補助金を受入れる工業用水道事

業会計においても、一般会計に 10 億円を貸し付けている。

【平成 17 年度の工業用水道事業会計の会計処理】

・一般会計への貸付

工業用水道事業会計から一般会計へ 10 億円を貸し付けた際に、以下の会計処理が行なわれている（長期貸付金が 10 億円増加し、預金が 10 億円減少）。

(単位：億円)

(借方)	長期貸付金	10	(貸方)	預金	10
------	-------	----	------	----	----

・一般会計からの補助金受入

一般会計から 122 億円の補助金を受け入れた際に、以下の会計処理が行なわれている（預金が 122 億円増加し、その他資本剰余金が 122 億円増加）。

(単位：億円)

(借方)	預金	122	(貸方)	その他資本 剰余金	122
------	----	-----	------	--------------	-----

・企業債の繰上償還

一般会計からの補助金を財源に企業債を繰上償還した際に、以下の会計処理が行なわれている（企業債が 122 億円減少し、預金が 122 億円減少）。

(単位：億円)

(借方)	企業債	122	(貸方)	預金	122
------	-----	-----	------	----	-----

【平成 17 年度の電気事業会計の会計処理】

・一般会計への貸付

電気事業会計から一般会計へ 90 億円を貸し付けた際に、以下の会計処理が行なわれている（長期貸付金が 90 億円増加し、預金が 90 億円減少）。

(単位：億円)

(借方)	長期貸付金	90	(貸方)	預金	90
------	-------	----	------	----	----

上記処理の結果、平成 17 年度末の秋田第二工業用水道事業に関連する主な勘定残高は以下のとおりとなっていた。

(単位：億円)

資産		負債・資本	
建設仮勘定 (玉川ダム水源事業費)	358	他会計借入金	100
(内訳)		その他資本剰余金	258
水源費	200	(一般会計からの補助金および国庫補助金) (注)	
総係費 (支払利息ほか)	157		
建設仮勘定 (秋田第二工業用水道建設事業費)	106	他会計借入金	35
(内訳)		その他資本剰余金	71
土地	4	(一般会計からの補助金)	
構築物	63		
総係費 (支払利息ほか)	38		

(注) その他資本剰余金のうち、国庫補助金は 70 億円である。

B. 平成 18 年度の処理その 1

平成 17 年度末の秋田第二工業用水道事業に係る資産残高は 465 億円(玉川ダム水源事業費 358 億円および秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円)である。この資産は、事業廃止に伴って、平成 18 年度に一般会計へ移管された。移管に際しては、一般会計からの借入資本金およびその他資本剰余金などと相殺処理をしている。

【平成 18 年度の工業用水道事業会計の会計処理その 1】

建設仮勘定が 465 億円（玉川ダム水源事業費 358 億円、旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円）減少するとともに、その他資本剰余金 327 億円および借入資本金 138 億円が減少している。

（単位：億円）

（借方）	その他資本剰余金	327	（貸方）	建設仮勘定	358
				（玉川水源事業費）	
	借入資本金	138		建設仮勘定	106
				（旧秋田第二工業用水道建設事業費）	

（注）上記会計処理は 1 億円未満の項目の記載は省略している。また、1 億円未満の金額は切り捨てて表示している。

なお、玉川ダム水源事業費は主に秋田第二工業用水道事業の実施のため玉川ダム建設負担金として支出された。そのため、特定多目的ダム法第 33 条に基づき、玉川ダム管理費用の一部を負担する必要がある。秋田第二工業用水道事業計画の廃止によりダム使用权が移管された一般会計では管理費用として毎年度約 1 億円を支出している。

C. 平成 18 年度の処理その 2

事業廃止にともない一般会計へ移管した資産（玉川ダム水源事業費 358 億円および秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円）のうち、秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円は、工業用水道事業会計へ再び移管されて固定資産（除却勘定）に計上している。

旧秋田第二工業用水道の管・水管橋などの施設については、今後も維持管理する必要があるため、一般会計から工業用水道事業会計へ引継いだものである。その際、旧秋田第二工業用水道の具体的な用途を特定しておらず、固定資産の除却勘定として資産に計上している。

【平成 18 年度の工業用水道事業会計の会計処理その 2】

除却勘定が 106 億円増加するとともに、その他資本剰余金が 106 億円増加している。

（単位：億円）

（借方）	除却勘定	106	（貸方）	その他資本剰余金	106
				（受贈財産評価額）	

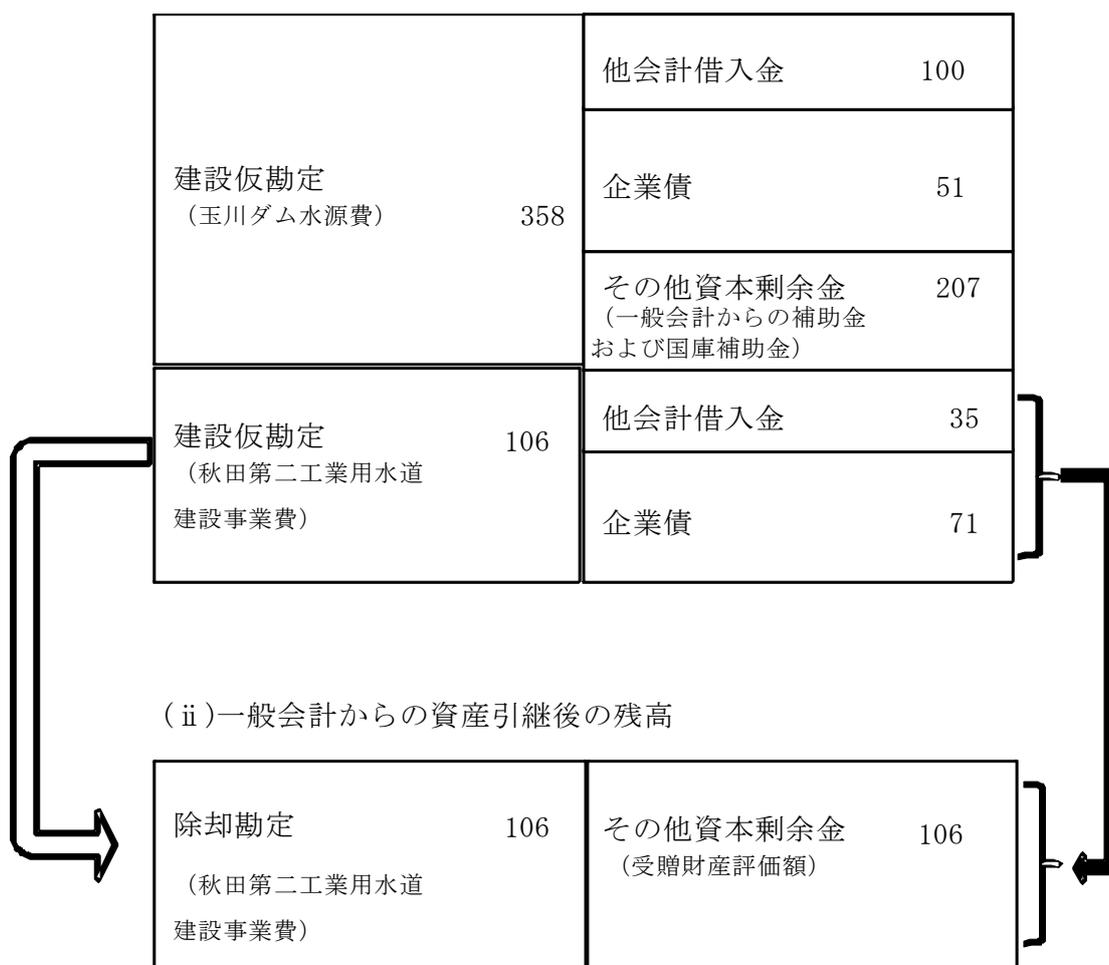
③廃止処理に関する会計上の影響について

旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円は、秋田工業用水道の改良工事に利用されている。事業廃止前の旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円の主な財源は、借入資本金（企業債および一般会計からの他会計借入金）であった。しかしながら、前述した一連の処理を行なうことにより、その財源が借入資本金から資本剰余金へと振替えられたことになる。

借入資本金…建設改良費等の財源に充てるために発行した企業債、および建設改良費等に充てるために一般会計から借り入れた長期借入金に相当する額をいう。

(i) 企業債の繰上償還前、(ii) 一般会計からの資産引継後の関連する主な勘定残高は以下のとおりである。

(i) 企業債の繰上償還前の残高



A. 現行のみなし償却制度による影響について

現行の地方公営企業会計では、資本的支出に充てるために交付された「補助金等」（工事負担金、受贈財産評価額など）をもって取得した固定資産については、当該固定資産の取得に要した価額から「補助金等」の価額を控除した価額をもって減価償却を行なう、いわゆる「みなし償却」による償却計算を採用することが認められている。みなし償却を採用することにより、固定資産の取得に要した価額のうち、「補助金等」の価額に相当する部分については減価償却を実施しないため、原則的な方法（フル償却）に比して、工業用水道事業会計では減価償却費の計上額が少なくなる（注）。この分の費用が小さくなるため、料金を低く設定できるというメリットがある一方で、将来の資産更新時に企業債や国庫補助金など多額の財源が必要となる可能性がある。現行の会計制度において、みなし償却を採用するか否かの判断は、各自治体の公営企業に委ねられている。

（注）「みなし償却」と原則的な方法の比較

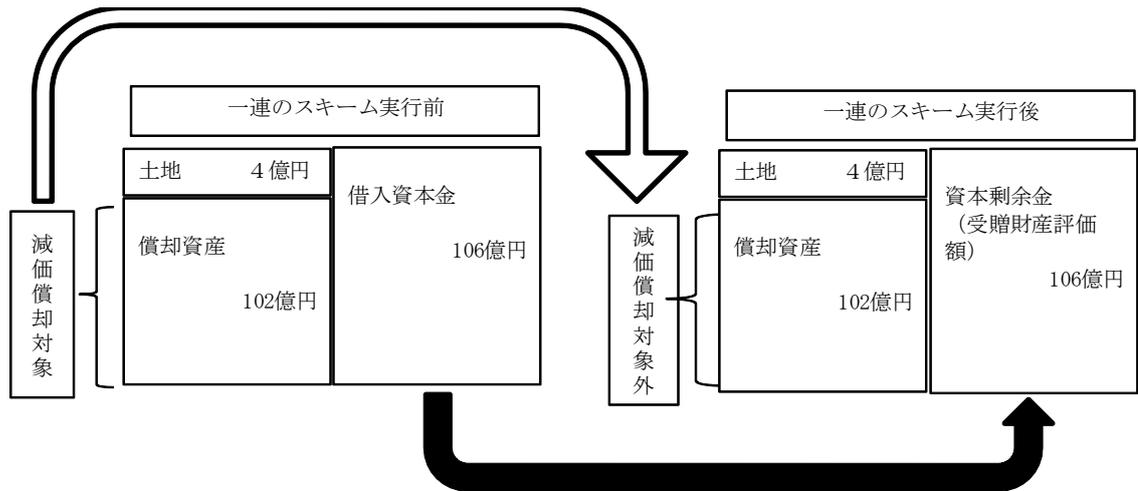
減価償却の原則的な方法（フル償却）は、固定資産の取得価額全額（資本的支出に充てるために交付された「補助金等」をもって取得した固定資産も含む）を対象として減価償却を行なう。そのため、資本的支出に充てるために交付された「補助金等」が存在する場合には「みなし償却」を採用した場合の方が、将来の減価償却費の計上額が少なくなる。

（参考）新会計制度での取扱い

地方公営企業では、平成 26 年度から新会計制度が適用される。新会計制度では、従来は任意適用として認められていた「みなし償却制度」は廃止され、償却資産を取得するために受けた「補助金等」（工事負担金、受贈財産評価額などを含む）は長期前受金として負債（繰延収益）に計上し、その資産の減価償却に見合う金額を各年度に収益化することとなる。

B. 廃止処理に関する会計上の影響

固定資産 106 億円に関する財源が借入資本金から資本剰余金へと振替えられた結果、現行制度（みなし償却制度を採用）のもとでは、固定資産 102 億円（旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円のうち土地 4 億円を除く償却資産部分）にかかわる減価償却費が発生しないこととなる。



ただし、平成 26 年度から適用される新会計制度のもとで比較すると、償却資産の減価償却費が営業費用として計上されるために、その分だけ営業利益が小さくなるが、これを打消す形で長期前受金（受贈財産評価額）の取崩額が営業外収益に計上されるため、経常利益への影響はないこととなる。

(4) 意見

①受益者負担の基本的な方針について

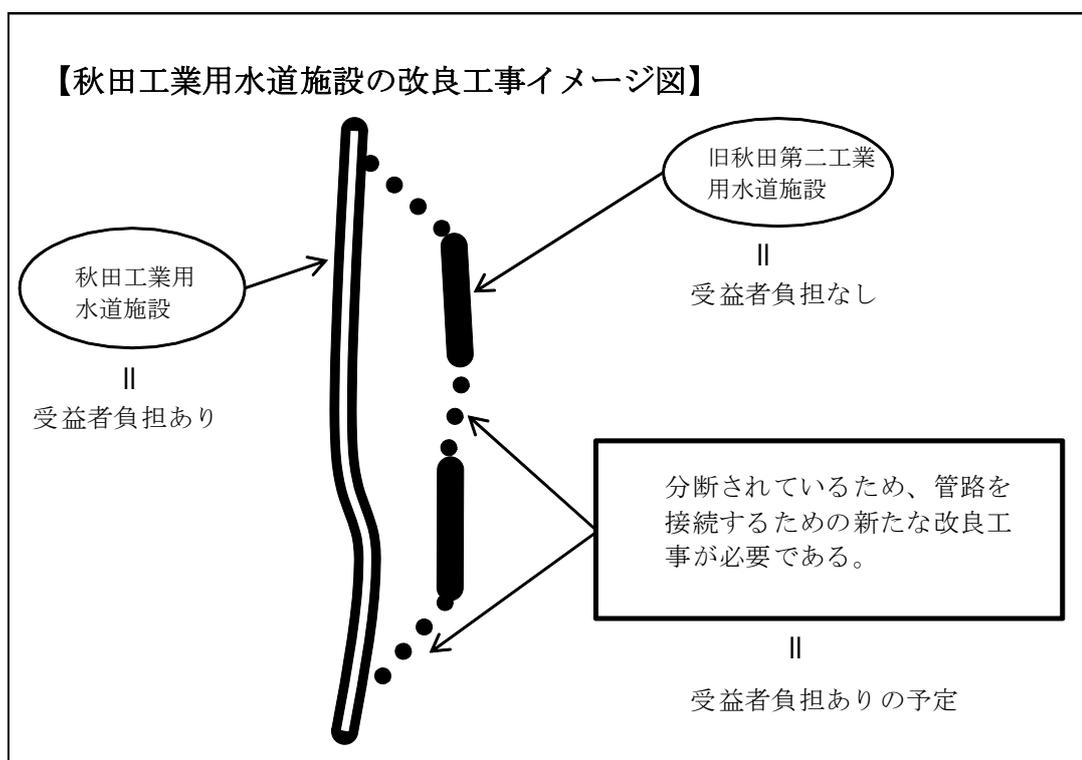
旧秋田第二工業用水道事業にかかわる資産は 465 億円（玉川ダム水源事業費 358 億円および秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円）であるが、国庫補助金 70 億円のほかは、最終的には一般会計が負担している。平成 17 年度に工業用水道事業会計の企業債繰上償還の財源とするために、一般会計では電気事業会計および工業用水道事業会計から借入金が生じており、その残高は平成 23 年度末で 40 億円（電気事業会計 36 億円、工業用水道事業会計 4 億円）である。この借入金返済の財源は今後も一般会計が負担することになるが、このことは実質的には県民が負担することを意味する。この点、過去の議会では説明がなされていた。しかしながら、監査人としては上記一連の経緯および会計処理は複雑であると考えられる。したがって、県民一般が十分に理解することは難しいものであったと考える。

また、現行の秋田工業用水道の改良工事は、旧秋田第二工業用水道の設備を利用して行なわれている。旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円は、その財源が全て一般会計からの受贈に振替わっているため、工業用水道事業会計では将来の減価償却費の負担が実質的に発生しない。

なお、今後、給水単価を据置いた場合でも利益が発生する見込みとのことだが、前述の

とおり、仮に旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円のうち土地を除く 102 億円の減価償却費相当額を加味して考えた場合には損失となる可能性が高い点に留意が必要である。

秋田県では平成 32 年度までは料金改定を予定していない。しかしながら、独立採算を前提とする地方公営企業にあつては、改良工事に伴う費用を受益者にも負担させることが原則である。したがって、旧秋田第二工業用水道の送水管を利用した現行秋田工業用水道 2 系統化に伴う工事については、一般会計を含めた秋田県全体として、受益者負担の基本的な方針を十分に検討すべきである。



②第二期改良計画に係る損益見込みについて

秋田県では「第二期改良計画」に関連する正式に承認された損益見込みが作成されていない。本来、改良工事計画が承認される前提として、長期的な損益見込みを秋田県として検討・承認すべきである。特に、旧秋田第二工業用水道建設事業費 106 億円は、県民の負担の上で工業用水道事業に移管された設備である。県民一般への説明責任を十分に果たすためにも、秋田県として、速やかに当該損益見込みを作成・承認し、変更が必要な場合には、適宜、見直しを行なったうえで、再度承認を行なうべきである。

③第二期改良計画に係る給水収益の見込みについて

工業用水道事業を取り巻く経営環境は、水需要の伸び悩みなどから厳しい状況にある。秋田県においても、近年の契約給水量は横ばいないし低下傾向にあり、それに伴い収益も逡減傾向にある。したがって、長期の損益見込みを検討する際には、今後の収益が逡減することを仮定したうえで、どのような料金設定で採算がとれるのか、シミュレーションを行なうことが望ましい。

3. 料金について

(1) 料金のしくみについて

工業用水道の料金は、基本料金、超過料金および消費税相当額からなる。基本料金は契約水量に単価を乗じて算定され、実際の使用水量が契約水量に満たない場合でも、基本料金は徴収される。加えて、実際の使用水量が契約水量を超過する部分は、超過使用水量に対して超過料金が徴収される。

現行の1 m³当たりの料金は以下であり、平成10年3月に改定されて以来変更はない。

(1 m³当たりの料金)

基本料金	14.73 円
超過料金	29.46 円

(2) 工業用水道使用料の徴収手続について

①概要

工業用水道使用料を徴収する際の手続は、財務規程などにより以下のとおり定められている。

- a. 納入通知者が、根拠、金額などを調査し、「収入調定伺」により収入の調定を行なう。
この調定は課長専決事項とされている。調定後、収入調定伺を企業出納員に回付する。
- b. 納入通知者が、納入義務者に対し、「納入通知書」により納入の通知を行なう。
- c. 納入がなされると、出納取扱金融機関より企業出納員へ納入の連絡がなされる。企業出納員は通帳で内容を確認し、収入伝票を作成する。

②実施した手続

平成 23 年度における工業用水道使用料徴収手続について、サンプルとして 4 カ月分の証憑を閲覧し、財務規程などに基づいた手続が実施されているか確かめた。

③結果

サンプル対象は所定の徴収手続を経ていた。

(3) 時間単位計量器と月単位計量器による計量について

①概要

工業水の供給を受けようとする企業は、「知事が適当と認めた計量器」を設置しなければならない旨、秋田県工業用水道条例及び同施行規程に規定されている。また、秋田県のホームページに掲載している「受水の手引き」によれば、この計量器は企業自らの負担で設置することとされている。

計量器は、企業の使用水量を計量するのに使用され、基本使用水量を上回る使用分は超過使用水量として、超過料金請求の対象となる。

②実施した手続

計量器を利用した超過使用水量および超過料金の算定方法について、秋田県工業用水道条例施行規程の閲覧およびヒアリングを実施した。

③結果

現在用いられている計量器には、1 時間単位の使用水量を計量できる計量器（本報告書では「時間単位計量器」という。）と月単位の使用水量しか計量できない計量器（本報告書では「月単位計量器」という。）がある。前者は 1 時間当たりの使用水量のデータを把握する機能を備えたもので、後者は検針時点以外での計量情報の確認ができないものである。

秋田県工業用水道条例施行規程には、それぞれの種類の計量器を使用する場合の超過使用水量算定方法について、次のように記載されている。

第十四条 超過使用水量の算定は、次の各号に掲げるところによる。

一 記録用紙を使用する計量器を用いる場合

当該月における各一日の超過使用水量(一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一を減じて得た水量の合計水量)の合計水量

二 記録用紙を使用しない計量器を用いる場合

当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量

すなわち、「時間単位計量器」を用いる場合は1時間当たりの使用水量と基本使用水量の比較によって超過使用水量が算定されるのに対し、「月単位計量器」を用いる場合は1月当たりの使用水量と基本使用水量の比較によって超過使用水量が算定される仕組みとなっている。この結果、「時間単位計量器」を使用する企業ではたとえ1時間でも使用水量の超過が発生すれば超過料金が請求されるのに対して、「月単位計量器」を使用する企業では1ヶ月累計して使用水量が超過していなければ、超過料金が発生することはない。

両者に算定方法の違いが生じている理由は、「月単位計量器」には時間単位の使用水量を保存記録する機能がなく、毎月の検針時のみ使用水量が判明するという制限が存在するためであるが、結果として、「時間単位計量器」を使用する企業のほうが、同じ時間使用量であっても「月単位計量器」を使用する企業より超過使用水量が多く算定される傾向がある。

④意見

上記のように、同一時間帯に同一水量を使用しているにもかかわらず「時間単位計量器」を使用するかそれとも「月単位計量器」を使用するかによって超過料金が変わってくるのが、現状の算定方法であり、受水企業間に一種の不公平が生じていると言える。このような不公平は望ましくないため、可能な限り早急に解消すべきである。

不公平を解消するためには算定方法を統一することが必要であるが、その場合、「時間単位計量器」か「月単位計量器」のいずれの算定方法に統一すべきかという問題がある。この点は、工業用水の安定した供給という見地からは時間当たりの使用水量をできるだけ一定に保持するのが望ましいことから、時間当たりの超過使用水量を超過料金として請求し、もって企業に超過使用をできるだけ発生させないようなインセンティブを与えることが望ましいと考える。すなわち、現在の「時間単位計量器」の算定方法に統一するという事である。

秋田県では、「月単位計量器」を使用している企業に対して「時間単位計量器」への切替えを働きかけているとのことであるが、「時間単位計量器」への切替えはそれほど進んでいないのが現状である。切替えが進まない理由は、以下のようなものであると想定される。

- ア. 財務体力の乏しい受水企業にとっては、計量器の設置費用が財務的負担になること。
- イ. 現行の秋田県工業用水道条例施行規程では、「時間単位計量器」の設置が強制されていないこと。
- ウ. 「時間単位計量器」へ切替えることにより、超過料金が高額になる可能性があること。

これらの要因に対しては、たとえば、ア. については、リースなどを認めることにより企業の財務負担が単年度に集中しないような制度を設けること、またイ. およびウ. については、経過期間を設けたうえで「時間単位計量器」の使用を強制するように施行規程を改定することが考えられる。さらに、企業の負担感を軽減するためには、費用対効果を算定したうえではあるが、切替え費用の一定割合を秋田県が補助することも考えられる。

平成 23 年度時点では、受水企業 27 社のうち、「時間単位計量器」を使用している企業は 14 社であり、「月単位計量器」を使用している企業は 13 社である。また、同年度の年間超過料金収入 686 万円のうち、約 17%に当たる 120 万円が「月単位計量器」を使用している企業からの収入である。このように、「月単位計量器」を使用している企業の重要性が決して小さいとは言いきれないものである。

公平な料金徴収を行なうことは、徴収者である秋田県の責務である。したがって、前述のように現状なお「月単位計量器」を使用している企業の重要性が決して小さくないことに鑑みて、秋田県は「時間単位計量器」への切替えを引続き推進すべきである。

4. 契約について

(1) 工業用水供給契約について

①概要

工業用水の供給を受けようとする事業者は、秋田県知事に対し、工業用水供給に係る申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないと定められている。

②実施した手続

平成 23 年度に工業用水供給されている件名について、工業用水供給に係る承認申請書、通知書の控えを全件閲覧し、実際の契約水量との一致を確かめた。

③結果

工業用水供給契約は所定の手続を経て締結されていた。

(2) 指定管理者制度について

①概要

秋田県は、工業用水道の管理に当たって平成 19 年度以降、指定管理者制度を導入しており、水質の保全管理、施設の維持管理（軽微な修繕を含む）、ユーザー対応、災害時の初期対応などの業務を指定管理者の実施すべき業務と定めている。

1 期目は平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間であり、現在は平成 22 年度から平成 26 年度までの 2 期目に入っているところである。

それぞれの期の指定管理者はそのつど公募によって募集されており、応募者の中から秋田県が組織する選定委員会が候補者を選定し、議会の議決を経て知事が指定しているものである。

そもそも地方自治体が指定管理者制度を導入する目的の 1 つには、民間の業務ノウハウを活用することで自治体の負担する運営コストを軽減しようとするところがあるが、秋田県工業用水道においても指定管理者制度を導入したことにより、コスト削減効果が表れている。平成 23 年度におけるコスト削減効果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

費目	指定管理者制度を導入した場合(注 1)	指定管理者制度を導入しない場合(注 2)	差額(効果)
人件費	100,975	74,285	9,083
薬品費		16,979	
除草委託		2,205	
環境整備		1,522	
その他経常的業務		15,067	
計	100,975	110,059	9,083

(注 1) 平成 23 年度指定管理料による

(注 2) 指定管理者制度導入直前の平成 18 年度実績をベースに算定している

上表を見ると、指定管理者制度を導入することにより、約 9,083 千円、年間のコストが削減できていることが分かる。

②指定管理者の選定について

A. 概要

指定管理者の選定に係る手続は、秋田県条例（公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例）などにおいて以下のように定められている。

- a. 知事は、県公報への掲載、インターネットの利用その他適当と認める方法により公募を行なう。
- b. 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の知事が別に定める書類を添えて、これを知事に提出する。
- c. 秋田県各部に設けられた指定管理者（候補者）選定委員会が、申請者のうちから、最も適当と認める申請者を候補者として選定する。
- d. 候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定する。
- e. 指定管理者は、管理業務の範囲や管理費用などについて、知事と協定を締結する。

B. 実施した手続

指定管理者の業務に係る諸規程の閲覧、応募状況に係る資料の閲覧、指定管理者選定委員会の議事録の閲覧、およびヒアリングを実施した。

C. 結果

指定管理者の選定は所定の手続を経ていた。ただし、以下については改善が望ましい。

D. 意見

平成 19 年度から平成 21 年度までの 1 期目、および平成 22 年度から平成 26 年度までの 2 期目それぞれに係る指定管理者選定委員会について、その開催月および応募状況は以下のとおりである。

	委員会開催月	応募団体数
1 期目	平成 18 年 12 月	7 団体
2 期目	平成 21 年 10 月	1 団体

上記のように、1 期目の選定の際にはそれなりの数の応募があったが、3 年経っての 2 期目の選定には、1 社しか応募がなかった。この 1 社は 1 期目の指定管理者であったものであるが、結果として、その 1 社がそのまま引き続き 2 期目の指定管理者となっている。

応募が1社しかなかった理由は不明であるが、仮にほかの業者が価格面だけを理由に応募を見送ったということがあれば、指定管理者の選定方法やあるいは指定管理者に選任されることによる業者にとってのメリットが十分に周知されていなかった可能性が想定される。確かに、応募業者は民間営利企業であるので採算を重視するのは当然のことであり、採算が取れそうにない契約に応募してこないというのは当然の経営判断である。しかしながら、価格競争入札と違って、指定管理者の選定に当たっては価格面以外にも、業者の信頼性など、多様な面から選定委員会による議論がなされるべきである。

現在の指定管理者を務めている業者について、秋田県による評価結果（秋田県ホームページにて公開されている「秋田工業用水道の管理運営状況等評価結果について」）を見ると、アンケートによる利用者からの評価は良くなってきている。また、通常の運転管理面では原水の高濁度時も含め、浄水処理は良好に行なわれているものの、設備事故などの緊急時対応では、まだ改善の余地があるとの考えから、秋田県側と更なる技術情報共有を図る必要があるとも記載されている。このような要望事項に応えることのできる企業が他にあるかも知れない。1社入札がすべて悪いというわけではないが、やはり1社の提案内容しか見られない、他社との比較検討ができない、というのは、業者を選定する側の秋田県にとっては機会損失であると考えられる。次回の指定管理者募集に当たって再び1社応募となることのないよう、秋田県は1期目に応募した企業のうち2期目に応募しなかった企業について、応募に対するハードルとなった点を明らかにし、次回の募集に生かすべきである。

③指定管理者の財務状況について

A. 概要

指定管理期間における指定管理者の収入・支出の状況については、選定委員会に提案価格算定のバックデータとして収支計画書が提出されるほか、毎事業年度の決算時に秋田県に収支決算書が提出される。秋田県ではこれらの書類を通して、業者の財務状態に問題がないことを確認している。

B. 実施した手続

収支計画書および収支決算書を閲覧し、指定管理者に指定されている業者の収支状況を確認した。

C. 結果

手続の結果、平成22年度および平成23年度の指定管理者の収支予算額・決算額は以下のとおりであった。

(単位:千円)

科目	予算額		決算額		予決算差異	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
収入						
指定管理料	100,046	101,500	99,625	100,975	△421	△525
収入計(a)	100,046	101,500	99,625	100,975	△421	△525
支出						
人件費	37,240	37,240	37,236	37,236	4	4
人件費以外	62,046	58,920	55,903	54,814	6,143	4,106
支出計(b)	99,286	96,160	93,139	92,050	6,147	4,110
差引(a)-(b)	760	5,340	6,485	8,924	5,725	3,584

(注) 指定管理料について予算額と決算額に差異が生じているのは、指定当初、指定管理業務に含む予定だった業務の一部が、除外されることとなったためである。連動して、「人件費以外」欄に含まれる委託費の一部が減少している。

D. 意見

上記のように、指定管理者は一定の利益を比較的安定して計上しており、経営的には良好であるものと判断できる。

一方で、秋田県では、同業者との契約に当たって指定管理者制度の目的のひとつであるコスト削減という見地から、契約額の引下げを交渉したということであるが、業者は秋田県が提案した引下げ幅までは応じられないという立場だったとのことである。しかし、この収支実績を見れば、業者は当初予算以上に利益を計上する余地を持っており、さらなる価格交渉の余地が存在する可能性があるため、今後も契約額の引下げ交渉を行なう必要がある。

5. 収入について

(1) 収入の減少リスクへの対応について

①概要

「第2 監査対象の事業内容 4. 工業用水道事業の概要 (2) 経営の状況について」に記載したように、秋田工業用水道の契約者数はここ数年間増加傾向にあるのに対して、契約給水量は減少傾向にある。すなわち、1社当たりの給水量が減少しているということである。

1 社当たりの給水量が減少する要因としては、省エネ技術の進展や近年の経済情勢悪化

による操業度減少などが挙げられるが、秋田工業用水道の場合は少数の契約者が総契約水量の大半を占めているため、そのような大口契約先の操業度増減により、契約水量への影響が大きいという事情が存在する。

②実施した手続

給水収益の推移状況について、関連資料を閲覧するとともに、ヒアリングを実施した。

③結果

手続の結果、秋田工業用水道の給水量および契約率の経年推移を主要な契約先の内訳とともに表示すると、下記の表のとおりであった。

(単位：事業所、千 m^3)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
供給先	24	24	24	25	27
給水能力(a)(注)	73,000	73,200	73,000	73,000	73,000
年間契約給水量					
A社	43,920	43,800	43,800	42,826	42,166
B社	2,928	2,920	2,920	2,912	2,928
C社	2,898	2,890	2,890	2,882	2,898
D社	1,830	1,825	1,825	1,820	1,830
E社	1,464	1,156	1,095	1,238	1,286
上位5社計(b)	53,040	52,591	52,530	51,679	51,109
その他	5,276	5,298	5,299	5,412	5,560
全社計(c)	58,317	57,889	57,829	57,092	56,669
給水収益(千円)	861,025	855,430	853,003	843,602	838,177
契約率(c/a)	79%	79%	79%	78%	77%
上位5社が総契約量に占める割合(b/c)	91%	90%	90%	90%	89%

(注)1日当たり給水能力200,000立方メートル×365日(閏年は366日)で算定した。

④意見

上記の表のとおり、秋田工業用水道の契約者数は若干増加しているものの、給水収益は年々やや減少傾向にある。これは、契約者数の増加による給水契約量増加以上に、既存契約先の節水努力などによる水需要減少が大きいためである。

秋田県では新規契約を積極的に誘致・獲得するとともに、既存契約先に対しては安易に

契約数量の減少に応じないなど、給水収益の維持・増加のための努力を行なっている。しかしながら、少数の契約先に契約水量の大半が集中しているという現状を踏まえると、今後とも、それら大口契約先の節水努力などによる減少幅が新規契約の獲得による増加幅を超える可能性が懸念される。

もちろん、現在取り組んでいる契約水量の維持・増加のための諸取組みは、経営安定のために必要なことであり、今後とも継続されるべきものであることは言うまでもない。一方で中期経営計画において、送水管の2系統化や老朽化した送水管の修繕更新といった大規模な設備投資を予定していることから、それら投資を賄う原資としての将来の収入額を適切に予測した上で計画を立案することが非常に重要となる。

繰り返しになるが、秋田県工業用水道の現状は、少数の企業に供給量の大部分が集中していること、またそれらの企業において継続的な節水傾向が見られることから、将来にわたって現行の契約水量が維持されるかどうか懸念の残る状況である。この状況を踏まえ、仮に契約水量が減少した場合でも経営計画の遂行に支障をきたすことのないよう、現行計画とは別に、契約水量減の可能性を考慮に入れたリスクシナリオも検討すべきである。

(2) 発生土の売却について

①概要

秋田県工業用水道では、浄水過程で沈殿池などから発生する発生土について、天日乾燥させたものを民間個人や団体に売却している。購入者の主な利用目的は、田畑や樹園地の客土とのことである。売却単価は1立方メートル当たり100円であり、これまで発生した発生土は全て買い手がついているとのことである。

発生土は産業廃棄物として扱われるため、そのまま処分しようとする高額な処分費用がかかってしまうが、このように民間個人や団体に売却することで処分費用を軽減することができている。

②実施した手続

発生土売却の状況について、売却実績に係る資料を閲覧するとともに、ヒアリングを実施した。

③結果

産業廃棄物として処理した場合と民間に売却した場合のコストを、平成23年度に発生した4,333立方メートルについてそれぞれ試算してみると、次のとおりである。

ア. 産業廃棄物として処理した場合の費用

(単位：千円)

費目	金額	備考
収集運搬費用	29,299	県産業廃棄物処分場までの運搬費用。 見積価格による。処分場が遠方であるため比較的高額となる。
最終処分場費用	66,435	
合計	95,734	

イ. 民間に売却する場合の費用

(単位：千円)

費目	金額	備考
収集運搬費用	7,966	購入者の指示する場所まで発生土を運搬する費用。 平成23年度委託価格による。
(控除) 売却益	△433	100円×4,333m ³
差引	7,533	

上記のように、民間に売却する場合のほうがコスト的に大変有利であり、秋田県がそのような処理法を選択しているのは適切であると言える。

また、現在、秋田県工業用水道の発生土は、運搬・敷きならし料込みで100円/m³という価格で販売されており、これまで生じた発生土はすべて売却されていた。これを購入するものにとっては魅力的な価格設定となっていることが窺える。

④意見

売却実績に関する資料によれば、購入者における現状の利用用途は、田から畑地へ用途変更するための客土としての利用がほとんどで、継続的に購入しているものは見られなかった。また購入者の居住範囲も浄水場周辺の比較的狭い地域に限られるものであった。

これは現状、ホームページで販売公告しているが、運搬距離を原則6km以内としているため、もっぱら浄水場近隣の購入者に販売されている。

しかしながら、現状の需要が一巡すると、いずれは購入者を募ることが困難になる可能性が考えられ、そこで運搬範囲をより遠くに広げるとすれば現在8,000千円弱である運搬費用がより高額になってしまい、県の負担が増加することが想定される。

そこで一案ではあるが将来的な手法として、現在、県要綱により100円/m³に固定化されている販売単価を（たとえばオークション方式のように）ニーズに応じた単価設定が行

えるよう自由化することが考えられる。

(3) 御所野系統に係る負担金収入について

①概要

「第2 監査対象の事業内容 4. 工業用水道事業の概要」で述べたように、秋田県工業用水道の水路系統には、秋田湾地区と御所野地区の2系統が存在している。前者は昭和46年に給水開始した系統であり、後者は平成3年より給水開始したものである。(以下、前者を「勝平系統」、後者を「御所野系統」という。)

御所野系統が追加的に建設された理由は、御所野地区における秋田新都市開発計画の実施にしたがって同地区に企業誘致を図るためであり、既設の勝平系統から分岐する形で、御所野地区まで工業用水の供給区域が拡張された。拡張時点では同系統から給水を受ける施設は1施設のみであったが、その後の企業誘致により現在では3施設が同系統から給水を受けている。

また、上記の経緯により、御所野系統の受水企業は、受水に当たって後述する負担金を追加的に支払うことになっている。

②実施した手続

負担金の決定経緯および各受水企業の契約状況について、資料の閲覧およびヒアリングを実施した。

③結果

御所野系統は上記の経緯により、従前の勝平系統とは別工事として建設されたものであり、したがって御所野系統の建設原価と既設であった勝平系統の建設原価は異なったものになっている。御所野系統の建設原価は以下のとおりであった。

(御所野系統の建設原価) (単位：千円)

費目	金額
総係費	104,206
用地及び補償費	45,404
工事費	1,015,847
その他	4,083
(差引) 受託部分 (注)	140,542
合計	1,029,000

(注) 実施した工事の中に一般会計負担部分を受託工事したものがあつたため、これを総建設原価から控除している。

御所野系統を建設した際に、この原価を誰がどのように負担すべきかという問題が生じたが、仮に受益者負担の原則に基づき御所野地区にて給水を受ける企業が給水料金を通じて負担するとして秋田県が試算したところ、同地区に適用されるべき給水料金は 80 円/m³ (注) となり、当時勝平系統に適用されていた料金である 12.5 円/m³ と著しい乖離が生じることとなった。また、秋田県工業用水道という同一水源、同一事業の中で、系統による別料金を設定することは当時の通産省に認可されなかつた。

(注) 当初 10 年間の平均費用を回収可能な料金額として試算したとのことである。

そこで秋田県は、従来料金の 12.5 円/m³ を維持しつつ原価の回収を図る方策として、建設原価 1,029,000 千円を、各企業への負担金という形で別途徴収することにした。

この負担金額について秋田県は、一時金として納付するか受水期間中の分割払いとするかを御所野地区受水企業に問うたところ、企業は受水期間中の分割払いを希望する旨を回答したため、秋田県は一時金を徴収しない代わりに各月の水道料金に負担金部分に相当する額を上乗せして徴収することとした。

その金額は下表のとおりである。

摘要	単価	備考
水道料金部分	14.73 円/m ³	左記は平成 10 年改定後の金額。それ以前は 12.5 円/m ³
負担金部分	35 円/m ³	(注)
計	49.73 円/m ³	

(注) 各企業は、それぞれ割り当てられた負担金額に相当する額を支払終わるまで、上記 35 円を加算した料金を支払続ける。(支払終わった時点以降は、14.73 円のみを支払となる)

当初、御所野地区で受水した企業は 1 社のみであつたため、その 1 社が建設原価のすべてを負担する計画であつたが、その後 2 社が新たに受水を開始したことに伴い、秋田県は、各社の受水計画水量に基づいて、それぞれ負担すべき負担金額を割り当てている。各社の割当額は以下のとおりである。

なお平成 24 年現在、A 社以外の負担金支払は終了している。A 社は途中で受水計画水量の変更(減少)を行なつたため、支払終了年度が当初予定よりも延長されている。

企業名	負担金額（注）	当初支払終了見込	延長後支払終了見込
A 社	1,374,923 千円	平成 26 年	平成 33 年 1 月
B 社	48,529 千円	平成 20 年	-
C 社	62,221 千円	平成 19 年	-
合計	1,485,674 千円		

（注）建設原価 1,029,000 千円のほか、建設費用に係る企業債利息のうち、給水料金に含まれていない分 456,674 千円を含んだ金額である。

なお、秋田県は、35 円/m³の負担金部分に係る収入額について、損益計算書上、「営業雑収益」として給水収益とは区分したうえで毎期の収入に計上している。これは、当該部分は 14.73 円/m³で計算される給水料金に含まれるものではないが、覚書に基づき毎月支払を受けている収入であるからという理由に基づくものである。

④意見

上記で述べたような料金体系について、各受水企業との間に締結された「料金に関する覚書」を閲覧したところ、本来の料金部分と負担金部分は区分して記載されているものの、負担金部分が各企業に割り当てられた負担金総額の分割払いであること、および支払を終えた時点以降は支払義務がなくなることについての記載がなかった。そのため、負担金部分 35 円/m³についても、本来の料金部分同様、給水を受けている限り永続的に負担すべき費用であるかのように解釈される余地がある。

当事者間では、負担金総額の支払を終えた時点以降は本来の料金部分の支払のみとなることについて合意しているのであるから、覚書にも実際の取扱いと整合するよう、その旨が明記されるべきである。

6. 資産について

（1）大館工業用水道の土地に係る会計処理について

①概要

「第 2 監査対象の事業内容 4. 工業用水道事業の概要 (1) 業務および施設の状況について」で述べたように、県北部で運営していた大館工業用水道は、受水企業がなくなったため平成 12 年に廃止された。その後、残存資産の処分を進めた結果、平成 24 年 3 月時点では、未売却の土地、および電話加入権等が残るのみとなっている。これらの資産も現在、処分のため売却に出されているところである。

これらの資産の平成 24 年 3 月末時点の帳簿価額は、以下のとおりである。

科目	残高（千円）
土地	1
電話加入権	183
総係費	25,429
計	25,614

②実施した手続

上記帳簿残高の内容および根拠について、資料の閲覧およびヒアリングを実施した。

③結果

土地の帳簿価額については、過去に廃止決定された際に備忘価額 1 千円まで減額されている。総係費は、その後売却準備のために支出された諸費用である。

総係費が資産計上されているのは、財務規程において勘定科目の使用法が下記のように定められていることを根拠としている。

秋田県公営企業財務規程			
工業用水道事業会計勘定科目表（抜粋）			
款	項	目	備考
除却勘定			令第 16 条第 4 項に規定する整理勘定 本来の事業活動に要する資産と除却資産を区別する必要があるときに設け、工業用水道別に整理する。
	(何) 工業用水道		
		総係費	資産管理等に関する諸係費を整理する。

④意見

大館工業用水道の資産について、平成 23 年度末では上記のとおり帳簿価額 25,614 千円が計上されている。しかし内訳を見て分かるように、その大部分は総係費として処理された売却準備費用であり、土地自体の帳簿価額は備忘価額が付けられているにすぎない。

当該土地は過年度から売却に出されているものの、条件が悪く買い手が見つからないでいる状態とのことであった。また、そのため毎年度の売却準備費用が積み重なっており、結果として総係費が多額に資産計上されているとのことであった。

前述のとおり、総係費に係る会計処理は財務規程に従ったものではあるが、結果として、総係費に関して多額の資産を計上していることになっている事実は、土地について売却可能性が乏しいとして備忘価額まで減額する処理を行なっていることと整合性が取れていないと言える。会計的実質を考えれば、土地、電話加入権およびそれに係る総係費の全体を 1 つの資産とみて、適切な時価（この場合は正味売却価額が適切である）にまで帳簿価額を減額するのが望ましい処理である。

新会計基準においてはいわゆる減損会計が地方公営企業にも取り入れられることから、その導入時には適切な会計処理がなされることが望まれる。

（２）建設準備勘定について

①概要

平成 23 年度末において、七曲臨空港工業団地に係る工業用水道調査費 2,106 千円が建設準備勘定として計上されている。

②実施した手続

委託費の内容および調査の対象となった事業の現況について、ヒアリングを実施した。

③結果

七曲臨空港工業団地に係る工業用水道調査費は平成 21 年度に、同団地において工業用水を給水することができるかどうかの事前調査のため委託費を支出したもののことである。また、当該調査は実施したものの、その後、工業用水道建設に向けての追加的な事業はなされていない状態とのことである。

④意見

財務規程において、建設準備勘定の使用法は以下のように定められている。

秋田県公営企業財務規程

(建設準備勘定)

第一百九十六条 建設仮勘定において建設工事の実施の決定を行う場合に、測量、調査その他建設工事を実施し、又は実施しないことを判断するために要する経費は、建設準備口勘定で経理しなければならない。

2 建設工事を実施することを決定したときは、速やかに当該決定に係る経費を建設工事口勘定の当該科目に振り替えるものとし、建設工事を実施しないことを決定したときは、建設準備口勘定の経費を精算するものとする。

この規程によれば、調査の結果建設工事を実施しないことを決定したときは、建設準備勘定の経費を精算するものとされている。このことから、工事を実施しないことの明確な決定がなされない間は精算を行なう必要がないとも考えられるが、そのような判断基準を採用すると、決定がなされない間ずっと資産残高が計上され続けることになる。これはともすれば、費用計上の先送りにも繋がりがねない判断基準である。したがって、必ずしも決定の有無に依らずとも、毎年度においてそのつど実質的な状況を勘案して精算の要否を判断すべきである。その判断に当たっては、客観的なデータに基づいて可能な限り合理的に判断するものでなければならない。

当該調査においても、調査以後も建設実施の決定がなされていない事情や将来の工事実施の見込みを総合的に勘案し、建設工事を実施する可能性が乏しいと客観的に判断される場合は資産計上を取りやめるべきである。

(3) 前払金に含まれる前渡工事費用について

①概要

平成 23 年度末の前払金 26,361 千円は工事請負に係る前払金であった。

②実施した手続

前払金として整理されている工事費の内容について、ヒアリングを実施した。

③結果

秋田県では、請負工事に係る支出のうち、工事が完成し検収が完了したものは固定資産勘定（本勘定もしくは建設仮勘定）へ振替え、未検収のものを前払金として計上しているとのことである。

財務規程には工事請負に係る支出をどのように取扱うべきか明示されていないが、実務上はこのように取扱われている。

（４）庁舎使用权について

①概要

平成 23 年度末において、無形固定資産残高に、庁舎使用权 54,379 千円が計上されている。これは、本来、別事業（土地造成事業）で取得したものを、工業用水道事業が無償で譲受けたものである。

②実施した手続

庁舎使用权が工業用水道事業会計に引継がれた際の事情について、ヒアリングおよび関連資料の閲覧を実施した。

③結果

A. 庁舎建設当時の状況

秋田県公営企業課では現在、秋田県庁第二庁舎の 6 階部分を事務室として使用しているが、この部分を使用する権利を得るため、同庁舎建設時に建設費の一部を負担し、その金額を庁舎使用权として貸借対照表に計上している。庁舎建設当初(平成 11 年度)において、その面積および価額は下記の表のとおりであった。

(占有面積)

	面積	負担会計	
		電気事業会計	土地造成事業会計
事務室	722.50 m ²	635.19 m ²	87.31 m ²
会議室（2 室）	90.21 m ²	-	90.21 m ²
書庫	60.92 m ²	60.92 m ²	-
計	873.63 m ²	696.11 m ²	177.52 m ²

(支出価額) (単位：千円)

電気事業会計	土地造成事業 会計
480,000	122,857

当時、秋田県公営企業には同庁舎を利用する他の事業会計も存在したが、財政状況などの理由により、電気事業会計および土地造成事業会計のみが庁舎建設費を負担することで整理された。

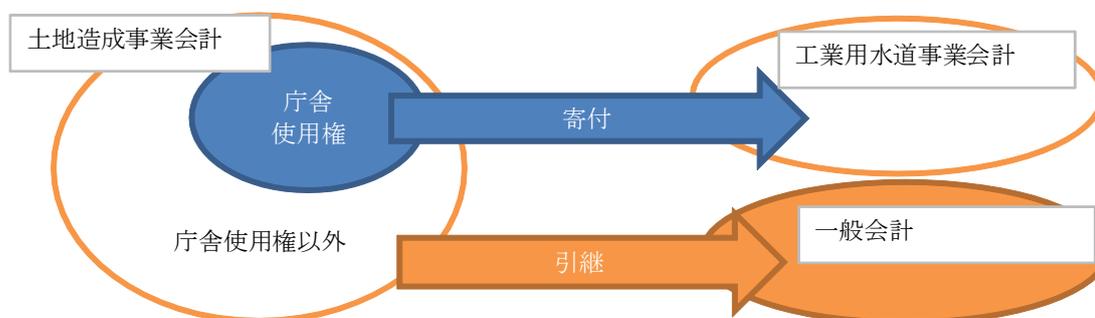
B. 土地造成事業廃止時の状況

その後、平成16年度末限りで土地造成事業会計が廃止され、同会計の残余財産は一般会計に引継ぐことになった。この際、同会計の保有する庁舎使用权について、企業局としては事務室を引き続き一体として使用するため、下記の表のように会議室部分のみを一般会計に引継ぎ、事務室部分は公営企業のもう一つの事業会計である工業用水道事業会計に引継ぐこととした。

	土地造成事業 会計が保有し ていた使用权	平成16年度末 帳簿価額（千円）	引継先
事務室	87.31 m ²	54,379	工業用水道事業会計
会議室（2室）	90.21 m ²	56,192	一般会計

この結果、平成16年度末において、土地造成事業会計から工業用水道事業会計へ上記金額が引継がれ、工業用水道事業会計では以下の引継仕訳がなされた。

(借方) 庁舎使用权 54,379 千円 (貸方) 受贈財産評価額 54,379 千円



④意見

工業用水道事業会計が土地造成事業会計の廃止に当たり庁舎使用権を無償で獲得していると同時に、その分、土地造成事業会計から一般会計へ引継ぐべき残余財産が減少している。すなわち、土地造成事業会計の廃止に伴って、一般会計の負担の上に工業用水道事業会計が庁舎使用権を無償で獲得していると言える。

当時の企業局としては、工業用水道事業会計が土地造成事業会計から財産を譲受ける際、無償ではなく、相当の対価を支払って譲受けるべきであったと考える。なぜなら、電気事業会計が有償で庁舎使用権を取得し受益者に負担をさせているため、公平性の観点から、工業用水道事業会計も受益者へ負担をさせることも考えられるからである。したがって、工業用水道事業会計の受益者負担の基本的な方針について、公平性（電気事業会計との整合性）の観点から十分に検討が必要であると考ええる。

7. 負債および資本について

(1) 資本剰余金残高について

①概要

平成 23 年度末における資本剰余金の残高は 13,230,286 千円であり、その内訳は下記のとおりである。

科目	残高(千円)
受贈財産評価額	10,793,384
寄付金	83,360
工事負担金	21,530
その他資本剰余金	2,332,010
計	13,230,286

残高の大半を占める受贈財産評価額は、主に旧秋田第二工業用水道に係る施設について一般会計から受贈を受けた際に計上されたものである（「1. 中期経営計画について」参照）。その他、寄付金、工事負担金、その他資本剰余金（主なものは補助金である）は、いずれも資本的支出に充てるため受領したもので、工業用水道施設を建設する際の財源となったものである。

工業用水道事業における有形固定資産残高のうち、これらの補助金等財源によって賄われた部分は固定資産台帳にその金額が記載され、当該固定資産の取得価額から充当した補助金等の金額に相当する金額を控除した額を帳簿価額とみなして減価償却が行なわれている。

る（いわゆる「みなし償却」）。

②実施した手続

資本剰余金として整理されている「補助金等」の内容について、対応する固定資産帳簿との照合およびヒアリングを実施した。

③結果

上記の手続を実施したところ、固定資産台帳に「補助金等」充当額として記載されている金額と資本剰余金残高が整合しなかった。

(単位：千円)

固定資産台帳の金額	国庫補助金等	有形固定資産	1,170,356
		無形固定資産	1,259,947
	受贈	旧第二工業用水	10,692,669
		庁舎使用权	54,379
		その他受贈財産	46,336
計(A)		13,223,687	
資本剰余金残高(B)		13,230,286	
差異(B)-(A)		6,599	

④指摘

固定資産台帳に記載される「補助金等」充当額は、みなし償却を行なう際に帳簿価額算定の基礎となる重要な数値である。速やかに原因を調査して、不整合を解消すべきである。また、毎年度末において固定資産台帳と決算額との照合を行ない、不明な差異の存在が速やかに検出できるような仕組みを整えることが必要である。

Ⅲ 両事業に共通する事項

1. 契約について

(1) 概要

①秋田県公営企業における入札・契約の種類

秋田県公営企業が締結する入札・契約については、秋田県公営企業財務規程（以下、「財務規程」という。）第3章に規定されている。当該財務規程で規定されている入札・契約の種類には、A. 一般競争入札、B. 指名競争入札、C. 随意契約、D. 特定調達契約がある。

A. 一般競争入札

一般競争入札は、調達・発注などの際に、契約の内容を公告し、複数の業者に自由に入札に参加させる制度で、最も有利な条件を提示したものを契約の相手方とする。入札参加者を一定の条件を満たすものに限る一般競争入札を条件付き一般競争入札という。

会計法および地方自治法の定めにより、国および地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によることとされている。

B. 指名競争入札

指名競争入札は、あらかじめ契約を結ぶことを希望するものを複数指定し、指定されたものだけに入札に参加させる制度である。

C. 随意契約

随意契約は上記のような入札などの競争の方法によらず、任意に適当と思われる相手方を選定し締結する契約である。随意契約によることができる契約は以下のとおり財務規程に規定されている。

工事または製造の請負	250 万円以下
財産の買入	160 万円以下
物件の借入	80 万円以下
財産の売払	50 万円以下
物件の貸付	30 万円以下
上記以外のもの	100 万円

D. 特定調達契約

特定調達契約とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、「特例政令」という。）の規定にしたがい行なわれる競争入札により締結される契

約である。特例政令とは、1994年にマラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するために制定されたものであり、世界貿易の一層の自由化および拡大を図るなどの目的のために一定金額以上の政府調達に関して規定を設けているものである。

②契約の締結

財務規程によれば、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、契約締結伺及びこれに添付された設計図書その他の書類を審査し、契約書を作成して、契約の相手方とともに当該契約書に記名押印するもの」とされている。財務規程に定められている当該契約締結伺に係る決裁・専決区分は以下のとおりである。

・工事に係る契約締結伺

知事決裁事項	1件の金額が3億円以上
産業労働部長専決事項	1件の金額が2億円以上3億円未満
公営企業課長専決事項	1件の金額が2億円未満

・工事に係る契約変更

知事決裁事項	増減額が3,000万円以上
産業労働部長専決事項	増減額が500万円以上3,000万円未満
公営企業課長専決事項	増減額が500万円未満

・工事以外に係る契約締結伺

知事決裁事項	1件の金額が3,000万円以上
産業労働部長専決事項	1件の金額が500万円以上3,000万円未満
公営企業課長専決事項	総務班長専決事項以外の事項で1件の金額500万円未満
総務班長専決事項	・消耗品費、賃借料、通信運搬費および雑費（食糧費のうち別に定めるものを除く。）で1件の金額が10万円未満 ・職員の旅費で500万円未満

③検査

地方自治法および財務規程の規定により、契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするために、検査員が検査を行なうこととされている。そして、検査員は、検査を完了したときには、検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならないと規定されている。

④契約数の概要

電気事業会計における「平成 23 年度秋田県公営企業会計決算審査及び監査資料 12 請負工事調 13 委託・受託契約調」に記載の契約をまとめると、下記のとおりである。

(単位：件)

	改良費	修繕費	送電費	一般管理費	委託	合計
一般競争入札	1	-	-	-	-	1
条件付き 一般競争入札	19	26	2	-	54	101
指名競争入札	-	-	-	-	6	6
随意契約	16	301	-	1	53	371
合計	36	327	2	1	113	479

また、同様に工業用水道事業会計での契約をまとめると、下記のとおりである。

(単位：件)

	改良費	修繕費	委託(注)	合計
一般競争入札	1	-	-	1
条件付き 一般競争入札	6	6	8	20
指名競争入札	1	1	-	2
随意契約	3	15	12	30
合計	11	22	20	53

(注) 指定管理契約 (1 件) を、随意契約の件数に含む。

(2) 実施した手続

「平成 23 年度秋田県公営企業会計決算審査及び監査資料 12 請負工事調 13 委託・受託契約調」に記載の契約をもとに任意でサンプルを抽出したうえで、これらにつき、以下の視点から契約に関連する証憑を閲覧するとともに適宜質問を実施し、契約事務の適正性を確認した。

- 契約方法は適切か。
- 契約締結伺いは適切な権限者の決裁を経ているか。
- 検査は適切に行なわれているか。

(3) 結果

①抽出したサンプル

(単位：千円)

NO	種別	科目	工事名	契約方法	設計額	契約額	落札率	備考
(電気事業会計)								
1	改良費	機械装置	杉沢発電所 発電機巻線更新工事	条件付一般	295,876	249,889	84.5%	
2	改良費	機械装置	玉川発電事務所 集中監視制御装置更新工事	条件付一般	299,247	251,575	84.1%	
3	改良費 修繕費	機械装置 〃	鎧畑発電所 2号水車改良及び点検修繕工事	条件付一般	352,849	317,635	90.0%	
4	改良費	機械装置	杉沢発電所 冷却装置盤等改良工事	随意契約	8,001	7,644	95.5%	
5	改良費	機械装置	秋田発電事務所 横手系監視制御装置ソフトウェア改造工事	随意契約	16,596	16,222	97.7%	
6	修繕費	構築物	早口発電所 取水口スクリーン改良工事	条件付一般	36,276	35,497	97.9%	
7	修繕費	機械装置	板戸発電所 水車封水部カーボンリング調査	随意契約	2,565	2,565	100.0%	
8	委託	水力発電費	玉川発電事務所 発電所土木施設等維持管理業務委託費	条件付一般	11,952	11,888	99.5%	
9	委託	水力発電費	玉川発電事務所 管内除雪委託	条件付一般	9,166	7,863	85.8%	
(工業用水道事業)								
10	修繕費	構築物	勝平系送水管漏水対策工事	随意契約	9,023	8,622	95.6%	注1
11	改良費	構築物	勝平系送水管布設工事	条件付一般	150,793	131,806	87.4%	注2
12	改良費	構築物	勝平系送水管布設工事	条件付一般	128,166	112,098	87.5%	注2
13	委託	維持管理費	天日乾燥床等汚泥搬出業務委託	条件付一般	11,552	6,395	55.4%	
14	委託	維持管理費	天日乾燥床等汚泥搬出(秋期)業務委託	条件付一般	3,190	1,570	49.3%	

(注1) 本来は一般競争入札に付す件名であるが、東日本大震災の復旧工事のため、緊急性を重視して随意契約としている。

(注2) 平成23年度末で未完了の件名であるため、上記手続のうち検査の適正性は実施していない。

上記サンプルについては、以下の検出事項を除き、所定の手続を経て契約が締結されていた。

②検出事項

(単位：千円)

NO	種別	科目	工事名	契約方法	設計額	契約額	落札率	備考
7	修繕費	機械装置	板戸発電所 水車封 水部カーボンリング 調査	随意契約	2,565	2,565	100.0%	

上記については、受注者からの請求(当初請求額は2,610千円)につき検査が行なわれ、検査確認調書が作成されたうえで、支払も行なわれていたものの、結果として、先方からの請求の中に、契約上、公営企業が支払う必要のないもの(44千円)が含まれていた。具体的には以下のとおりである。

上記契約は、秋田発電・工業用水道事務所に係る機器の点検および作業に必要な技術指導について、受注者が技術員を派遣するという契約である。当該契約においては、技術者の派遣に要する経費(以下、「派遣費」という。)は日額、時間外勤務手当および旅費の合計額とされており、交通費、宿泊費および現地経費からなる旅費については秋田県公営企業旅費規程(以下「旅費規程」という。)に基づくものとされている。

旅費規程では、第4条で、旅費の額及びその支給方法等については、この規程に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例の規定の例によることとされており、当該条例では、現地経費につき、第20条第2項にて「県内を用務地とする旅行における現地経費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により負担する費用についてこの条例の他の規定により旅費が支給されない場合に限り、支給する。」とされている。

本件については、交通費、宿泊費といった旅費が派遣費として支払われるため、旅費規程に基づけば、現地経費は支払う必要はない。しかし、受注者からの請求の内訳に現地経費44千円が含まれており、これが検査で適時に発見されず、支払が行なわれた後、その旨が発覚し、過大に支払った分につき受注者へ返金の請求をするという事態が発生した。

当該過払が発覚した経緯としては、本件は技術員派遣契約であったため、他の発電所につき他の業者とも同様の契約を締結しており、他の業者からの請求と見比べた際に発見されたとのことであった。なお、当該過払分44千円については、平成23年度に返金を受けている。

(4) 意見

本件の誤請求による過払い分の返金は契約と同一年度（平成 23 年度）に手続きされているものの、規定の適用誤りにより、受注者から誤請求がなされるリスクは契約当初で把握できたものと考えられる。そのため、契約段階で、あらかじめ検査時に留意すべき事項を把握し、検査員に当該事項を適切に引継ぐべきである。

2. 損益について

(1) 資本的支出と修繕費・除却費について

①概要

固定資産について修理・改良などを行なった場合、当該修理・改良などに要した支出額を資本的支出（固定資産に計上し、減価償却を通じ、耐用年数にわたって費用化するもの）とするか、修繕費（当該支出年度の費用とするもの）とするかが実務上の論点となる。

一般に、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する支出額が資本的支出、固定資産の通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分に対応する支出額が修繕費となる。

仮に、資本的支出とすべきものを修繕費として計上してしまった場合には、耐用年数にわたって費用化されるべき支出額が、全額当該年度の費用として計上されることとなるため、費用を前倒して処理することになる。一方、修繕費とすべきものを資本的支出として固定資産に計上してしまった場合、当該支出年度の費用として計上すべきものが、耐用年数にわたって費用化されることとなるため、費用を繰延べ処理したことになる。

このように、固定資産の修理・改良などについて、資本的支出と修繕費との区分を誤ると、期間損益計算の適切性が損なわれることとなる。

②実施した手続

固定資産の修理・改良工事に関して、「1. 契約について」で抽出した「鑑畑発電所 2 号水車改良及び点検修繕工事」をサンプル対象として、どのような業務フローのもとに、資本的支出と修繕費とを区分しているかについてヒアリングを実施した。

③結果

A. 資本的支出・修繕費の区分処理についての業務フロー

(a) 予算策定

予算策定段階において、各担当者により、改良修繕の区分の判断を行なっている。

(b) 設計

入札の実施に先駆け、公営企業課において設計書を作成することとなるが、当初の段階において、設計書の内訳明細項目毎に、資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかについて区分がなされ集計される。なお、当該設計書については、設計者とは別の担当者による検算が行なわれる。

(c) 設計変更がある場合

工事の途中で設計変更の必要が生じた場合、変更後の内容に基づき工事請負変更契約書が締結されるが、当該設計変更時においても (b) と同様に、作成する変更設計書において、内訳明細項目毎に、資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかについて区分がなされ集計される。なお、当該変更設計書についても、設計者とは別の担当者による検算が行なわれる。

B. 資本的支出・修繕費の区分処理の判断について

上記のように、資本的支出と修繕費との区分についての判断の結果は設計書に明記されることとなっている。ここで、公営企業課によれば、個々の項目が資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかについての具体的判断は、基本的には固定資産の機能を向上させるものであるか否かにより判断しており、特段文書化されたマニュアルやガイドラインは策定されていないとのことであった。

④意見

前述のように、資本的支出と修繕費との区分を誤ると、期間損益計算の適切性が損なわれることとなる。そのため、設計実施者においては、引き続き合理的な判断のもとに資本的支出と修繕費との区分処理を行なうことが望まれる。また、検算実施者においても、単に集計が適切に行なわれているかという観点のみならず、資本的支出と修繕費との区分処理が適切に行なわれているかという観点から検算を行なうことが望まれる。

なお、資本的支出に該当するものか、あるいは修繕費に該当するものかの判断については、個々のケースに応じて実質的に判断することが必要な側面が大きいため、当該区分処理につき、当初予算、料金交渉時に課内それぞれの担当者が集まって区分処理していると

のことである。ただし、資本的支出と修繕費との区分については、各担当者及び班により判断基準が異なってしまうことや人員の異動等により、過年度の判断と整合しない項目を防ぐため、公営企業課全体として、区分処理の判断基準をマニュアル化するなど整理することが望ましい。

3. 資産について

(1) 固定資産の台帳管理について

①概要

財務規程第136条には、固定資産台帳を備え、取引を整理しなければならない旨が規定されている。

②実施した手続

秋田県における固定資産台帳を用いた固定資産管理方法について、台帳の閲覧およびヒアリングを実施した。

③結果

秋田県においては、手書きの台帳と、スプレッドシートで作成している台帳の2種類がある。両者の主な用途は以下のとおりである。

手書き台帳	取得、除却、減価償却等の履歴管理に用いている。 取得から償却終了または除却まで一覧できる。
スプレッドシート台帳	決算書付属書類における固定資産明細書を作成するための減価償却費の計算、集計に用いている。 各年度ごとに作成している。

④意見

上記のように、目的の異なる2種類の台帳が混在していることで、固定資産の取得、除却、減価償却などの状況を両者に反映させる必要があり、現状これが手作業・手計算でそれぞれ行なわれていることから、固定資産管理業務に非効率が生じていることが想定され

る。

固定資産は、設備事業を営む電気事業および工業用水道事業において、経営上最も重要な資産であり、また、平成 23 年度末において、投資を除く固定資産の総資産に占める割合が電気事業で 62%、工業用水道事業で 90%を占めていることを鑑みると、会計上も重要な資産である。また、台帳で管理されている資産件数も、2,000 件程度あり、膨大な件数となっている。

そこで、現状手作業で管理が行なわれており、使途に応じて 2 種類作成されている固定資産台帳について、どちらの使途も達成できるよう一元化・電算化された固定資産台帳システムを導入し、固定資産管理を効率的に実施するべきである。

なお、固定資産台帳システムの導入検討に当たっては、費用対効果（たとえば、導入コストと職員の固定資産管理作業時間の減少効果との比較など）を検証することも必要である。

(2) 固定資産の現物管理について

①概要

財務規程第 206 条においては、「課長及び地方公所の長は、固定資産について少なくとも毎事業年度一回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」と規定されており、これを実地照合という。

実地照合は、固定資産台帳と現物とを照合することにより、台帳に掲載されている資産が実在していることを確認するとともに、現物が漏れなく網羅的に台帳に掲載されているかを確認することを目的とする。また、資産の遊休状態の確認なども併せて実施することができる。

②実施した手続

秋田県において、財務規程第 206 条に規定されている実地照合がどのように行なわれているかについてヒアリングを実施し、関連書類の閲覧により確認した。

③結果

固定資産の実地照合について、平成 13 年度は「固定資産等の調査について（通知）」を旧企業局総務課長より各課（所）長宛に通知していたが、それ以降の年度は、このような実地照合を行っていない。最近は、主に以下の方法により行われているとの回答を得た。

- 機械装置については、発電事務所職員が、毎月 2 回定期点検をしており、装置などの稼働状況を確認している。
- 土木施設については、公営企業課発電施設班が、発電事務所職員と一緒に年 1 回巡回しており、状況の確認をしている。また、土木巡視点検は毎月 1 回土木関係業者に委託して報告を受けている。
- 備品などについては、常時使用しながら、確認するとともに不具合のあった時に対応している。

なお、平成 23 年度に、全ての固定資産を網羅的に実地照合したことを、照合実施者以外の者が検証したか否かをヒアリングしたところ、「毎年 1 1 月に次年度予算についてのヒアリングを行い、発電事務所職員及び公営企業課職員が、各発電所などの改良工事、修繕工事の箇所を確認している。」との回答を得た。

また、固定資産台帳上、各固定資産に資産番号は付与されておらず、固定資産現物に台帳上のどの資産に該当するか識別可能な表記もなされていないとのことであった。

④指摘

財務規程第 206 条に規定されている実地照合は固定資産台帳との照合が明記されている。この点、上記の公営企業課が実施している最近の照合は、当該照合の履歴を書面に記録していない。したがって、我々は公営企業課が固定資産台帳上の資産を漏れなく実地照合しているか否かを確認することができなかった。また、実地照合の実施方法についても特に規程やマニュアルなどが存在しない。したがって、公営企業課が最近実施した当該照合方法が財務規程第 206 条に規定されている実地照合の目的と合致しているか否かを確認することができなかった。

財務規程第 206 条に規定されている固定資産の照合は「少なくとも毎事業年度一回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とあることから、平成 13 年度に実施されたような実地照合を毎事業年度行なう必要がある。

また、その実地照合の方法に関する規定（ルール）を策定し、それを周知して実施することが必要である。なお、当該ルールには、①いつ誰がどのように照合を実施するのか、②どのように照合を記録するのか、③照合が網羅的に正しく行われたことをどのように検証するのか、などを含むことが必要である。

⑤意見

現状、固定資産台帳上、各固定資産に資産番号は付与されておらず、また、固定資産現物に台帳上のどの資産に該当するか識別可能な表記もなされていない。すべての資産につ

いて実施する必要はないが、土地、建物や動かすことのできない機械装置などを除き、少なくとも動かすことが可能な資産については、たとえば、台帳上固定資産番号を付すとともに、現物には当該番号を表記したシールを添付するといった方法や、台帳に資産の型式などを詳しく記載することなどにより、固定資産現物と台帳を現状よりも明確に紐付けて管理すべきである。

4. 負債および資本について

(1) 修繕引当金について

①概要

地方公営企業法施行規則別表第1号においては、その勘定科目表の中に修繕引当金が記載されている。この点、平成23年度秋田県電気事業貸借対照表においては158,668千円の修繕準備引当金が、また工業用水道事業貸借対照表においては242,627千円の修繕準備引当金が計上されている。なお、現行の地方公営企業会計基準では、修繕引当金の算定および計上方法についての明確な規定がない。

②実施した手続

秋田県における修繕準備引当金の計上方法についてヒアリングを実施した。

③結果

修繕引当金は、修繕費の料金織込額と実績額を比較し、実績が料金織込額に未達であった場合には料金織込額に未達であった金額を修繕準備金引当として費用計上し、修繕準備引当金を計上している。逆に実績額が料金織込額を超過した場合には超過分につき引当金を取崩すとのことであった。これは、毎年度の修繕費を料金織込額と一致させるための会計処理となっている。当該会計処理を以下に例示する。

A. 実績額が料金織込額に未達であった場合の会計処理例：支出額900を修繕費として費用に計上し、料金織込額に未達であった100を修繕引当金として積み立てる。

(料金織込額1,000、実績額900の場合)

(借方)	修繕費	900	(貸方)	現金預金	900
	修繕準備金引当	100		修繕準備引当金	100

B. 実績額が料金織込額を超過した場合の会計処理例：支出額 1,100 を修繕費として費用に計上し、料金織込額を超過した 100 について、修繕引当金を取り崩す。

(料金織込額 1,000、実績額 1,100 の場合)

(借方)	修繕費	1,100	(貸方)	現金預金	1,100
	修繕準備引当金	100		修繕準備引当金取崩(注)	100

(注) 当該勘定科目は営業費用項目である

④意見

次節の特別修繕引当金と併せて述べることとする。

(2) 特別修繕引当金について

①概要

民間の企業においては、一般的に、法令などにより設備のオーバーホールが義務付けられている場合に代表されるように、定期的な大規模な修繕が行なわれている場合には、当該大規模修繕に要する費用を見積り、特別修繕引当金を計上する会計処理が行なわれている。この点、現行の地方公営企業会計基準においては、このような特別修繕引当金の計上は求められていない。

②実施した手続

秋田県における大規模修繕に関する会計処理についてヒアリングを実施した。

③結果

秋田県では、電気事業法第 42 条の規定にしたがい定めた保安規程において、12 年に一度、オーバーホールを行なう旨が規定されている。電気事業会計において、このような大規模なオーバーホールに係る費用については、オーバーホール完了の日が属する事業年度の費用として会計処理している。ただし、上記(1)修繕引当金の節でも述べたように、各年度の修繕費の予算額と実績額を比較し、実績が予算に未達であった年度には予算に未達であった金額を修繕準備金引当として費用計上するとともに、修繕引当金を負債計上しており、逆に実績額が予算額を超過した年度には超過分につき引当金を取崩す処理を行なっている。

④意見

電気事業会計においては、法令の定めによるオーバーホールに係る費用とそれ以外の通常の修繕に係る費用を特段区別せず、年度毎に修繕費の予算額と実績額を比較し、実績が予算に未達であった場合には予算に未達であった金額を修繕準備金引当として費用計上するとともに、修繕引当金を負債計上しており、逆に実績額が予算額を超過した場合には超過分につき引当金を取崩す処理を行なっている。

現行の地方公営企業会計基準においては、修繕引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、上記の会計処理方法は認められるものであると考えられる。しかしながら、新地方公営企業会計基準においては、引当金について、「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるもの」という引当金の要件を満たす場合に引当金を計上することになっている。修繕引当金および特別修繕引当金もこの引当金に該当する。

したがって、今後は新地方公営企業会計基準の導入に当たり、従来のような秋田県の処理は見直す必要がある。具体的にどのような場合にどのように修繕引当金や特別修繕引当金を算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。

（3）賞与引当金について

①概要

民間の企業会計においては、支給対象期間に基づく賞与の支給が就業規則などに定められている場合、年度末においてその年度の負担に属する金額を合理的に見積り、賞与引当金を負債計上する会計処理が行なわれている。この点、現行の地方公営企業会計基準においては、このような賞与引当金の計上は求められていない。

②実施した手続

賞与引当金の計上に係る会計処理の考え方について、ヒアリングを実施した。

③結果

秋田県においても現行の地方公営企業会計基準に基づき、賞与引当金は計上していないとのことであった。

④意見

現行の地方公営企業会計基準において賞与引当金の計上は求められておらず、秋田県の会計処理はそれに沿ったものである。しかしながら、地方公営企業会計基準が前提とする発生主義会計の考えに鑑みれば、引当金の計上要件を満たすものはすべて引当金として負債計上するのが、本来あるべき会計処理である。

この点、新地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たすものについて引当金を計上することが求められており、賞与引当金の計上が新たに必要となる。

秋田県では秋田県企業職員給与規程において、一定の支給対象期間を対象に期末手当および勤勉手当を支給することが定められているため、新基準導入時には、毎年度末における在籍者について翌年6月の支給額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額（一般的には月数按分により求められる）を、賞与引当金として負債に計上することが必要になる。したがって、新基準の導入に先立って、賞与引当金をどのように算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。

（４）退職給付引当金について

①概要

地方公営企業法施行規則別表第1号においては、その勘定科目表の中に退職給与引当金が記載されている。この点、平成23年度秋田県電気事業貸借対照表においては744,728千円の退職給与引当金が計上されており、また、工業用水道事業貸借対照表においては35,819千円の退職給与引当金が計上されている。

（注）民間の企業会計および新地方公営企業会計基準においては「退職給付引当金」という用語が用いられている。秋田県公営企業が計上しているものについては「退職給与引当金」と記載し、新地方公営企業会計基準について言及する場合には「退職給付引当金」と記載することとする。

②実施した手続

秋田県における退職給付引当金の計上方法についてヒアリングを実施した。

③結果

秋田県電気事業会計においては、以下のように退職給与引当金の計上または取崩しが行なわれている。まず、計上については、平成15年度より、每期80,000千円ずつ計上している。これは、平成12年度決算に係る監査委員の監査において、退職給与引当金の計上不足について助言があり、これに基づき、平成15年度より、当時計上不足とされていた

1,200,000千円を15年間で按分して計上するとしたことによるものである。次に、取崩しについては、退職金の支払額が予算額を超えた場合に、当該超過分について引当金を充当し取崩す処理を行なっている。

工業用水道事業会計においては、平成18年度より、3月分の給料を12倍した金額の15%を每期計上している（平成23年度の計上額は3,942千円）。一方、取崩しについては、電気事業会計と同様の処理を行なう方針であるが、最近では退職者が出ていないため、取崩しの実績がない。

④意見

現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、秋田県の会計処理方法は認められる。しかしながら、いわゆる新地方公営企業会計基準においては、退職給付引当金の会計処理方法として、期末時点の退職給付引当金残高が、年度末退職者を除く全職員が期末日に自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額となるようにする旨が規定されている。

したがって、現行の会計処理方法は平成25年度決算までは認められるものの、平成26年度以降は期末要支給額による方法へ変更することが必要になることから、それまでには、期末要支給額を把握するための体制を整えることが必要になる。

5. 秋田県職員が再就職した団体との取引などについて

(1) 概要

公営企業と秋田県職員が再就職した団体とが取引などを行なう場合、馴合いなどから不適切・非効率な取引などが発生する可能性がある。

(2) 実施した手続

秋田県職員が再就職した団体、およびその団体と公営企業との取引内容などについてヒアリングするとともに、必要に応じて関連資料を閲覧した。

(3) 結果

A. 秋田県職員が再就職した団体との間での取引について

秋田県の公営企業（電気事業・工業用水道事業）と県職員が再就職した団体（第三セクターなど）との間での取引（平成23年度）は、以下のとおりであった。

	契約件名	契約者名	契約年月	契約金額	備考
電気事業	小和瀬発電所 積算資料作成業務委託	財団法人 秋田県建設技術・工業材料試験センター	平成 24 年 2 月 23 日	1,423 千円	随意契約（注 1）、 理事長が県職員 OB
工業用水道事業	秋田工業用水道 新城川汚泥最終処分場調査業務委託	株式会社 秋田県分析化学センター	平成 23 年 4 月 25 日	4,140 千円	一般競争入札、代表取締役社長が 県職員OB
	秋田工業用水道改良工事 積算資料作成業務委託	社団法人 秋田県建設技術センター	平成 23 年 4 月 26 日	2,256 千円	随意契約（注 2）、 理事長が県職員 OB
	用地取得等事務業務委託	秋田県土地開発公社	平成 23 年 10 月 13 日	593 千円	随意契約、理事 1 名が県職員OB
	積算資料作成業務委託（勝平系送水管）	社団法人 秋田県建設技術センター	平成 23 年 10 月 31 日	4,366 千円	随意契約（注 3）、 理事長が県職員 OB

随意契約理由書における「随意契約の理由等」の記載内容

- (注 1) 本業務は、県が発注する請負工事の予定価格の基になる設計価格算出業務である。設計価格の算出に当たっては、県積算基準の適用性、公正性、守秘性が要求される。見積徴収業者は、県内の建設行政補完機関の内、県および市町村が発注する建設土木工事の積算業務を唯一実施している機関である。また、実績も豊富である。以上のことから、随意契約したい。
- (注 2) 同上
- (注 3) 本業務は、県政の補完業務として県積算基準の適用性、公平性、守秘性が要求される専門的な業務である。これを行なえるのは秋田県の建設事業の振興発展に寄与することを目的に、公益法人として設立された次のもののみであることから、随意契約したい。

B. 財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターについて

社団法人秋田県建設技術センター（以下、「建設技術センター」という。）と財団法人秋田県工業材料試験センター（以下、「工材試験センター」という。）が平成 24 年 2 月 1 日に合併して、財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センター（以下、「新法人」という。）を設立している。工材試験センターは秋田県の第三セクター（出資比率 100%）であったが、県との取引は少なかった。一方、建設技術センターは秋田県の第三セクターではなかったが、県との取引が多かった（公営企業以外との取引を含む）。秋田県は出資割合 25%

以上の法人を県の指導監督の対象とする第三セクターとしていたため、合併後に出資割合が25%未満となった新法人を県の指導監督の対象とする第三セクターとしていない。しかしながら、新法人の平成23年度の計算書類などを見る限り、秋田県との取引（公営企業以外との取引を含む）は多く、また県職員および県職員OBが役員に就任している。

【平成23年度の受託事業収益】 (単位：千円)

	建設技術センター (4月～1月)	新法人 (2月～3月)	年間合計 (4月～3月)	事業割合
秋田県	232,002	140,701	372,703	84%
秋田県以外	16,739	52,090	68,829	16%
受託合計	248,741	192,792	441,533	100%

なお、新法人はこの受託事業を建設技術事業特別会計として他の会計と区分しており、この会計における平成23年度末の総資産は1,200,936千円である。このうち正味財産（純資産）が484,950千円であること、新法人には外部からの借入金がないことから、秋田県の他の第三セクターと比較して相対的に財政状態が良いと考えられる。

また、秋田県に調べて頂いたところ、新法人は県職員OBおよび現役職員を役員として多く受け入れていることが分かった。役員として受け入れた県職員OBは全て有給であり、この人数4人は、その他の有給役員の数2人と比べて数が多い。

【平成23年度末の役職員の内訳】 (単位：人)

	内訳	人数	うち、新法人からの給与 支給がある人数	備考
役員	県職員	3	0	非常勤
	県職員OB	4	4	
	その他	8	2	
職員	県職員	1	0	
	県職員OB	0	0	
	その他	32	32	事務局長は常務理事が、総務部長は企画部長が兼務のため、その分は人数・給与支給人数に含まない。
役職員合計		48	38	

(4) 意見

新法人については、公営企業という今回の監査テーマの範囲を超える部分もあるが、以下の点について見直しを検討すべきである。

A. 委託契約形態の見直しについて

先ず、この法人の業務は県政の補完業務として重要な役割を担っている県内唯一の法人であるということは理解できるが、そうであれば、その法人の業務を県の業務として内製化（インソーシング）するか、あるいは契約金額の在り方を見直すべきである。この点、内製化（インソーシング）すれば県職員が積算などの業務を行なうことになるため、人件費など県の費用負担が上昇し、結果として安価な積算業務が行なえないという反論も予想される。しかしながら、現行の委託契約は必ずしも安価とは言い切れない。入札によって決定した競争価格ではないからである。特に、この法人の受託業務は、秋田県の所定の予定価格の範囲内ということだけである。この法人の決算書をみる限り、黒字であると推察することができるため、現行のように外部への委託契約形態を継続するのであれば、実費弁償方式による契約形態の導入を検討すべきである。一般の営利法人と異なり、県政の補完業務として重要な役割を担っている県内唯一の法人であるならば、県からの委託業務によって黒字を得る必要性は乏しいと言えるからである。

B. 秋田県関係者の役員就任の見直しなどについて

次に、秋田県職員 3 人が無給役員として就任し、かつ県職員 O B 4 人が有給役員として就任している。この法人の業務の大部分は秋田県からの受託業務に依存しており、その委託金額合計も多額であることから、公共調達価額の適正性という観点、秋田県職員の再就職の公正性という観点から、秋田県関係者の役員就任の在り方を再検討すべきである。

なお、秋田県は出資割合から新法人を県の指導監督の対象とする第三セクターに該当しないとしているが、その業務内容、県からの委託業務の規模および県関係者の役員就任状況からみて、県が事務の状況などを管理監督することが適切であり、その体制を整備することを検討すべきである。

(参考) 秋田県職員退職者の再就職について

秋田県（総務部人事課）では、毎年度4月1日から3月31日までに県を退職した職員の再就職状況を一般公表している。

(単位：人)

退職年度	各種団体	左のうち 出資法人等)	民間企業	県以外の 地方公共 団体・国	県再任 用・県 非常勤 等	再就職者 計 (a)	再就職 せず	不明	退職 者計 (b)	再就職割 合(注) (a) / (b) ×100
23年度	38	(18)	13	4	56	111	51	—	162	68%
22年度	59	(19)	4	3	61	127	66	—	193	65%
21年度	50	(19)	19	7	45	121	84	—	205	59%
20年度	60	(16)	6	2	39	107	73	—	180	59%
19年度	70	(24)	18	1	36	125	93	—	218	57%

(注) 再就職割合は監査人が算定した。

この表からは、最近5年間の再就職割合は年々増加傾向にあること、「出資法人等」には毎年コンスタントに再就職していることが読み取れる。

なお、本庁課長級以上で退職した職員の再就職情報を個人別に公表しているが、その再就職理由は公表されていない。本庁課長級以上の退職職員のうち、社団法人秋田県建設技術センターには平成23年4月1日に3人が、財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターには平成24年4月1日に1人が、理事として就任している。

以 上